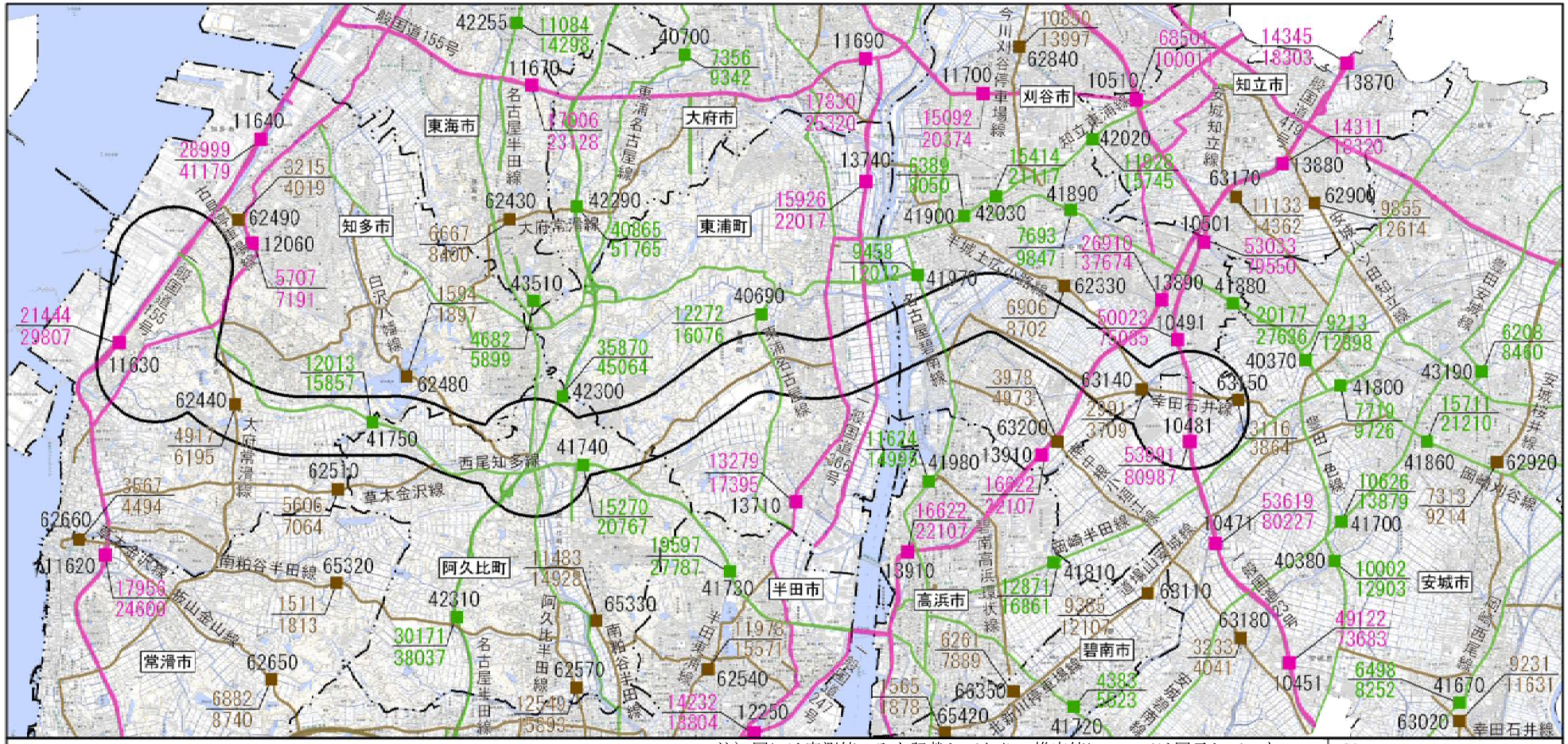

出典：「令和３年度　全国道路・街路交通情勢調査　一般交通量調査　集計表　愛知県」（国土交通省 HP、令和７年５月閲覧）
「全国交通量調査令和３年度全国道路・街路交通情勢調査交通量図ビューワ」（交通工学研究会）

図 4.2-12　交通の状況（道路）

(2)鉄道の状況

調査区域における鉄道の状況を表 4.2-13 及び図 4.2-13 に示す。名古屋鉄道常滑線・河和線・三河線・西尾線、JR 東海道本線・武豊線等の路線が通っている。

表 4.2-13 駅別年間乗車人員（JR 東海:令和 5 年度、名古屋鉄道：令和 4 年度）

市町	鉄道会社名	路線名※1	駅名※1※2	乗車人員数※2※3（人）
知多市	名古屋鉄道	常滑線	－	－
常滑市	名古屋鉄道	常滑線	－	－
阿久比町	名古屋鉄道	河和線	－	－
東海市	名古屋鉄道	常滑線	－	－
	名古屋鉄道	河和線	－	－
大府市	JR 東海	東海道本線	大府	4,930,509
東浦町	JR 東海	武豊線	－	－
半田市	JR 東海	武豊線	－	－
高浜市	名古屋鉄道	三河線	－	－
刈谷市	JR 東海	東海道本線	刈谷	10,302,214
	名古屋鉄道	三河線	刈谷	3,868,272
知立市	名古屋鉄道	名古屋本線、三河線	知立	5,162,153
碧南市	名古屋鉄道	三河線	－	－
安城市	JR 東海	東海道本線	安城	3,865,984
		東海道本線新幹線	三河安城	2,416,444
	名古屋鉄道	西尾線	－	－

備考）
※1．主要路線及び主要駅のみを掲載している。
※2．駅名及び乗車人員数の「－」は出典に記載が無いことを示す。
※3．他の交通機関との連絡（乗り換え）人員を含む。
出典：「令和 6（2024）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

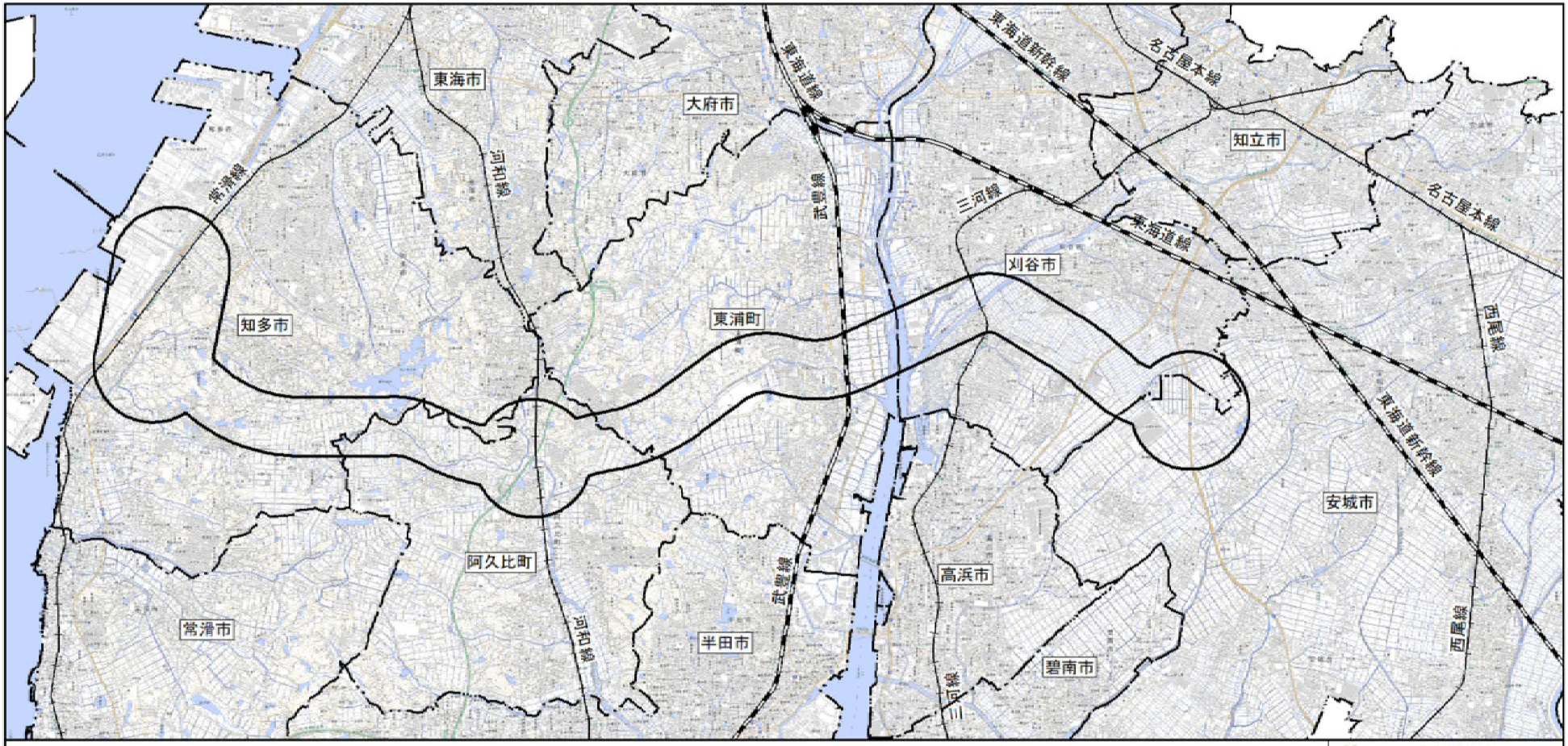

凡　例

都市計画対象道路事業実施区域

行政界

鉄道の区分

JR東海

名古屋鉄道

出典：「国土数値情報（鉄道データ）」(国土交通省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
「令和 5（2023）年度刊愛知県統計年鑑」(愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

図 4.2-13　交通の状況（鉄道）

4.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

調査区域には、住宅地等の市街地が広がり、学校、図書館、病院・診療所、老人福祉施設、保育所等が点在している。調査区域における環境の保全についての配慮が必要な施設の状況を表 4.2-14(1)～(5)、表 4.2-15、表 4.2-16(1)～(13)、表 4.2-17(1)～(4)、表 4.2-18(1)～(4)及び図 4.2-14～図 4.2-18 に示す。

また、図 4.2-19 に示すとおり、人口集中地区（DID）の一部に調査区域が重なっている。

表 4.2-14(1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
1	幼稚園	知多市	長浦聖母幼稚園	長浦 3-29	○
2			まさ美幼稚園	つつじが丘 4-15	
3			まさみが丘幼稚園	旭南 5-112	
4			梅が丘幼稚園	梅が丘 1-89-1	
5		常滑市	常滑大和幼稚園	金山深谷 64	
6		阿久比町	ほくぶ幼稚園	卯坂西谷 63	
7		東海市	雨尾幼稚園	大田町西ノ脇 29-13	
8			上野台幼稚園	富木島町西長口 70	
9		大府市	大府大和幼稚園	横根町平地 288	
10		半田市	つばさ幼稚園	岩滑西町 4-40	
11			長根幼稚園	長根町 1-16	
12			乙川幼稚園	乙川若宮町 45	
13		高浜市	高浜ひかり幼稚園	清水町 6-6-36	
14			吉浜幼稚園	屋敷町 5-9-2	
15			高浜南部幼稚園	碧海町 4-6-13	
16		刈谷市	暁星幼稚園	東陽町 4-37	
17		知立市	桜木幼稚園	中町花山 15-3	
18			知立幼稚園	山屋敷町富士塚 1-97	
19			長篠幼稚園	長篠町新田東 23-2	
20			はなの木幼稚園	昭和 5-9	
21		碧南市	西端幼稚園	上町 2-77	
22		安城市	愛知学泉短期大学附属幼稚園	小堤町 4-25	
23			愛知学泉大学附属幼稚園	安城町栗ノ木 41-1	
24			愛知学泉大学附属桜井幼稚園	桜井町稲荷東 20-3	
25			石橋幼稚園	里町足取 3	
26			ともえ幼稚園	今本町 1-6-30	
27	小学校	知多市	八幡小学校	八幡里之前 84	
28			新知小学校	新知廻間 1	
29			佐布里小学校	佐布里五明 26	
30			新田小学校	八幡鍋山 65	
31			岡田小学校	岡田段戸坊 1	
32			旭北小学校	日長白山 50	○
33			旭南小学校	金沢向山 1	
34			つつじが丘小学校	つつじが丘 4-26	

注）表中の番号は、図 4.2-14 と対応している。
出典：「愛知県私立幼稚園連盟[あいしよう] 幼稚園一覧」（公益社団法人 愛知県私立幼稚園連盟 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「ここ de サーチ」（子ども子育て支援情報公表システム、令和 7 年 5 月閲覧）
「学校一覧」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「大学一覧」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-14(2)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
35	小学校	知多市	南粕谷小学校	南粕谷本町 3-77	
36			旭東小学校	大興寺広目 10	
37		常滑市	三和小学校	久米諏訪山 183	
38			大野小学校	大野町 10-70	
39			鬼崎北小学校	住吉町 2-56	
40		阿久比町	東部小学校	宮津宮平柴 15	
41			英比小学校	卯坂北大平 7	○
42			草木小学校	草木中郷 77	○
43			南部小学校	植大北後 24	
44		東海市	富木島小学校	富木島町手代 44	
45			横須賀小学校	高横須賀町大塚 36	
46			加木屋小学校	加木屋町編笠 9	
47			加木屋南小学校	加木屋町泡池 2	
48			大田小学校	大田町細田 23	
49			三ツ池小学校	加木屋町鎌吉良根 9	
50			船島小学校	富木島町船島 1-1	
51		大府市	大府小学校	桃山町 5-44	
52			吉田小学校	吉田町 4-33	
53			石ヶ瀬小学校	江端町 6-99	
54			大東小学校	大東町 2-61	
55		東浦町	藤江小学校	藤江仏 131	
56			生路小学校	生路傍示松 15	
57			片葩小学校	石浜坊ヶ谷 2	
58			緒川小学校	緒川八幡 7	
59			森岡小学校	森岡天王西 23	
60			卯ノ里小学校	緒川雁狭間山 18	
61			石浜西小学校	石浜三ツ池 30	○
62		半田市	岩滑小学校	岩滑高山町 5-55	
63			乙川小学校	乙川北側町 1-1	
64			乙川東小学校	花田町 3-1	
65			亀崎小学校	亀崎月見町 3-10	
66			有脇小学校	有脇町 6-37	
67			横川小学校	大伝根町 1-11-1	
68		高浜市	高浜小学校	青木町 6-1-15	
69			吉浜小学校	屋敷町 5-8-1	
70			高取小学校	本郷町 6-6-1	
71			港小学校	碧海町 4-1-7	
72			翼小学校	神明町 5-1-1	

注）表中の番号は、図 4.2-14 と対応している。
出典：「愛知県私立幼稚園連盟[あいしよう] 幼稚園一覧」（公益社団法人 愛知県私立幼稚園連盟 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「ここ de サーチ」（子ども子育て支援情報公表システム、令和 7 年 5 月閲覧）
「学校一覧」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「大学一覧」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-14(3)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
73	小学校	刈谷市	亀城小学校	城町 1-25-1	
74			小高原小学校	原崎町 1-101	
75			衣浦小学校	天王町 3-27	
76			小垣江小学校	小垣江町西王地 1-1	
77			双葉小学校	半城土中町 3-12-2	
78			住吉小学校	住吉町 3-70	
79			かりがね小学校	築地町 2-15-1	
80			東刈谷小学校	東刈谷町 3-8	
81			日高小学校	日高町 1-201	
82			朝日小学校	野田町陣戸池 151	
83			小垣江東小学校	小垣江町白沢 36	
84			平成小学校	一ツ木町 3-18-1	
85		知立市	知立小学校	中町花山 70	
86			猿渡小学校	上重原町小針 115	
87			来迎寺小学校	来迎寺町外山 5-1	
88			知立東小学校	昭和 9-1	
89			知立西小学校	鳥居 1-13-2	
90			八ツ田小学校	八ツ田町川畔 45	
91			知立南小学校	新林町新林 55-1	
92		碧南市	西端小学校	上町 3-1	
93		安城市	安城中部小学校	大東町 12-8	
94			安城南部小学校	安城町城堀 48	
95			安城西部小学校	福釜町猿町 128	
96			安城北部小学校	今本町 8-9-9	
97			錦町小学校	錦町 9-39	
98			高棚小学校	高棚町蛭田 44	
99			丈山小学校	和泉町南本郷 1	
100			桜井小学校	小川町清水道 6-1	
101			作野小学校	篠目町 4-22-1	
102			祥南小学校	安城町庚申 11	
103			二本木小学校	緑町 1-23-1	
104			里町小学校	里町足取 1-5	
105			桜町小学校	桜町 15-5	
106			桜林小学校	桜井町中狭間 35-1	
107			新田小学校	新田町新栄 100	
108			今池小学校	今池町 2-1-52	
109			三河安城小学校	箕輪町昭和 47	
110			梨の里小学校	篠目町溝川 38	
111	中学校	知多市	八幡中学校	八幡左り脇 135	
112			知多中学校	日長原山 160	○
113			旭南中学校	金沢中向山 132	
114			東部中学校	八幡池下 77	
115			中部中学校	新知東町 3-28-1	

注）表中の番号は、図 4.2-14 と対応している。
出典：「愛知県私立幼稚園連盟[あいしよう] 幼稚園一覧」（公益社団法人 愛知県私立幼稚園連盟 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「ここ de サーチ」（子ども子育て支援情報公表システム、令和 7 年 5 月閲覧）
「学校一覧」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「大学一覧」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-14(4)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
116	中学校	常滑市	青海中学校	金山南平井 13-1	
117			鬼崎中学校	常滑市港町 3-1	
118		阿久比町	阿久比中学校	卯坂半田ヶ峯 1	
119		東海市	富木島中学校	富木島町向イ 27	
120			横須賀中学校	高横須賀町猫狭間 2	
121			加木屋中学校	加木屋町西御嶽 18-1	
122		大府市	大府中学校	桃山町 3-216	
123			大府南中学校	馬池町 3-21	
124		東浦町	東浦中学校	石浜障戸 19	
125			北部中学校	緒川寿二区 80	
126			西部中学校	緒川西高根 1-5	
127		半田市	乙川中学校	大池町 3-1	
128			亀崎中学校	亀崎高根町 5-40	
129		高浜市	高浜中学校	湯山町 7-1-1	
130			南中学校	二池町 3-3-2	
131		刈谷市	刈谷南中学校	住吉町 2-1	
132			刈谷東中学校	山池町 1-201	
133			依佐美中学校	小垣江町上沢渡 5-1	
134			雁が音中学校	築地町 3-9-1	
135			朝日中学校	野田町陣戸池 152	
136		知立市	知立中学校	広見 2-4	
137			竜北中学校	山屋敷町東山 2-2	
138			知立南中学校	新林町本林 20-1	
139		碧南市	西端中学校	神田町 3-10	
140		安城市	安城南中学校	城南町 2-7-2	
141			安城北中学校	新田町小山西 18	
142			安城西中学校	福釜町中根 43	
143			桜井中学校	小川町的場丘 1-1	
144			東山中学校	里町東山 1	
145			安祥中学校	安城町天草 23	
146			篠目中学校	篠目町竜田 151	

注）表中の番号は、図 4.2-14 と対応している。
出典：「愛知県私立幼稚園連盟[あいしよう] 幼稚園一覧」（公益社団法人 愛知県私立幼稚園連盟 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「ここ de サーチ」（子ども子育て支援情報公表システム、令和 7 年 5 月閲覧）
「学校一覧」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「大学一覧」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-14(5)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
147	高等学校	知多市	知多翔洋高等学校	八幡堂ヶ島 50-1	
148		常滑市	常滑高等学校	金山四井池 10	
149		阿久比町	阿久比高等学校	阿久比尾社 2-1	
150		東海市	横須賀高等学校	高横須賀町広脇 1	
151			東海南高等学校	加木屋町社山 55	
152			東海樟風高等学校	大田町曽根 1	
153		大府市	大府高等学校	月見町 6-180	
154			桃陵高等学校	中央町 5-15	
155		東浦町	東浦高等学校	生路冨士塚 20	
156		半田市	半田東高等学校	西生見町 30	
157		高浜市	高浜高等学校	本郷町 1-6-1	
158		刈谷市	刈谷高等学校	寿町 5-101	
159			刈谷北高等学校	寺横町 1-67	
160			刈谷東高等学校	半城土町三ツ又 20	
161			刈谷工科高等学校	矢場町 2-210	
162		知立市	知立高等学校	弘法 2-5-8	
163			知立東高等学校	長篠町大山 18-6	
164		碧南市	碧南工科高等学校	丸山町 3-10	
165		安城市	安城高等学校	赤松町大北 103	
166			安城東高等学校	北山崎町大土塚 10	
167			安城南高等学校	桜井町門原 1	
168			安城農林高等学校	池浦町茶筅木 1	
169			安城学園高等学校	小堤町 4-25	
170	大学	大府市	人間環境大学 大府キャンパス	江端町 3 丁目 220 番地	
171		半田市	日本福祉大学 半田キャンパス	東生見町 26-2	
172	特別支援学校	大府市	愛知県立大府特別支援学校	森岡町 7-427	
173			愛知県立大府もちのき特別支援学校	森岡町 7-427	
174			愛知県立大府もちのき特別支援学校桃花校舎	中央町 5-15	
175		東浦町	千種聾学校ひがしうら校舎	生路池上 70	
176		刈谷市	刈谷市立刈谷特別支援学校	小垣江町白沢 36	
177		安城市	愛知県立安城特別支援学校	桜井町伝左 20	

注）表中の番号は、図 4.2-14 と対応している。
出典：「愛知県私立幼稚園連盟[あいしよう] 幼稚園一覧」（公益社団法人 愛知県私立幼稚園連盟 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「ここ de サーチ」（子ども子育て支援情報公表システム、令和 7 年 5 月閲覧）
「学校一覧」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「大学一覧」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-15　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（図書館）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
1	図書館	知多市	知多市立中央図書館	岡田宝ノ脇 22	
2		常滑市	常滑市立図書館	大塚町 117	
3		阿久比町	阿久比町立図書館	卯坂栗之木谷 32-4	
4		東海市	東海市立横須賀図書館	養父町北反田 41 番地	
5		大府市	おおぶ文化交流の杜図書館	柊山町 6-150-1	
6		東浦町	東浦町中央図書館	東浦町緒川平成 81	
7		半田市	半田市立亀崎図書館	亀崎町 7-96-1	
8			日本福祉大学付属図書館半田分館	東生見町 26-2	
9		高浜市	高浜市やきものの里かわら美術館・図書館（本館）ライブラリーほんの森	青木町 9-6-18	
10			高浜市やきものの里かわら美術館・図書館 図書・情報スペース（としょぴあ）	高浜市春日町 5-165	
11		刈谷市	刈谷市中央図書館	住吉町 4-1	
12		知立市	知立市図書館	南新地 2-3-3	
13		安城市	安城市図書情報館	御幸本町 504-1	

注）表中の番号は、図 4.2-15 と対応している。
出典：「愛知県公立図書館一覧」（愛知県図書館 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-16(1)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院・診療所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
1	病院	知多市	西知多リハビリテーション病院	岡田野崎 13	○
2			知多小嶋記念病院	新知永井 2-1	
3		東海市	公立西知多総合病院	中ノ池 3-1-1	
4		大府市	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	森岡町 7-430	
5			あいち小児保健医療総合センター	森岡町 7-426	
6		東浦町	医療法人寿康会大府病院	森岡上源吾 1	
7		半田市	医療法人一草会一ノ草病院	長根町 3-1	
8			半田中央病院	有脇町 13-101	
9		高浜市	高浜豊田病院	湯山町 6-7-3	
10		刈谷市	刈谷豊田総合病院	住吉町 5-15	
11			医療法人大朋会刈谷整形外科病院	相生町 3-6	
12			刈谷病院	神田町 2-30	
13			刈谷記念病院	小垣江町牛狭間 112	○
14			刈谷豊田東病院	野田新町 1-101	
15		知立市	富士病院	牛田町西屋敷 137-1	
16			秋田病院	宝 2-6-12	
17		安城市	愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院	安城町東広畔 28	
18			社会医療法人財団新和会 八千代病院	住吉町 2-2-7	
19	診療所	知多市	愛知県知多保健所診療室	八幡字荒古後 88-2	
20			新舞子眼科医院	新舞子字大口 206-2	
21			医療法人清樹会知多 サザンクリニック	南粕谷新海 1-115	
22			竹内医院	八幡字半田道２１	
23			医療法人医新会内山クリニック	寺本新町１丁目 122	
24			特別養護老人ホーム ふれあいの里診療所	新知字二股 10-1	
25			竹内クリニック	新知西町９番地１	
26			知多眼科クリニック	新知東町 1-7-9	
27			医療法人卓清水ケ丘整形外科	清水が丘２丁目 905	
28			知多耳鼻咽喉科クリニック	にしの台４丁目 13-14	
29			医療法人田口皮膚科医院	新知台２丁目 9-32	
30			原田レディースクリニック	寺本新町１丁目 172	
31			中井内科クリニック	日長字神山畔 123-1	○
32			東海知多クリニック	日長字城見坂８番１	○
33			メディカルサテライト知多	南粕谷新海１丁目 119	
34			梅が丘クリニック	新知字笠取２９番地の１	
35			おのうち皮フ科	旭南 2-3-1	
36			特別養護老人ホーム知多医務室	旭南 5-31-1	
37			平クリニック	八幡字荒古後 88-2	
38			クリニックひらまつ	新舞子字大口 206-2	
39			知多国際内科	南粕谷新海 1-115	
40			新舞子メンタルクリニック	八幡字半田道２１	
41			いぜき内科クリニック	寺本新町１丁目 122	
42			特別養護老人ホームプラムガーデン 医務室	新知字二股 10-1	

注）表中の番号は、図 4.2-16 と対応している。
出典：「病院名簿（県所管分）【令和６年 10 月１日現在】」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）

表 4.2-16(2)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院・診療所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
43	診療所	知多市	サザンクリニックコースト サテライト	旭 3-100	
44			いえだ整形外科リハビリクリニック	岡田字越地 7-15	
45			岡田クリニック	八幡字細見 53－3　アトレ井上ビル 1 階	
46			特別養護老人ホーム 知多共愛の里医務室	新舞子字大瀬 20－5－2	
47			つつじが丘こどもクリニック	巽が丘 2-157	
48			腎・泌尿器科ひらのクリニック	佐布里字神明 54 番地	
49			オーシャンキッズクリニック	大草字大瀬 117-3	
50			知多市保健センター	新知西町 10－11	
51			青山診療所	つつじが丘 3-4-3	
52			特別養護老人ホーム ちた福寿園診療室	西巽が丘二丁目 20 番地 3	
53			新知台耳鼻咽喉科	つつじが丘４丁目 23-3	
54			メンタルクリニック　ナイアちた	新知台 2 丁目 9－26	
55			知多診療所	大草字大瀬１１７番地１	
56			安藤医院	新知字永井 2 番地の 1	
57			さかきばらファミリークリニック	旭南 2 丁目 54 番地の 1	
58			日長台ファミリークリニック	大興寺字落田 11 番 1	
59			森田医院	新知台 2 丁目 4 番 30	
60			柳澤クリニック	新知西町 9－9	
61			友田クリニック	八幡字荒古前 71	
62			粕谷クリニック	岡田字向田 53 番地 1	
63		常滑市	医療法人竹内会　竹内内科小児科	西之口 8-6	
64			加藤耳鼻咽喉科	大野町 9 丁目 130 番地	
65			村川医院	矢田字戸井田 22-1	
66			養護老人ホームしろやま診療所	金山字屋敷 30-1	
67			特別養護老人ホーム介護老人福祉施設しろやま診療所	金山字屋敷 30-1	
68			伊藤医院	新田町 4 丁目 4 番地	
69			きほくクリニック	西之口 10 丁目 73-3	
70			整形外科いしいクリニック	西之口 10 丁目 33－１	
71			安富医院	大野町 10-72	
72			本郷安富クリニック	本郷町 1 丁目 407 番地	
73			伊紀医院	大野町 4 丁目 39 番地	
74			たてやまクリニック	小倉町 3 丁目 264 番地	
75		阿久比町	（医）山田内科	草木字平井堀 3	○
76			（医）大慧会　飯塚医院	福住字六反田 1-9	○
77			広渡レディスクリニック	白沢字天神前 27	○
78			阿久比クリニック	卯坂字米山 1-1	○
79			浅井外科	白沢字天神前 33-2	○
80			東ヶ丘クリニック	福住字高根台 11-6	
81			ハーブ内科皮膚科	横松宮前 67	
82			高津耳鼻咽喉科	白沢字天神裏 41-2	○
83			渡辺クリニック	白沢字天神裏 10-8	○
84			岡田ハートクリニック	椋岡字角前田 52-3	

注）表中の番号は、図 4.2-16 と対応している。
出典：「病院名簿（県所管分）【令和 6 年 10 月 1 日現在】」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-16(3)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院・診療所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
85	診療所	阿久比町	（医）宏友会 竹内整形外科・内科クリニック	萩字新川 35	
86			（医）壮夏会 於大クリニック阿久比	宮津字西森下 14-1	
87			あぐい南クリニック	大字矢高字高岡北 86	
88			寿一会　佐々眼科	椋岡字菱田 8-16	
89			オアシスクリニック知多	萩字池下 37-1	
90			あぐい小児科クリニック	大字福住字坊田 34	
91			耳鼻咽喉科すみやクリニック	大字宮津字宮天神 24 番地 1	
92			眼科冨田クリニック	白沢字二反ノ田 57 番地	○
93			阿久比町保健センター	卯坂字丸の内 85	
94			デンソー阿久比診療所	草木字芳池 1	
95			特別養護老人ホーム 阿久比一期一会荘医務室	卯坂字桜ヶ丘 195	
96		東海市	ニイミ医院	加木屋町泡池 11 番地 270	
97			大同特殊鋼知多診療所	元浜町 39	
98			南医療生活協同組合　富木島診療所	富木島町伏見 2-25-2	
99			医療法人　久野整形外科	高横須賀町家下 50	
100			特別養護老人ホーム東海の里診療所	富木島町藤ノ棚 1-1	
101			中村医院眼科内科	養父町 2-37	
102			もたい耳鼻咽喉科	富木島町伏見二丁目 14-11	
103			東海クリニック	大田町汐田 10 番地	
104			こいで内科医院	加木屋町倉池 167-2	
105			かとう内科こどもクリニック	加木屋町辻ヶ花 173	
106			はま皮ふ科クリニック	加木屋町 2 丁目 225-1	
107			クリスタルファミリークリニック	加木屋町真崎 79-1	
108			本郷眼科クリニック	加木屋町郷中 17-2	
109			池田医院	加木屋町木之下 2	
110			石橋クリニック	大田町下前田 22-1	
111			かぎやこどもクリニック	加木屋町 1-95	
112			まつしまクリニック	横須賀町四ノ割 11	
113			ＪＵＮメンタルクリニック	大田町細田 123	
114			特別養護老人ホーム 東海福寿園診療室	中ノ池三丁目 1 番地 9	
115			養護老人ホーム東海福寿園診療室	中ノ池三丁目 1 番地 9	
116			内科外科日比野クリニック	加木屋町樋 49-1	
117			特別養護老人ホーム 東海清涼苑医務室	加木屋町冬至池 4-15	
118			稲坂医院	養父町北反田 19 番地の 2	
119			ふくおか耳鼻咽喉科	加木屋町二丁目 224 番地 2	
120			道野眼科	大田町前田 1090 番地	
121			おおすが整形外科	加木屋町竹ヶ谷 117	
122			のばたクリニック	養父町三丁目 4 番地	
123			加木屋脳神経内科クリニック	加木屋町大堀 20 番 1	
124			加南クリニック	加木屋町南鹿持 46	
125			加木屋眼科	加木屋町 2 丁目 225 番 3	

注）表中の番号は、図 4.2-16 と対応している。

出典：「病院名簿（県所管分）【令和 6 年 10 月 1 日現在】」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-16(4)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院・診療所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
126	診療所	東海市	特別養護老人ホーム ザ・ストーリー東海　医務室	富木島町新藤塚 30 番地	
127			社会福祉法人健志会特別養護老人ホームセレナ東海医務室	加木屋町裾 77 番地 1	
128			小川糖尿病内科クリニック	富木島町新石根 84-1	
129			小児科ハヤカワ医院	高横須賀町北屋敷 30 番地	
130			吉田医院	高横須賀町西屋敷 2-1	
131			糖尿病・甲状腺加木屋たけうち内科	加木屋町一丁目 129 番地	
132			井田クリニック	加木屋町陀々法師 39-2	
133			うえの台いたみと内科のクリニック	富木島町東山田 7 番 152	
134			あさくらクリニック	加木屋町大堀 18 番地 1	
135			かのう整形外科	加木屋町真崎 73 番地 1	
136		大府市	豊田自動織機大府診療所	江端町 1-1	
137			厚生労働省第二共済組合国立長寿医療研究センター診療部	森岡町 7-430	
138			豊田自動織機長草診療所	長草町山口 9-2	
139			愛厚ホーム大府苑診療所	森岡町 7-408	
140			大府市保健センター	江端町 4-2	
141			今井眼科医院	中央町 3-67 今井ﾋﾞﾙ 2 階	
142			平野内科	月見町 3-129	
143			宮田整形外科・皮フ科	江端町 3-76	
144			山田整形外科	中央町 1-105	
145			河野小児科内科	森岡町 2-398	
146			医療法人敬寿会　診療所大府	吉川町 1-55	
147			児玉クリニック	若草町 2-102	
148			医療法人田中整形外科クリニック	長草町山口 57-2	
149			柊みみはなのどクリニック	柊山町 3-315	
150			大府ファミリークリニック	柊山町 1-3	
151			みどりの森クリニック	江端町 5-174	
152			おおぶ眼科クリニック	月見町 5-215	
153			産院いしがせの森	森岡町 1-193	
154			中村耳鼻咽喉科	半月町 2-1-1	
155			大府こころのクリニック	柊山町 1-175 ﾘｿﾗ大府ｸﾘﾆｯｸﾓｰﾙ	
156			石川医院	中央町 6-65	
157			加藤内科・胃腸科	中央町 6-91	
158			ひらしま整形外科 リウマチ科クリニック	横根町古井戸 12 番 3	
159			特別養護老人ホームもりおか医務室	森岡町二丁目 28 番地	
160			丘の上たなか耳鼻咽喉科	横根町狐山 128-3	
161			久松医院	月見町 1-7-301	
162			あおぞらファミリークリニック	吉田町半ノ木 45 番 1	
163			いきいき在宅クリニック	森岡町六丁目 77 番 1	
164			医療法人敬寿会　やすい内科	桜木町二丁目 192 番地	
165			おくむら内科眼科クリニック	森岡町 5-11	
166			楓の丘こどもと女性のクリニック	半月町 3 丁目 248-1	
167			村瀬医院	中央町 2-100	

注）表中の番号は、図 4.2-16 と対応している。

出典：「病院名簿（県所管分）【令和 6 年 10 月 1 日現在】」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-16(5)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院・診療所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
168	診療所	大府市	おおぶ糖尿病・甲状腺クリニック	柊山町 1 丁目 175-1 ﾘｿﾗ大府ｸﾘﾆｯｸﾓｰﾙ 1 階	
169			キッズランドクリニック大府	柊山町 1 丁目 175 番地 1 ﾘｿﾗ大府ｸﾘﾆｯｸﾓｰﾙ 2 階	
170			柊ひふ科クリニック大府柊山	柊山町 3 丁目 315 番地 1	
171			柊ヒルズ内科クリニック	柊山町 7 丁目 50 番地	
172			いしがせ内科・外科クリニック	森岡町 1 丁目 188	
173		東浦町	巽ケ丘クリニック	緒川字丸山 2-6	
174			藤沢医院	石浜字白山 1-100	○
175			さとう内科クリニック	緒川字家下 15	
176			前田クリニック	藤江字山敷 139-5	
177			小林クリニック	藤江字前田 47	
178			（医）壮夏会　於大クリニック	緒川字大門二区 2 番	
179			みたに整形外科	生路字門田 93	
180			やまもとクリニック	石浜字西平地 17-2	○
181			ゆりクリニック	森岡字前田 16-1	
182			森岡台あべ内科クリニック	森岡字下今池 34-5	
183			耳鼻咽喉科みやこクリニック	石浜なかね 12-7	○
184			げんきの森皮フ科	石浜中央 1-3	
185			まつおか整形外科	緒川字大門二区 34 番地の 1	
186			きとう眼科医院	緒川字旭 6-2 ｲｵﾝﾓｰﾙ東浦 ｴﾝｼﾞｮｲﾗｲﾌ館 1 階	
187			おがわ耳鼻咽喉科クリニック	緒川字旭 10 番 3	
188			よしだ眼科	緒川字大門二区 44-1	
189			ひだかこどもクリニック	緒川字大門一区 3-2	
190			東浦医院	藤江字下廻間 36-17	
191			ひかりのさとのぞみの家診療所	緒川字米田 56	
192			東浦町保健センター	石浜字岐路 21	
193			特別養護老人ホーム東和荘診療所	石浜字飛山池上 41	
194			あいち健康の森 健康科学総合センター診療所	森岡字源吾山 1-1	
195			豊田自動織機東浦診療所	緒川字下婦夫坂 1-1	
196			豊田自動織機森岡診療所	森岡字栄北 60-1	
197			特別養護老人ホーム メドック東浦診療所	緒川字猪伏釜 110	
198			うのさと茜邸診療所	緒川字雁狭間山 1-21	
199			豊田自動織機石浜診療所	石浜字願並 1-1	○
200		半田市	都築医院	亀崎町 6-95	
201			（医）高橋医院	平地町 3-77-2	
202			高須内科	一本木町 1-15	
203			あべクリニック	南大矢知町 2-41-1	
204			武内眼科	大池町 2-143	
205			（医）ふれあい会半田東クリニック	亀崎町 10 丁目 143	
206			小出クリニック	亀崎常磐町 3-107	
207			日比整形外科	大池町 1-12-1	
208			あいクリニック	新池町 2-205-1 ﾊｲﾂ KR A 棟 202 号	
209			乙川さとうクリニック	飯森町 58-4	

注）表中の番号は、図 4.2-16 と対応している。

出典：「病院名簿（県所管分）【令和 6 年 10 月 1 日現在】」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-16(6)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院・診療所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
210	診療所	半田市	かみいけクリニック	大高町 2-51	
211			おっかわ こどもとアレルギーのクリニック	大伝根町 1 丁目 5 番地の 18	
212			おっかわ耳鼻咽喉科クリニック	小神町 16-14	
213			やなべ心療内科	岩滑中町 1 丁目 39 番 1	
214			半田ファミリークリニック	有脇町 13 丁目 89-1	
215			きぬうらアレルギー こどもクリニック	亀崎町 5 丁目 4 番 8	
216			特別養護老人ホーム 瑞光の里緑ヶ丘診療所	緑ヶ丘 2 丁目 35 番地 1	
217			（一社）半田市医師会 健康管理センター緑ヶ丘支所	緑ヶ丘 3 丁目 2-1	
218		高浜市	磯貝医院	青木町 3-6-15	
219			医療法人愛望会岩月 外科内科クリニック	稗田町 6-6-27	
220			特別養護老人ホーム 高浜安立荘診療所	芳川町 1-2-73	
221			寺尾内科小児科	小池町 4-9-2	
222			豊田自動織機高浜診療所	豊田町 2-1-1	
223			医療法人増田耳鼻咽喉科医院	沢渡町 4-3-10	
224			吉浜クリニック	呉竹町 4-12-1	
225			辻こどもクリニック	神明町 1-5-1	
226			養護老人ホーム高浜安立診療所	豊田町 3 丁目 1 番地 15	
227			きぬうら整形外科・泌尿器科	神明町 8 丁目 15 番地 2	
228			ひさだ眼科	沢渡町 4 丁目 2 番 12	
229			高浜愛レディースクリニック	湯山町 3 丁目 9-6	
230			中沢内科クリニック	沢渡町 3 丁目 6-19	
231			株式会社ジェイテクト田戸岬工場 診療所	田戸町 1-5-3	
232			岩井内科クリニック	二池町 4 丁目 202-10	
233			たねむら耳鼻咽喉科	神明町 8 丁目 15-5	
234			おかべ歯科眼科クリニック	向山町 5 丁目 9－70	
235			近藤医院	屋敷町 2-5-9	
236			つばさクリニック	神明町 8 丁目 15 番地 1	
237			高浜市いきいき広場 保健センター診療所	春日町五丁目 165 番地	
238			泰生医院	青木町 5-6-26	
239			特別養護老人ホーム 論地がるてん診療所	論地町三丁目 7-117	
240			たかはま整形リウマチクリニック	沢渡町二丁目 6 番地 24	
241			高浜翼眼科	神明町 8 丁目 13-8	
242			三河皮膚科	小池町 5 丁目 7 番 5	
243		刈谷市	アイシン刈谷診療所	朝日町 2-1	
244			愛知県衣浦東部保健所診療室	大手町 1-12	
245			愛知製鋼株式会社刈谷工場診療所	豊田町 3-6	
246			飯海同仁医院	小山町 1-714	

注）表中の番号は、図 4.2-16 と対応している。

出典：「病院名簿（県所管分）【令和 6 年 10 月 1 日現在】」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-16(7)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院・診療所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
247	診療所	刈谷市	石川内科	小垣江町上広 11-1	○
248			大杉医院	一ツ木町 1 丁目 10 番地 7	
249			医療法人康喜会大竹耳鼻咽喉科・睡眠クリニック	大手町 1-41	
250			刈谷市養護老人ホーム診療所	下重原町 3-120	
251			刈谷医師会診療所	一色町 3-5-1	
252			刈谷医師会休日診療所	一色町 3-5-1	
253			医療法人研信会刈谷中央クリニック	小垣江町弁天 36 番地 1	○
254			こんどう整形外科	東刈谷町 2-12-8	
255			斎藤胃腸科	高倉町 3-702	
256			世古口クリニック	八幡町 7-45	
257			医療法人睦会竹中耳鼻咽喉科医院	広小路 5-10	
258			医療法人つづき耳鼻咽喉科	末広町 3-2-5	
259			豊田自動織機診療所	豊田町 2-1	
260			医療法人明佑会野村眼科医院	新栄町 6-21	
261			医療法人野村内科	半城土中町 3-10-5	
262			はちすかクリニック	築地町 1-8-6	
263			東刈谷八木医院	南沖野町 1-12-2	
264			医療法人広瀬クリニック	若松町 6-37	
265			平野クリニック	高須町坤 40-2	
266			深谷皮フ科	高倉町 3-510	
267			医療法人正栄会堀眼科医院	相生町 2-22-3	
268			馬嶋眼科医院	末広町 3-5-2	
269			まついこどもクリニック	一ツ木町一丁目 4 番地 17	
270			医療法人輝ジュン レディースクリニック刈谷	末広町 3 丁目 6 番 1	
271			耳鼻咽喉科のむらクリニック	山池町 3 丁目 106 番の 1	
272			酒井内科医院	丸田町 5-4-4	
273			宍戸皮フ科	広小路 5 丁目 31 番地	
274			さくら中央クリニック	神明町 3 丁目 205 番地	
275			堀クリニック	若松町 1 丁目 6 番地 岡部ﾋﾞﾙ 2 階	
276			みやち内科	住吉町 2 丁目 10-5	
277			医療法人崇和会 おなかとおしりのすずきクリニック	中山町 2 丁目 35 番地	
278			あおき整形外科	住吉町 2 丁目 3-1	
279			兼子こどもクリニック	半城土西町 1 丁目 20 番地 11	
280			湯口眼科クリニック	大手町 5-12	
281			医療法人九友会榊原医院	寺横町 5 丁目 78 番地	
282			つづきクリニック	一ツ木町 4 丁目 7 番地 6	
283			辻内科循環器科クリニック	松栄町 3 丁目 1-1	
284			松本クリニック	高松町 1-33	
285			田和小児科医院	東陽町 4-34	
286			たかくら小児クリニック	高倉町 4-101	
287			株式会社ジェイテクト刈谷工場 診療所	朝日町 1 丁目 1 番地	
288			株式会社ジェイテクト東刈谷工場 診療所	野田町北地蔵山 1-7	

注）表中の番号は、図 4.2-16 と対応している。

出典：「病院名簿（県所管分）【令和 6 年 10 月 1 日現在】」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-16(8)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院・診療所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
289	診療所	刈谷市	羽根メンタルクリニック	新栄町 7-73-3 ﾌﾗﾜｰﾋﾞﾙ 5F	
290			特別養護老人ホーム シルバーピアかりや医務室	小垣江町白沢 45 番	
291			トヨタ車体株式会社刈谷診療所	昭和町 2 丁目 1 番地	
292			デンソー刈谷診療所	昭和町 1-1	
293			ばんの耳鼻咽喉科	築地町 1 丁目 10 番地 2	
294			田中ハートクリニック	御幸町 6-104	
295			かねこクリニック	東刈谷町 1 丁目 9-8	
296			清水皮膚科クリニック	大手町 1 丁目 3-2	
297			半城土とみやすクリニック	半城土西町 3 丁目 2 番地 15	
298			すがぬま耳鼻咽喉科	野田町馬池 1-1	
299			刈谷市保健センター	若松町 3 丁目 8 番地 2	
300			おがきえ眼科クリニック	小垣江町中伊勢山 15-1	
301			小垣江にしおクリニック	小垣江町石ノ戸 33	
302			青山クリニック	東刈谷町 3 丁目 17 番地 12	
303			南桜町アイクリニック	南桜町 2 丁目 56 番 1 号　ｱﾋﾟﾀ刈谷 2 階	
304			刈谷なりたクリニック	松栄町 2 丁目 6 番地 3	
305			かりや駅やまかわ内科	南桜町 1 丁目 58 番地　ﾚｵﾝ南桜町　1 階	
306			碧海中央クリニック	野田町新上納 300 番地 1	
307			医療法人成精会 メンタルクリニック　アンセル	昭和町 2 丁目 20 番地 1	
308			内科・糖尿病・内分泌 はせがわ内科クリニック	一ツ木町鵜島 1 番 19 号	
309			かとう乳腺クリニック	半城土西町 2 丁目 3-12　ｼｬﾄｰﾖｻﾐ 1F	
310			特別養護老人ホーム オーネスト杜若医務室	港町 6 丁目 33 番地	
311			あらかわ内科クリニック	中手町 2 丁目 419 番地	
312			ふくだ整形外科 骨粗しょう症・スポーツクリニック	小垣江町北高根 213-1	
313			刈谷銀座かとう内科クリニック	銀座 3 丁目 34 番 1	
314			桜井整形外科	築地町 2 丁目 10 番地 3	
315			野田町メディカルクリニック	野田町新田 97 番地 2	○
316			刈谷こころのクリニック	高松町 3-7	
317			ウィメンズヘルスクリニック 刈谷銀座	銀座 3 丁目 34 番 1	
318			メグラス在宅クリニック刈谷	神明町 4 丁目 723-2	
319			まつい消化器内科クリニック	富士見町 4-201	
320			痛みとあたまの刈谷クリニック	若松町二丁目 101 番地みなくる刈谷 SC2 階 25 号室	
321			刈谷よしだメンタルクリニック	相生町 2-40FB ﾃﾗｽ 2F	
322			美園フォレストクリニック	板倉町 1-8-1	
323			ゆうＡＲＴクリニック	一ツ木町 2 丁目 6-9	
324		知立市	知立団地中央診療所	昭和 9-4	
325			新林内科医院	新林町新林 40-6	

注）表中の番号は、図 4.2-16 と対応している。
出典：「病院名簿（県所管分）【令和 6 年 10 月 1 日現在】」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-16(9)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院・診療所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
326	診療所	知立市	知立市保健センター	桜木町桜木 11 番地 2	
327			松井医院内科・胃腸科	中山町中山 45 番地	
328			特別養護老人ホーム ヴィラ・トピア知立診療所	山屋敷町富士塚 1 番地 336	
329			医療法人研信会　知立クリニック	八ツ田町神明 22 番地	
330			おがわ内科・循環器科	谷田町本林 1 丁目 2-1	
331			いわせ外科クリニック	西町新川 1 番地 3	
332			神谷眼科医院	本町本 47 番地 2	
333			医療法人松井みみはなクリニック	鳥居 1-12-13	
334			栄クリニック	栄 1 丁目 8 番地 なるせﾋﾞﾙ 1 階	
335			医療法人セント ファミリアクリニック	鳥居 1 丁目 18 番地 3	
336			水野内科クリニック	池端 2-17	
337			かじた子どもクリニック	南新地 3-6-17	
338			知立メンタルクリニック	新富 2-33 ｾﾝﾄﾗﾙﾌﾟﾗｻﾞ 3 階	
339			知立南クリニック	東長篠 1-1-13	
340			医療法人メディカルユー いけはた眼科	長篠町大山 18 番地 1 ｱﾋﾟﾀ知立店 1 階	
341			特別養護老人ホーム ほほえみの里診療所	昭和 2-4-3	
342			大岩内科クリニック	上重原 4 丁目 66 番地	
343			加藤耳鼻咽喉科	南新地 3-2-6	
344			かみやクリニック	弘法町弘法山 45-5	
345			酒井眼科医院	新地町西広見 19	
346			大山クリニック	南陽 2-48	
347			西中町クリニック	西中町中長 1-1	
348			竹内クリニック	上重原町恩田 212	
349			宮谷クリニック	新池 3 丁目 28 番地 1	
350			整形外科よしだクリニック	新池 1 丁目 70	
351			特別養護老人ホームかおん診療所	上重原町蔵福寺 162 番地	
352			あいちハートクリニック	東上重原六丁目 70 番	
353			とくしげ在宅クリニックみかわ	西町新川 19 番地 1 の 2	
354			耳鼻咽喉科まさクリニック	谷田町本林 2-10-11	
355			さわやか内科クリニック	谷田町西 1 丁目 14-4	
356			高野ウェルネス内科医院	宝二丁目 10 番 10	
357			よだ整形外科	上重原町城後 63-5	
358			かきつばた在宅ケアクリニック	堀切 3-18-1 堀切ﾋﾞﾙ 2 階 3 階	
359			糖尿病・甲状腺・内科 はっとりクリニック知立	南新地 1 丁目 1-5	
360			知立いとう眼科	鳥居 1 丁目 16 番地 3	
361		碧南市	原田医院	湖西町 1-50	
362			医療法人杉田会にしばたクリニック	札木町 2 丁目 74 番地	
363			小林クリニック	立山町 1-10	
364			あおい皮フ科クリニック	白砂町 3 丁目 27 番地	
365			碧南さとう整形外科リウマチ科	荒居町 5 丁目 89 番地 1	

注）表中の番号は、図 4.2-16 と対応している。

出典：「病院名簿（県所管分）【令和 6 年 10 月 1 日現在】」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-16(10)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院・診療所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
366	診療所	安城市	倉敷紡績株式会社安城工場診療所	大東町 9－13	
367			沓名医院	和泉町北本郷 175	
368			株式会社マキタ診療所	住吉町 3-11-8	
369			デンソー高棚診療所	高棚町新道 1	○
370			デンソー安城診療所	里町長根 2-1	
371			加藤内科	箕輪町本屋敷 100	
372			愛三工業株式会社安城工場診療所	東端町北山 100 番地	
373			渡辺整形外科	池浦町小山西 77-8	
374			アイシン小川診療所	小川町久々井 1	
375			安城市保健センター	横山町下毛賀知 106-1	
376			安城市　休日夜間急病診療所	横山町下毛賀知 106-1	
377			医療法人　野々川内科	南町 2-20	
378			医療法人祥北耳鼻咽喉科	法連町 18 番地 12	
379			いながき医院	桜井町新田 65 番地 1	
380			医療法人　鳥居医院	緑町 1-4-5	
381			医療法人　野村内科	今池町 1-14-6	
382			医療法人裕修会　篠原産婦人科医院	錦町 10-10	
383			都築医院	御幸本町 6-8	
384			安城整形外科	三河安城本町 1-22-6	
385			安城皮膚科	三河安城本町 1-22-6	
386			山崎製パン株式会社安城工場 健康管理室	二本木新町 2-1-3	
387			とどろき内科循環器科	今池町 1-3-7	
388			藤井内科・胃腸科	池浦町池浦 94-44	
389			たかぎクリニック	住吉町荒曽根 158-12	
390			岡田内科	堀内町形谷 16-2	
391			医療法人アンメディもりかわ皮フ科	御幸本町 14-15	
392			近藤医院	高棚町大道 53-2	
393			あおき小児科	住吉町荒曽根 80 番 6	
394			おおのこどもクリニック	百石町 2 丁目 26-1	
395			森整形外科	百石町 2-26-5	
396			長坂眼科	篠目町竜田 98-1	
397			耳鼻咽喉科あかなべクリニック	今池町 3 丁目 6 番 9 号	
398			鳥居内科	昭和町 15-21	
399			眼科神原クリニック	百石町 2 丁目 27 番 1	
400			わしだクリニック	安城町天草 77-2	
401			いしかわハーブクリニック	南町 11-16	
402			池浦クリニック	池浦町丸田 236-3	
403			三河安城クリニック	相生町 14 番 14 号	
404			耳鼻咽喉科すぎもとクリニック	三河安城南町 2-5-2	
405			松原医院	桜井町西町中 49 番地 1	
406			医療法人碧桜会　横山医院	小川町三ツ塚 1-1	
407			特別養護老人ホーム 小川の里診療所	住吉町 5 丁目 20 番地 8	
408			上田整形外科・内科	住吉町 5 丁目 20 番地 8	
409			碧海共立クリニック	高棚町中島 115 番地 1	

注）表中の番号は、図 4.2-16 と対応している。

出典：「病院名簿（県所管分）【令和 6 年 10 月 1 日現在】」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-16(11)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院・診療所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
410	診療所	安城市	医療法人平安会　平野眼科	朝日町 2 番 11 号	
411			咲くらクリニック	住吉町 5 丁目 15 番 1	
412			わかば内科	百石町 2 丁目 27-15	
413			医療法人錦恭会 FEARLESS CLINIC	安城町西広畔 114-2	
414			医療法人紘寿会　今本町クリニック	今本町 2 丁目 8 番 13 号	
415			松井整形外科	法連町 8-11	
416			のもと内科・小児科	篠目町童子 73-4	
417			土井胃腸科外科クリニック	姫小川町舘出 162	
418			わたべクリニック	東栄町 2 丁目 504 番地の 1	
419			豊田自動織機安城診療所	根崎町西石谷 8	
420			飯塚クリニック	福釜町鴻ノ巣 80-1	
421			ささめ整形外科	篠目町竜田 70-6	
422			坪井眼科	三河安城町 2-9-1 桜路 1 階	
423			さくらい眼科クリニック	堀内町ｶﾗ桶 3-1	
424			つぼいセントラルクリニック	三河安城東町 1-7-3	
425			内科消化器内科飯島クリニック	横山町八左 197-10	
426			とね耳鼻咽喉科クリニック	堀内町山畑 64-1	
427			医療法人憩心会　神谷クリニック	朝日町 27-7	
428			ゆばクリニック	篠目町二ﾀ又 24-1	
429			宮元クリニック	今池町 2 丁目 2 番 29 号 ｵｰｴﾑﾋﾞﾙ 2 階	
430			清水クリニック	桜井町三度山 8-1	
431			みかわ整形外科	堀内町ｶﾗ桶 22 番 1	
432			青山メンタルクリニック	三河安城南町 1-15-10 ｼﾃｨﾀﾜｰ 3F 北	
433			かまた皮膚科	桜井町元山 23-1	
434			特別養護老人ホーム あんのん館・福釜診療所	福釜町矢場 88	
435			堀眼科クリニック	城南町 2 丁目 16 番 1	
436			亀井整形外科クリニック	横山町横山 46-3	
437			三河乳がんクリニック	篠目町肥田 39-6	
438			安城ささめ耳鼻科	篠目町ﾆﾀ又 47-1	
439			安城新田クリニック	新田町縦町 31	
440			安城共立クリニック	大東町 4 番 14 号	
441			はちウィメンズクリニック安城	箕輪町唐生 37 番地	
442			さとう整形外科	昭和町 19-35	
443			みかわ医院	三河安城南町 1-4-8 ﾗ･ﾌｰｽﾞｺｱ 2F	
444			リョウ こどもとアレルギークリニック	姫小川町遠見塚 133-22	
445			錦町クリニック	錦町 1-5	
446			アイエムクリニック・安城	篠目町 1 丁目 11 番 16 号	
447			マグマグこどもクリニック	池浦町池東 8-17	
448			あおば皮フ科クリニック	住吉町荒曽根 155-4	
449			社会福祉法人紘寿福祉会 特別養護老人ホームひがしばた診療所	東端町鴻ノ巣 72 番地 2	

注）表中の番号は、図 4.2-16 と対応している。

出典：「病院名簿（県所管分）【令和 6 年 10 月 1 日現在】」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-16(12)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院・診療所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
450	診療所	安城市	ほった眼科クリニック	横山町横山 45-5	
451			里町眼科	里町 2 丁目 7-25	
452			アルクオーレ安城横山クリニック	横山町赤子 10 番地	
453			たけみつファミリークリニック	錦町 2-8	
454			新安城耳鼻科クリニック	東栄町 4 丁目 7 番地 23	
455			藤井ハートクリニック	安城町広美 37-5	
456			鷹津内科・循環器内科	三河安城本町 2 丁目 4-7 2 階	
457			やました内科小児科クリニック	大山町 2 丁目 9-1	
458			ひこぼし内科クリニック	小川町金政 129-5	
459			医療法人輝ジュンレディースクリニック安城	篠目町童子 202 番 8	
460			マリアクリニック安城	三河安城東町 1-27-32 ｽﾃｰﾀｽﾋﾞﾙ 2F	
461			ますだ皮ふクリニック	横山町八左 214 番地 1	
462			二本木クリニック	二本木町切替 60-2	
463			エイトクリニック名古屋安城院	緑町 1 丁目 25-1 TOCO ﾋﾞﾙ 4 階	
464			安城レンズクリニック	桜井町貝戸尻 60 ｱﾋﾟﾀ安城南店 2F	
465			みつわクリニック	今池町 1 丁目 2 番 8 号	
466			のむらこどもクリニック	桜井町貝戸尻 36-1	
467			赤松町わたなべ内科クリニック	赤松町前川 16-3	
468			特別養護老人ホームこころくばり診療所	篠目町竜田 155 番	
469			特別養護老人ホームひまわり・安城医務室	福釜町下山 81 番地 1	
470			安城市養護老人ホーム診療所	和泉町大北 67 番地 1	
471			あまのがわ耳鼻咽喉科クリニック	横山町八左 185 番地 1	
472			おおすぎクリニック	東栄町 5 丁目 27 番地 3	
473			いちかわメディカルクリニック	新田町新栄 85-1	
474			ほがらかクリニック	百石町 2 丁目 11-4 ﾆｭｰﾊｲﾂ水野 101	

注）表中の番号は、図 4.2-16 と対応している。

出典：「病院名簿（県所管分）【令和 6 年 10 月 1 日現在】」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-16(13)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院・診療所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
475	診療所	安城市	ピーチベルクリニック	新田町小山 117	
476			みうらクリニック	里町阿賀多 75 番地 1	
477			ミユキクリニック	御幸本町 3-1 ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰﾙﾋﾞﾙ 1 階	
478			安城真クリニック	安城町荒下 5-5	
479			文堂脳神経外科クリニック	福釜町蓬野 149-1	
480			あいちビューティークリニック 安城院	昭和町 1-18 GP ｽﾃｰｼｮﾝﾌﾛﾝﾄ 2 階	
481			渡辺眼科クリニック	篠目町童子 103-5	
482			おぜきクリニック	東端町用地 263	
483			やまもとクリニック	城南町 2 丁目 11-8	
484			ひなたクリニック	日の出町 7-1 ｻﾝﾗｲﾄ 91　2F-B	
485			あゆメンタルクリニック	新明町 17-15	
486			医療法人アンメディ もりかわ在宅クリニック	安城町清水 28 番地 1	
487			深津医院	東端町天白 14-2	
488			アイシン安城診療所	榎前町西林 1 番地 1	

注）表中の番号は、図 4.2-16 と対応している。
出典：「病院名簿（県所管分）【令和 6 年 10 月 1 日現在】」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-17(1)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（老人福祉施設）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
1	養護老人ホーム	常滑市	しろやま	金山屋敷 30-1	
2		東海市	東海福寿園	中ノ池 3-1-9	
3		東浦町	東和荘	石浜飛山池上 41	
4		高浜市	高浜安立	豊田町 3-1-15	
5		刈谷市	刈谷市養護老人ホーム	下重原町 3-120	
6		安城市	安城市養護老人ホーム	和泉町大北 67-1	
7	特別養護老人ホーム	知多市	ふれあいの里	新知二股 10-1	
8			知多	旭南 5-31-1	
9			知多共愛の里	西巽が丘 2-20-3	
10			ヴィラ桜坂	長浦 1-111	○
11			プラムガーデン	佐布里神明 54	
12			ちた福寿園	大興寺落田 11-1	
13		常滑市	しろやま	金山屋敷 30-1	
14		阿久比町	阿久比一期一会荘	卯坂桜ヶ丘 195	
15		東海市	東海の里	富木島町藤ノ棚 1-1	
16			東海福寿園	中ノ池 3-1-9	
17			東海清凉苑	加木屋町冬至池 4-15	
18			ザ　ストーリー東海	富木島町新藤塚 30	
19			セレナ東海	加木屋町裾 77-1	
20		大府市	愛厚ホーム大府苑	森岡町 7-408	
21			もりおか	森岡町 2-28	
22		東浦町	東和荘	石浜飛山池上 41	
23			メドック東浦	緒川猪伏釜 110	
24			うのさと茜邸	緒川雁狭間山 1-21	
25		半田市	瑞光の里 緑ヶ丘	緑ヶ丘 2-35-1	
26		高浜市	高浜安立荘	芳川町 1-2-73	
27			論地がるてん	論地町 3-7-117	
28			いこいの宿高浜安立	芳川町 3-1-6	
29		刈谷市	シルバーピアかりや	小垣江町白沢 45	
30			オーネスト杜若	港町 6-33	
31		知立市	ヴィラトピア知立	山屋敷町富士塚 1-336	
32			ほほえみの里	昭和 2-4-3	
33			小規模特別養護老人ホームヴィラトピア知立	牛田町コネハサマ 34-1	
34			かおん	上重原町蔵福寺 162	
35		安城市	小川の里	小川町三ッ塚 1-1	
36			あんのん館・福釜	福釜町矢場 88	
37			ひがしばた	東端町鴻ノ巣 72-2	
38			アルクオーレ安城横山	横山町赤子 10	
39			ひまわり・安城	福釜町下山 81-1	
40			こころくばり	篠目町竜田 155	

注）表中の番号は、図 4.2-17 と対応している。
出典：「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-17(2)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（老人福祉施設）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
41	介護老人保健施設	知多市	老人保健施設知多苑	日長上種廻間 61-1	○
42			介護老人保健施設キューオーエル	八幡丸根 100	
43		阿久比町	介護老人保健施設メディコ阿久比	草木盗人ケ脇 15-1	○
44		東海市	介護老人保健施設サザン東海	加木屋町西御嶽 40-1	
45		大府市	介護老人保健施設ルミナス大府	半月町 3-290	
46		東浦町	社会福祉法人愛光園老人保健施設相生	緒川東米田 16	
47		半田市	医療法人宏友会老人保健施設ゆうゆうの里	南大矢知町 2-21-1	
48			医療法人宏友会小規模介護老人保健施設ゆうハウス	横川町 2-68	
49		高浜市	老人保健施設こもれびの里・高浜	論地町 3-6-16	
50		刈谷市	介護老人保健施設ハビリス一ツ木	一ツ木町 4-41-4	
51			医療法人光慈会介護老人保健施設かりや	小垣江町新庄 33	○
52		知立市	医療法人光慈会知立老人保健施設	新林町北林 44	
53		安城市	安城老人保健施設	法連町 8-1	
54			介護老人保健施設あおみ	安城町東広畔 28	
55			社会医療法人財団新和会介護老人保健施設さとまち	里町畑下 62	
56	軽費老人ホーム	知多市	ほのぼの園　ケアハウス	新舞子出口 35	
57		阿久比町	ケアハウス　あぐい	卯坂桜ヶ丘 195	
58		半田市	ケアハウス　きぬうら	亀崎大洞町 3-80	
59		高浜市	ケアハウス　湯山安立	湯山町 5-7-5	
60			ケアハウス　高浜安立	芳川町 1-2-48	
61		刈谷市	シルバーピア　かりや	小垣江町白沢 45	
62		知立市	ケアハウスヴィラトピア知立	山屋敷町富士塚 1-336	
63		安城市	ケアハウス　小川の里	小川町三ッ塚 1-1	
64	有料老人ホーム	知多市	フェリーチェ	岡田大曽 7-1	
65			エーゼットハウス	新知門田 7-2	
66			お年寄りの宿　おいでん！	八幡汐海道 146	
67			ナーシング美空知多	新知東町 3-33-7	
68			ケアホームはいびすかす	岡田字開戸 12-10	
69		阿久比町	エスケア阿久比	草木栄 16	○
70			福住苑	福住荒古 67-2	
71			住宅型有料老人ホーム kiki	福住馬越 22	○
72			小規模住宅型有料老人ホームほたる阿久比	植大前崎 38	
73			ほたる阿久比	植大前崎 57	
74			KAEDE CARE GARDEN 桜ヶ丘	大字卯坂字桜ヶ丘 150-1	

注）表中の番号は、図 4.2-17 と対応している。
出典：「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-17(3)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（老人福祉施設）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
75	有料老人ホーム	東海市	ベティさんの家太田川	大田町天尾崎 20-1	
76			サンリスタひいらぎ	高横須賀町東屋敷 35	
77			かぎや	加木屋町大清水 516-1	
78			スローライフハウス琴葉東海	加木屋町中井道 120-1	
79			ナーシングホームポトス	養父町大木之本 6-1	
80			シエロテラス	加木屋町富士塚 32	
81			KAEDE CARE GARDEN 加木屋	加木屋町内堀 99	
82		大府市	ケアビレッジさくらぎ	桜木町 4-1	
83			さわやかの丘	半月町 4-188	
84			めぐらす柊山	柊山町 4-185	
85			フラワーサーチ大府	半月町 3-230	
86			岩上苔海雲	横根町石丸 97-1	
87			ナーシングホーム美空大府	若草町 3-344-1	
88			あいケアホーム大府	半月町 3-263、266	
89		東浦町	Betty’s House	生路門田 93	
90			つくし	石浜笹原 27	○
91			敬愛苑　東浦	石浜南ヶ丘 7-9	○
92			敬愛苑　藤江	藤江山敷 147-2	
93			ミライエ東浦	大字生路字門田 93	
94		半田市	エスケア半田	岩滑中町 1-13	
95			スローライフハウス琴葉はんだ	東生見町 15-4	
96			ひまわり会館亀崎	亀崎町 5-4-1	
97		高浜市	ナーシングホームちあい produced by 寿々	呉竹町 6-2-32、2-34	
98		刈谷市	博愛ナーシングヴィラ	野田町北口 95	
99			えみのわ三河小垣江	小垣江町下伊勢山 19-1	
100			はじょうどの家	半城土中町 3-7-10	
101			えみのわ東刈谷	南沖野町 2-16-3	
102			刈谷荘	半城土中町 3-16-19	
103			りらいぶ刈谷	半城土町芦池裏 165-1	○
104			スマイルナーシング刈谷	築地町 3-5-5	
105			Lupinus 刈谷	小垣江町子竿 54-1	
106			Lupinus 刈谷南	小垣江町東中根 24-4	
107			みらいの里	池田町 1-601	
108			きららホーム	高須町 2-6-7	
109			きららの宿	小垣江町荒池 30-1	○
110			ゴールドピアかりや	小垣江町白沢 45	
111			刈谷荘ついじホーム	築地町 5-27-6	
112			サンハートライフヨサミ	高須町懸貝 27-6	
113			みどり刈谷	小垣江町己改 13-2	○
114			ナーシングホームちあい刈谷 produced by 寿々	野田町新上納 296	

注）表中の番号は、図 4.2-17 と対応している。
出典：「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-17(4)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（老人福祉施設）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
115	有料老人ホーム	知立市	ナーシングホーム OASIS 知立	東上重原 2-73	
116			オレンジ noah	八ツ田町神明 41	
117			ワンズヴィラ池鯉鮒	山屋敷町富士塚 1-60	
118			メディカルホームハート・しんばやし	新林町新林 9-2	
119		安城市	グレイシャスビラ安城	三河安城東町 1-7-3	
120			めぐらす横山	横山町石ナ曽根 175	
121			あすなろ	福釜町細池 105-2	
122			オレンジ	北山崎町大山 9-1	
123			みどりの家	北山崎町北浦 18	
124			アクアホーム安城堀内	堀内町屋敷 43-6	
125			ナーシングホームちあい安城	小堤町 7-1	
126			めぐらす箕輪	箕輪町青木 25-1	
127			向日葵のひざし新安城	住吉町 3-7-12	
128			医心館安城	今池町 3-2-31	

注）表中の番号は、図 4.2-17 と対応している。
出典：「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-18(1)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
1	認定こども園	知多市	幼保連携型認定こども園明愛幼稚園	八幡字西水代 125-1	
2			知多クロスこども園	八幡笹廻間 43-1	
3		常滑市	青海こども園	金山油手 6	
4		阿久比町	いしざかやまこどもえん	植石坂 37	
5			いしざかやまこどもえん分園 にじっここどもえん	植大字石坂 41	
6		東海市	幼保連携型認定こども園 明佳幼稚園	加木屋町北平井 54	
7		大府市	大東くちなしの花こども園	大東町 4-102	
8			幼保連携型認定こども園 石ヶ瀬保育園	大府町ウド 69 番 1，70 番 1	
9			ジーニアス幼稚園	森岡町 1-3	
10		東浦町	幼保連携型認定こども園 東ヶ丘幼稚園	緒川字東仙台 8-5	
11		高浜市	たかとりこども園	向山町 2-1-15	
12			翼幼保園	神明町 2-8-2	
13			たかはまこども園	青木町 6-1-94	
14		刈谷市	刈谷幼児園	司町 3-15	
15			衣浦幼児園	天王町 3-24	
16			小高原幼児園	原崎町 1-101	
17			かりがね幼児園	恩田町 4-156-2	
18			住吉幼児園	神田町 2-3-8	
19			日高幼児園	日高町 1-201	
20			平成幼児園	一ツ木町 5-16-1	
21			小垣江幼児園	小垣江町西王地 28-1	
22			双葉幼児園	半城土中町 3-13-2	
23			東刈谷幼児園	東刈谷町 3-8	
24			小垣江東幼児園	小垣江町上沢渡 33	
25			朝日幼児園	野田町新上納 301	
26		知立市	猿渡保育園	弘法町弘法山 4-1	
27		安城市	えのきこども園	榎前町北榎 5-1	
28			高棚こども園	高棚町郷 181	
29			東部こども園	大岡町源覚 45	
30			子宝保育園	今池町 1-24-18	
31			てらベクリエイティブこども園	百石町 1-22-12	
32			幼保連携型認定こども園 ブライトこども園　安城桜町	桜町 25 番 3	
33			幼保連携型認定こども園 第二慈恵幼稚園	高棚町芦池 223-2	○
34			安城こども園	相生町 18-7	
35			さくのこども園	篠目町 4-22-21	
36			安城北部こども園	大東町 25-40	
37			東栄こども園	東栄町 3-809-9	

注）表中の番号は、図 4.2-18 と対応している。
出典：「保育所一覧（令和 6 年 5 月 1 日現在）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「認定こども園（令和 5 年 4 月 1 日現在）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-18(2)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
38	認定こども園	安城市	にほんぎ幼稚園	美園町 2-4-5	
39			スマイリーこども園さとまち	里町御坊主 153	
40			光徳保育園	御幸本町 6-17	
41			桜井こども園	小川町清水道 4-1	
42	保育所	知多市	新舞子保育園	新舞子大口 55	
43			八幡保育園	八幡平井 8	
44			佐布里保育園	佐布里筒井 21	
45			新知保育園	新知東新生 60	○
46			新田保育園	原 2-2-9	
47			日長保育園	日長城見坂 78	○
48			寺本保育園	寺本新町 2-228	
49			つつじが丘保育園	つつじが丘 3-3	
50			日長台保育園	旭桃台 503	
51			岡田西保育園	岡田緑が丘 21-1	
52			南粕谷保育園	南粕谷本町 3-88	
53			朝倉保育園	朝倉町 18	
54			ゆめ保育園	つつじが丘 1-13	
55			SORA 保育園	新知二股 23	
56			マ・メール知多保育園	八幡池下 28-1	
57		常滑市	三和南保育園	金山平井 120	
58			三和西保育園	小倉町 8-110	
59			鬼崎北保育園	住吉町 5-36	
60			鬼崎中保育園	榎戸町 1-106	
61			鬼崎西保育園	新田町 2-18-3	
62		阿久比町	草木保育園	草木平井林 1-3	
63			宮津保育園	陽なたの丘 1-9	
64			城山保育園	卯坂栗之木谷 5	
65			東部保育園	宮津宮本 26-1	
66			中部保育園	椋岡長光寺 25	
67			英比保育園	卯坂大平 18	
68			ひなた保育園	福住南池 177-6	
69			SAKURA 保育園	福住井堀 49	○
70		東海市	東山保育園	富木島町新藤棚 51	
71			大田保育園	大田町庄之脇 15	
72			高横須賀保育園	高横須賀町塩田 5-1	
73			横須賀保育園	元浜町 11	
74			養父保育園	養父町大木之本 27	
75			加木屋保育園	加木屋町順見 51	
76			三ツ池保育園	加木屋町平子 49-13	
77			大堀保育園	加木屋町東大堀 28-34	
78			加木屋南保育園	加木屋町南鹿持 27	
79			エチュード上野台	富木島町新藤塚 30	
80			きだっこえん	大田町庄之脇 22	
81			memorytree 社山保育園	加木屋町北社山 18 番地 44	

注）表中の番号は、図 4.2-18 と対応している。
出典：「保育所一覧（令和 6 年 5 月 1 日現在）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「認定こども園（令和 5 年 4 月 1 日現在）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-18(3)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
82	保育所	大府市	大府保育園	若草町 3-272	
83			柊山保育園	江端町 6-1-1	
84			吉田保育園	吉田町 4-320	
85			若宮保育園	森岡町 8-120	
86			大府大和キッズ保育園	横根町平地 27-1	
87			そぴあ保育園　大府もりおか	森岡町 6-11	
88			ビオーズよこね保育園	横根町狐山 110-1	
89		東浦町	森岡保育園	森岡岡田 74	
90			森岡西保育園	森岡森の里 84	
91			緒川保育園	緒川笠松 50-1	
92			緒川新田保育園	緒川肥後原 1-28	
93			石浜保育園	石浜白山 1-3	○
94			石浜西保育園	石浜三本松 1-1	○
95			生路保育園	生路梨ノ木 62-2	
96			藤江保育園	藤江仏 131	
97			あしたがすき保育園	石浜吹付 2-194	○
98		半田市	有脇保育園	有脇町 10-31-2	
99			平地保育園	平地町 3-46	
100			乙川保育園	乙川一色町 31	
101			横川保育園	大伝根町 1-2-1	
102			高根保育園	平地町 5-30-2	
103			岩滑北保育園	岩滑高山町 1-138	
104			のぞみが丘保育園	亀崎大洞町 3-3-2	
105			みらい保育園	東大矢知町 3-43-1	
106			あさひ保育園	西大矢知町 4-61-1	
107		高浜市	吉浜保育園	呉竹町 3-8-20	
108			吉浜北部保育園	八幡町 4-8-4	
109			高浜南部保育園	田戸町 3-5-26	
110			中央保育園	稗田町 2-3-7	
111			よしいけ保育園	湯山町 4-7-13	
112			ひかりこども園	清水町 6-6-37	
113			吉浜さんさん保育園	屋敷町 1-6-6	
114			高浜あおぞら保育園	青木町 8-1-20	
115		刈谷市	さくら保育園	若松町 5-52	
116			かりがね保育園	一ツ木町 8-18-25	
117			東刈谷保育園	南沖野町 2-15-1	
118			日高乳児園	日高町 1-404	
119			慈友保育園	荒井町 2-9-1	
120			双葉保育園	野田町西屋敷 198-1	
121			あおば保育園	神明町 3-501	
122			おがきえ保育園	小垣江町南堀 24	○
123			こぐま保育園	富士見町 3-304	
124			こぐまっこ	富士見町 1-202	
125			第二こぐま保育園	半城土町中ノ湫 110	

注）表中の番号は、図 4.2-18 と対応している。
出典：「保育所一覧（令和 6 年 5 月 1 日現在）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「認定こども園（令和 5 年 4 月 1 日現在）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-18(4)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所）

番号	区分	市町名	名称	所在地	事業実施区域内
126	保育所	刈谷市	親愛の里保育園	熊野町 4-8-7	
127			刈谷ゆめの樹保育園	一ツ木町 3-5-5	
128			空のうさぎ保育園	築地町 2-26-5	
129			依佐美清涼保育園	高須町山ノ神 57	○
130			刈谷大和保育園	池田町 5-301	
131			城のうさぎ保育園	銀座 3-34-1	
132			ことり保育園	小垣江町弁天 45	○
133			かりや YMCA 保育園	重原本町 1-5	
134		知立市	知立保育園	西町新川 3	
135			来迎寺保育園	八橋町前畑 166	
136			上重原保育園	上重原町蔵福寺 167	
137			知立南保育園	八ツ田町神明 35	
138			逢妻保育園	逢妻町錦 8	
139			高根保育園	牛田町高根 218	
140			新林保育園	新林町新林 18-5	
141			八橋保育園	八橋町城下 8-1	
142			宝保育園	宝 2-3-9	
143			上重原西保育園	上重原町城後 60-4	
144			知立なかよし保育園	栄 1-8	
145			徳風保育園	新地町西新地 65	
146			徳風保育園分園	新地町西新地 65	
147		碧南市	西端保育園	札木町 3-202	
148		安城市	安城保育園	大東町 11-30	
149			あけぼの保育園	今本町 8-9-8	
150			南部保育園	安城町小圦 22-1	
151			西部保育園	福釜町笠松 102	
152			和泉保育園	和泉町北本郷 237	
153			小川保育園	小川町志茂 188	
154			さくら保育園	桜井町新田 20	
155			二本木保育園	緑町 1-29	
156			ゆたか保育園	古井町豊日 25	
157			みのわ保育園	箕輪町神戸 169-3	
158			新田保育園	新田町郷西 99	
159			赤松保育園	赤松町隅田川 55	
160			みその保育園	美園町 1-29	
161			桜井保育園	桜井町宮下 14	
162			錦保育園	大山町 1-19-15	
163			作野保育園	篠目町 4-7-1	
164			安城北すずらん保育園	昭和町 5-16	
165			よさみ保育園	美園町 2-9-4	
166			こひつじ保育園	池浦町丸田 12-3	
167			第 2 よさみ保育園	三河安城南町 2-7-8	
168			げんきのもり保育園	里町大道寺 1-7	
169			あおぞらサニーサイド保育園	今本町 5-5-2	
170			麦のうさぎ保育園	堀内町カラ桶 17	
171			ちいさなこだから保育園	三河安城町 2-1-1	

注）表中の番号は、図 4.2-18 と対応している。
出典：「保育所一覧（令和 6 年 5 月 1 日現在）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「認定こども園（令和 5 年 4 月 1 日現在）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

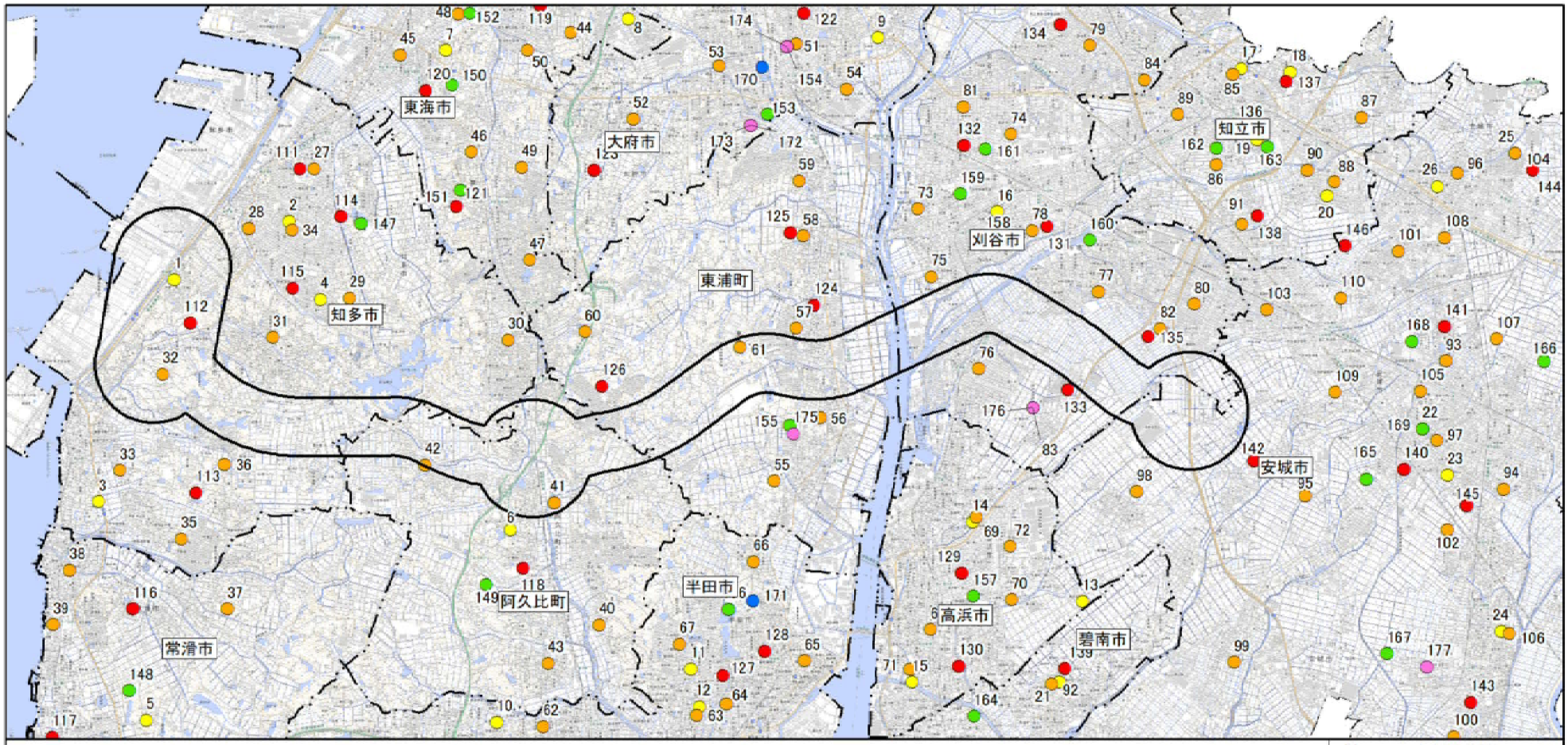

凡　例

都市計画対象道路事業実施区域

行政界

幼稚園

小学校

中学校

高等学校

大学

特別支援学校

注）図中の番号は、表 4.2-14(1)～(4)と対応している。

出典：「愛知県私立幼稚園連盟[あいしよう] 幼稚園一覧」（公益社団法人 愛知県私立幼稚園連盟 HP、令和７年５月閲覧）
「ここ de サーチ」（子ども子育て支援情報公表システム、令和７年５月閲覧）
「学校一覧」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）
「大学一覧」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）

図 4.2-14　環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況（学校）

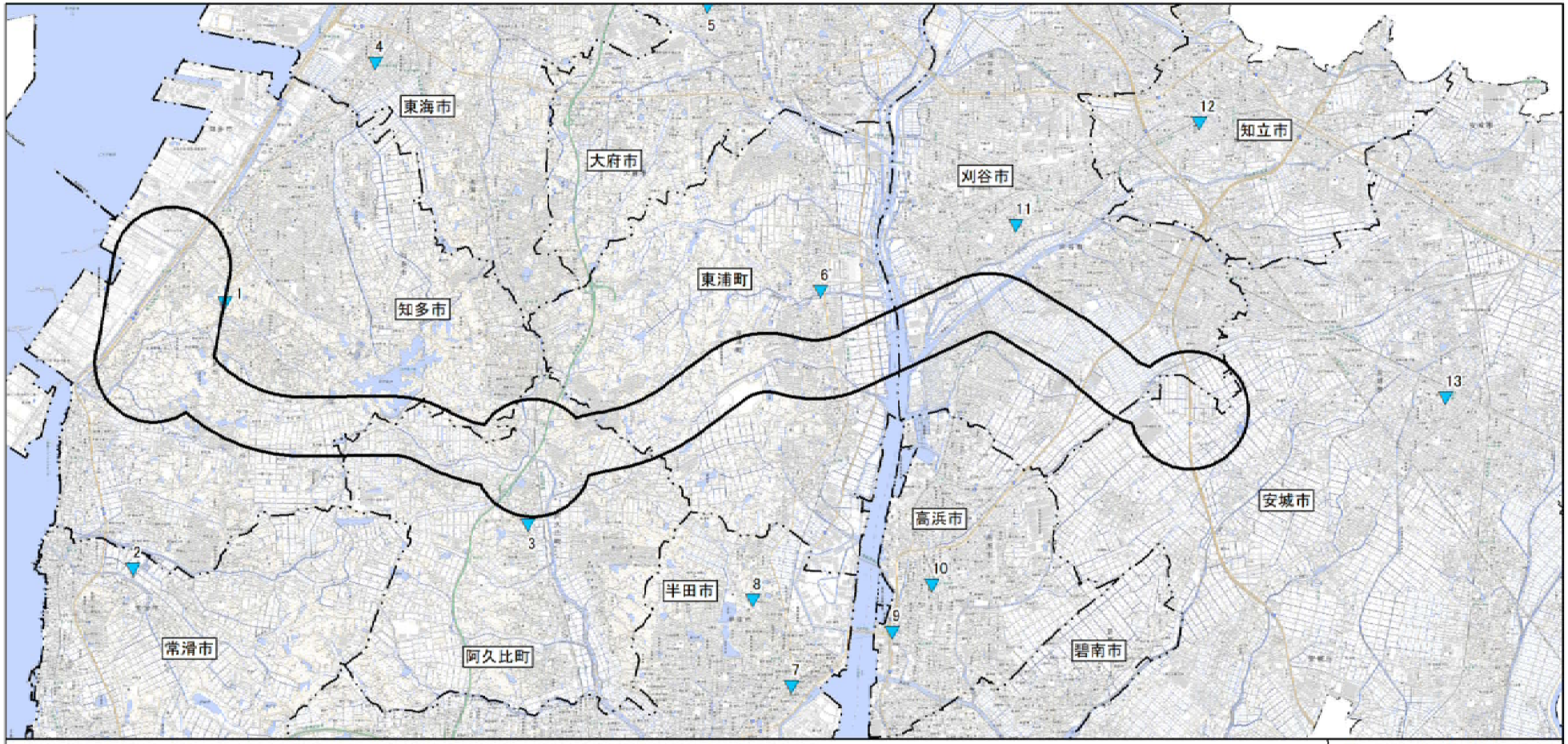

注）図中の番号は、表 4.2-15 と対応している。

N
1:100,000
0 1.25 2.5 km

凡　例

都市計画対象道路事業実施区域　　図書館

行政界

出典：「愛知県公立図書館一覧」（愛知県図書館 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

図 4.2-15　環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況（図書館）

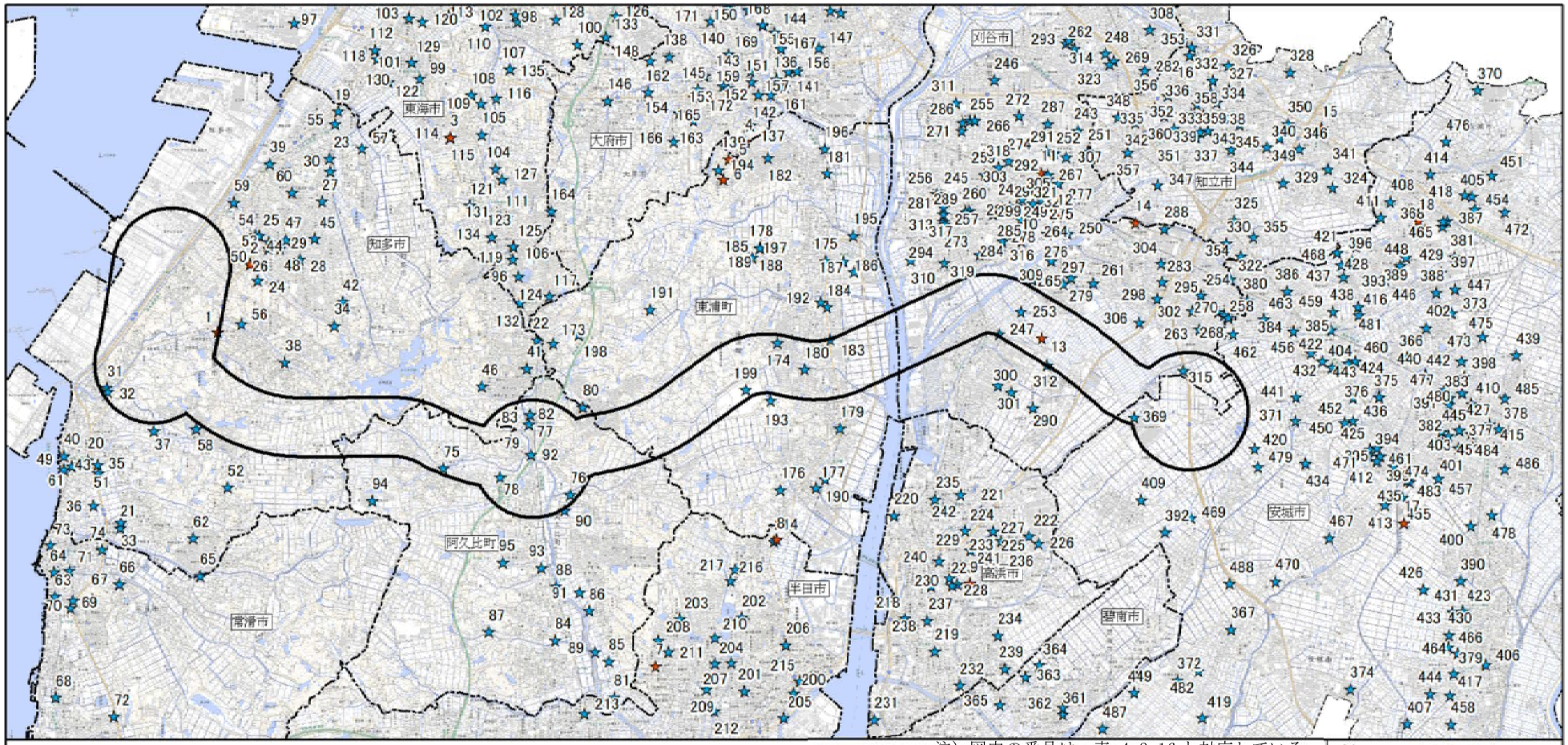

注）図中の番号は、表 4.2-16 と対応している。

凡　例

都市計画対象道路事業実施区域

行政界

病院

診療所

出典：「病院名簿（県所管分）【令和６年10月１日現在】」（愛知県HP、令和７年５月閲覧）

図 4.2-16　環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況（病院）

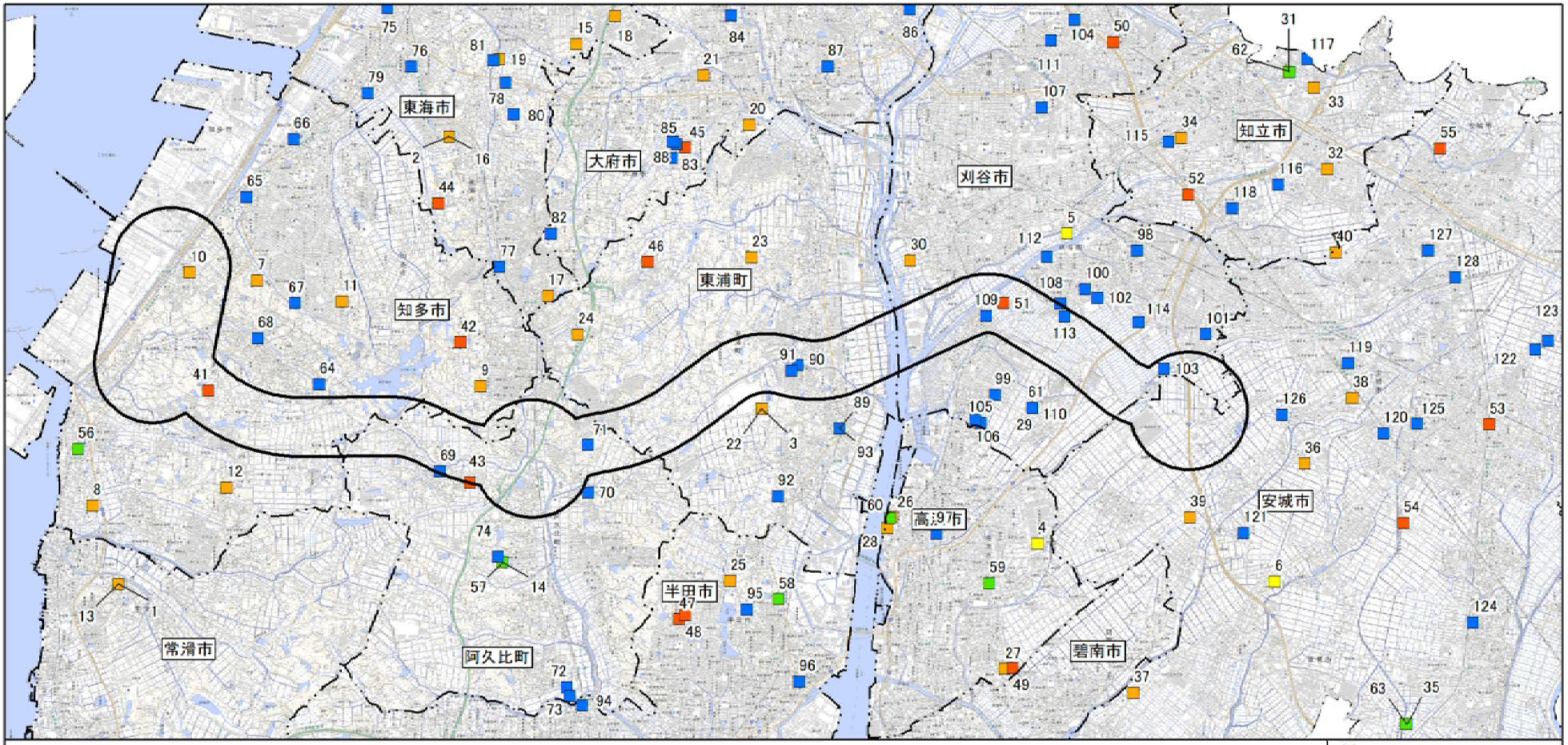

注）図中の番号は、表 4.2-17(1)～(3)と対応している。

凡　例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 行政界
- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 軽費老人ホーム
- 有料老人ホーム

出典：「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

図 4.2-17　環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況（老人福祉施設）

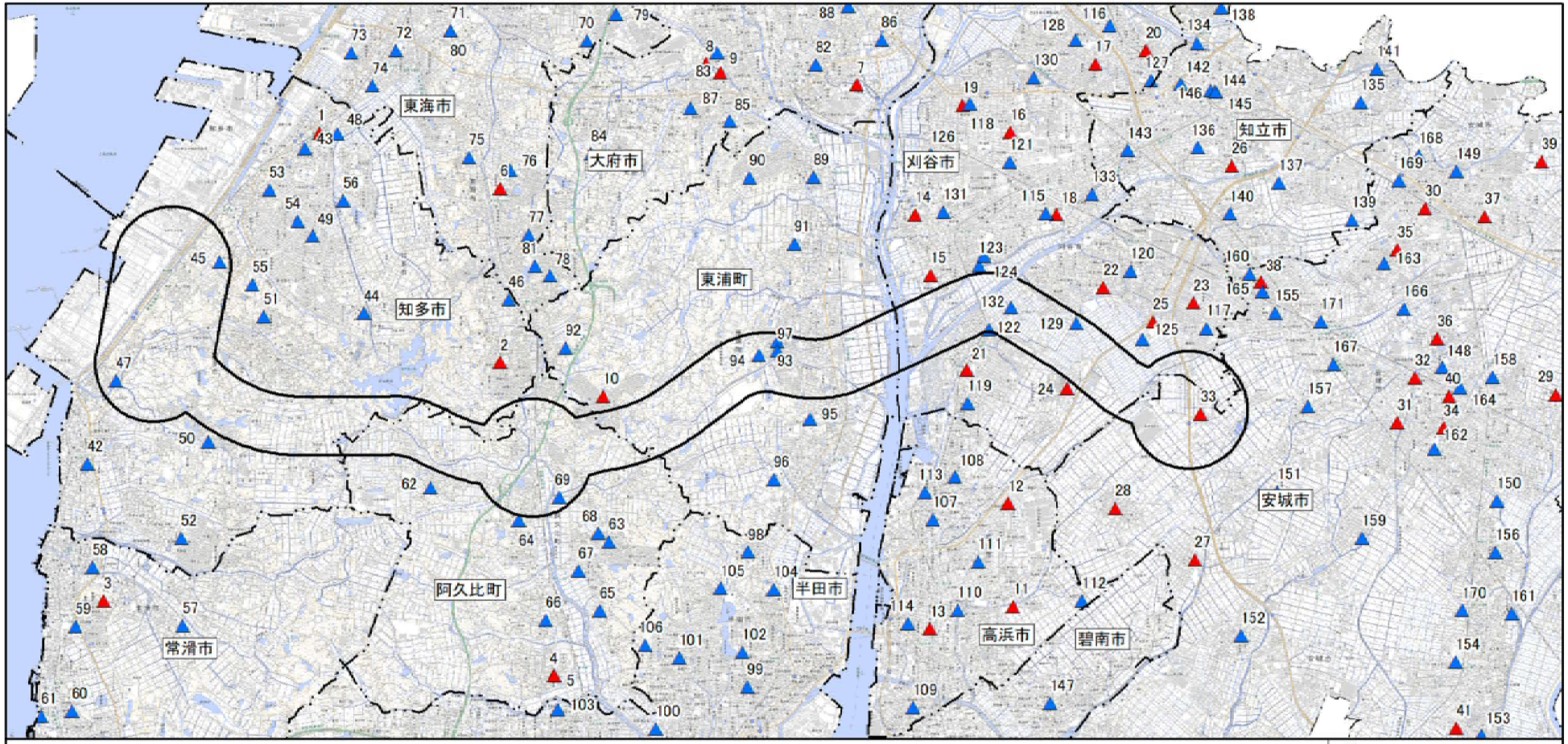

注）図中の番号は、表 4.2-18(1)～(4)と対応している。

凡　例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 行政界
- 認定こども園
- 保育所

出典：「保育所一覧（令和６年５月１日現在）」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）
「認定こども園（令和５年４月１日現在）」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）

図 4.2-18　環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況（保育所）

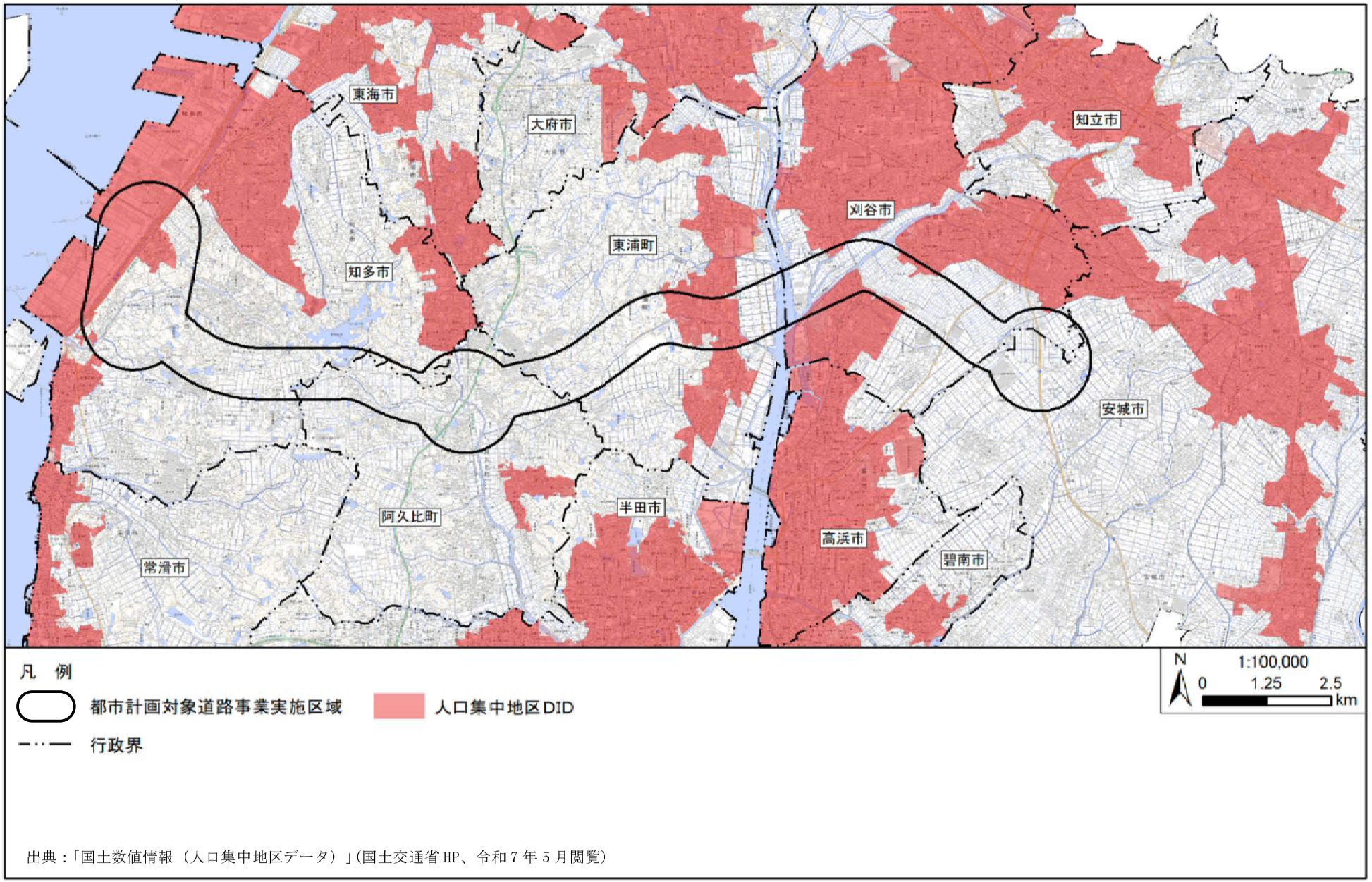

出典：「国土数値情報（人口集中地区データ）」(国土交通省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

図 4.2-19　人口集中地区（DID）の概況

4.2.7　下水道の整備の状況

令和 5 年度末の下水道等の整備状況を表　4.2-19 に示す。調査対象市町における汚水処理人口普及率は、いずれの市町も 85%を超えており、下水道処理人口普及率は、約 55～約 97%とばらつきがみられた。また、調査区域の公共下水道処理場を表　4.2-20 に示す。調査区域には境川浄化センター等の 3 箇所が存在する。

表 4.2-19　下水道等の整備状況（令和 5 年度末）

市町名	住民基本台帳人口（人）	汚水処理人口（人）	汚水処理人口普及率（%）	下水道		農業集落排水施設等		合併処理浄化槽等	
				下水道処理人口（人）	下水道処理人口普及率（%）	農排等整備人口（人）	農排等処理人口普及率（%）	住宅用途合併処理浄化槽処理人口（人）	浄化槽人口普及率（%）
知多市	83,267	81,443	97.809	80,695	96.911	0	0	748	0.898
常滑市	58,684	50,845	86.642	32,497	55.376	5,532	9.427	12,816	21.839
阿久比町	28,203	26,618	94.380	24,249	85.980	0	0	2,369	8.400
東海市	113,207	107,484	94.945	98,679	87.167	0	0	8,805	7.778
大府市	92,982	91,239	98.125	78,796	84.743	0	0	12,443	13.382
東浦町	50,162	47,524	94.741	43,488	86.695	0	0	4,036	8.046
半田市	116,778	108,536	92.942	104,990	89.906	0	0	3,546	3.037
高浜市	49,211	42,321	85.999	35,141	71.409	0	0	7,180	14.590
刈谷市	152,682	149,361	97.825	142,927	93.611	0	0	6,434	4.214
知立市	72,302	65,128	90.078	51,788	71.627	0	0	13,340	18.450
碧南市	72,382	68,604	94.780	65,435	90.402	0	0	3,169	4.378
安城市	188,010	175,793	93.502	156,369	83.171	1,899	1.010	17,525	9.321
合計※	1,077,870	1,014,896	93.481	915,054	83.083	7,431	0.870	92,411	9.528

※普及率については平均値を記載
出典：「令和 6 年度愛知の下水道（資料編）」（愛知県建設局下水道課、令和 6 年 3 月）

表 4.2-20　公共下水道処理施設

No	自治体	処理場	所在地	処理能力（m^3/日）	供用開始
1	県	境川浄化センター	刈谷市衣崎町二丁目 20 番地	372,600	平成元年 4 月 1 日
2	知多市	南部浄化センター	南浜町 25 番地	37,130	昭和 58 年 4 月
3	東海市	東海市浄化センター	元浜町 63 番地の 2	43,000（計画値）	平成 2 年 10 月 1 日

出典：「愛知県の下水道 境川流域下水道」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知多市下水道事業経営戦略 令和 7 年度～令和 16 年度」（知多市、令和 7 年 2 月）
「東海市の下水道計画」、「浄化センター(施設案内)」（東海市 HP、、令和 7 年 5 月閲覧）

4.2.8　廃棄物の状況

(1)廃棄物等に係る関係法令等の状況

本事業の環境影響評価において対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下、「建設副産物」とする)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土・コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)や廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含む。建設副産物に係る関係法令等には、「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号、最終改正:平成 24 年 6 月 27 日法律第 47 号)により、基本的な枠組みが決められている。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正: 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) に従い適正に処理を行うこととされている。また、原材料として利用の可能性があるもの (コンクリート塊・アスファルト・コンクリート塊等) 及びそのまま原材料となるもの (建設発生土) は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号、最終改正:令和 4 年 5 月 20 日法律第 46 号)並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号、最終改正: 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されている。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号、最終改正:令和 3 年 5 月 19 日法律第 36 号)に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品 (環境物品) の購入を義務付けている。国土交通省においては、「令和 6 年度国土交通白書 2024 (国土交通省)」によると、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)」に基づく全国一斉パトロール等の実施による同法の適正な実施の確保、海上輸送を活用した循環資源物流ネットワークの形成に向けた基本的考え方、廃棄物海面処分場の計画的な確保等について、各種施策の実施状況や評価等のレビューを実施している。

国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を示した「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～」(計画期間 : 最大 10 年間、必要に応じて見直し) を令和 2 年 9 月に策定し、建設副産物の再資源化率等に関する 6 年度達成基準値を設定するとともに、今後は「質」の向上が重要な視点と考え、①建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献、②社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮、③建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等を主要課題とした取り組むべき施策を実施している。

愛知県では、廃棄物処理に対する県民の信頼向上を図るために、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を補う観点から、土地所有者や排出事業者の責務の拡大、廃棄物処理施設に関する情報の開示、焼却施設への規制の強化などを盛り込んだ「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成 15 年 3 月 25 日愛知県条例第 2 号、最終改正 : 令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号) を制定している。

(2)一般廃棄物

調査対象市町における令和 5 年度の一般廃棄物の処理状況を表 4.2-21(1)～(2)に示す。調査対象市町の中でごみ総排出量及びごみ処理量が最も多い自治体は安城市である。

表 4.2-21(1) 一般廃棄物処理の状況（令和 5 年度）

項目		知多市	常滑市	阿久比町	東海市	大府市	東浦町
ごみ総排出量	計画収集量(t)	17,387	17,251	7,126	24,907	23,537	11,282
	直接搬入量(t)	3,844	2,684	122	4,902	1,847	1,314
	集団回収量(t)	169	399	0	1,778	0	0
	合計(t)	21,400	20,334	7,248	31,587	25,384	12,596
ごみ処理量	直接焼却量(t)	16,809	13,861	5,674	28,670	18,780	10,134
	直接最終処分量(t)	0	506	0	0	0	0
	焼却以外の中間処理量(t)	2,968	5,568	227	1,980	2,285	317
	直接資源化量(t)	1,454	0	1,347	2,112	4,319	2,145
	合計(t)	21,231	19,935	7,248	32,762	25,384	12,596
中間処理後再生利用量(t)		927	5,443	604	1,581	3,562	1,016
リサイクル率(%)		11.9	28.7	26.9	15.8	31.0	25.1
最終処分量(t)		2,712	2,104	213	2,710	682	367

備考)
※. リサイクル率(%):(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100
出典:「一般廃棄物処理実態調査結果 令和 5 年度調査結果 処理状況」(環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

表 4.2-21(2) 一般廃棄物処理の状況（令和 5 年度）

項目		半田市	高浜市	刈谷市	知立市	碧南市	安城市
ごみ総排出量	計画収集量(t)	26,657	12,193	37,248	16,362	19,442	43,784
	直接搬入量(t)	8,531	2,411	10,751	3,769	5,980	14,278
	集団回収量(t)	2,055	34	1,806	797	254	1,462
	合計(t)	37,243	14,638	49,805	20,928	25,676	59,524
ごみ処理量	直接焼却量(t)	23,957	10,812	40,846	17,128	17,011	46,216
	直接最終処分量(t)	0	0	385	332	214	0
	焼却以外の中間処理量(t)	11,231	2,842	5,619	1,658	6,362	7,864
	直接資源化量(t)	0	950	1,136	992	1,835	3,982
	合計(t)	35,188	14,604	47,986	20,110	25,422	58,062
中間処理後再生利用量(t)		9,439	652	4,450	1,221	1,698	6,820
リサイクル率(%)		30.9	11.2	14.8	14.4	14.7	20.6
最終処分量(t)		2,451	1,440	5,069	2,212	2,559	4,270

備考)
※. リサイクル率(%):(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100
出典:「一般廃棄物処理実態調査結果 令和 5 年度調査結果 処理状況」(環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

(3)産業廃棄物

愛知県における産業廃棄物の処理状況を表 4.2-22、産業廃棄物の処理の流れを図 4.2-20 に示す。

令和 4 年度の愛知県の産業廃棄物発生量は 19,018 千 t/年、最終処分量は 966 千 t/年となっている。

また、調査区域には、産業廃棄物中間処理施設が 210 施設、産業廃棄物最終処分施設が 5 施設存在する。調査区域における産業廃棄物中間処理施設と最終処分施設（令和 7 年 5 月 1 日現在）の状況を表 4.2-24(1)～(2)及び図 4.2-21 に示す。

表 4.2-22　愛知県の産業廃棄物処理の状況（令和 4 年度）

県名	産業廃棄物の排出及び処理状況(千 t/年)						
	発生量	有償物量	排出量	再生利用量	資源化量	最終処分量	その他
愛知県	19,018	3,906	15,111	10,459	14,364	966	2

出典：「2022 年度産業廃棄物処理状況等調査」（愛知県環境局）

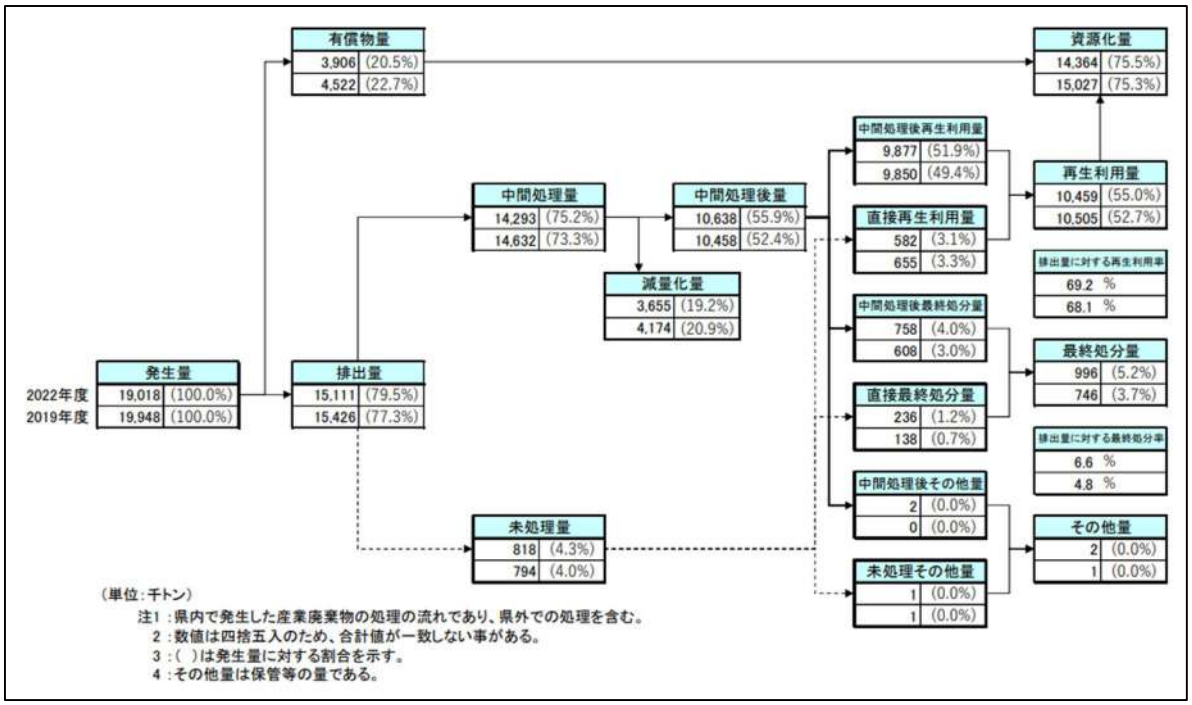

出典：「2022 年度産業廃棄物処理状況等調査」（愛知県環境局）

図 4.2-20　産業廃棄物の処理の流れ

また、「建設リサイクル推進計画 2020」の目標値は表 4.2-23 に示す。

国土交通省では、所轄公共施設や公共事業においてアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊を路盤材や再生アスファルト合材として再利用を図ってきており、令和 2 年には「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月　国土交通省）を策定している。

「建設リサイクル推進計画 2020」によると、2020 年度から概ね 10 ヵ年を計画期間として、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象に、2024 年度を目標年度とする目標値を設定している。さらに、本計画のフォローアップを行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し、必要な措置を講じるものとしている。

表 4.2-23　建設リサイクル推進計画 2020 の目標

品目		指標	2018 目標値	2018 実測値	2024 達成基準値
	アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
	コンクリート 塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
	建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
	建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以上
建設廃棄物全体		再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土		有効利用率	80%以上	79.8%	80%以上

（参考値）

建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	―

出典：「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月、国土交通省）

(4)廃棄物処理施設の立地状況

調査区域における産業廃棄物処理施設の立地状況は表 4.2-24(1)～(2)、表 4.2-25(1)～(5)、表 4.2-26、図 4.2-21、図 4.2-22 に示す。調査区域には、産業廃棄物処理施設が 215 件分布しそのうち最終処分施設は 5 件分布しており、特別管理産業廃棄物処理施設が 18 件分布しそのうち最終処分施設は 1 件分布している。

また事業実施区域内には、産業廃棄物処理施設が 6 件分布している。

表 4.2-24(1)　産業廃棄物処理施設の状況（令和 7 年 5 月 1 日現在）

単位：施設

項目		知多市	常滑市	阿久比町	東海市	大府市	東浦町
産業廃棄物処理	中間処理施設	3	26	10	13	24	25
	最終処分施設	0	0	0	0	1	0
	計	3	26	10	13	25	25
特別管理産業廃棄物処理	中間処理施設	0	0	0	1	0	1
	最終処分施設	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	0	1

注）施設数は、図 4.2-21 の図郭内に存在する施設を対象に集計した。
出典：「産業廃棄物処理業者一覧表」（令和 7 年 5 月 1 日現在、愛知県）
「産業廃棄物処理業者等情報「見える化」マップ」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-24(2)　産業廃棄物処理施設の状況（令和 7 年 5 月 1 日現在）

単位：施設

項目		半田市	高浜市	刈谷市	知立市	碧南市	安城市
産業廃棄物処理	中間処理施設	16	15	38	5	2	33
	最終処分施設	1	0	3	0	0	0
	計	17	15	41	5	2	33
特別管理産業廃棄物処理	中間処理施設	0	0	15	0	0	0
	最終処分施設	0	0	1	0	0	0
	計	0	0	16	0	0	0

注）施設数は、図 4.2-21 の図郭内に存在する施設を対象に集計した。
出典：「産業廃棄物処理業者一覧表」（令和 7 年 5 月 1 日現在、愛知県）
「産業廃棄物処理業者等情報「見える化」マップ」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-25(1)　産業廃棄物処理施設

No	品目／業者名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物	水銀使用製品	処分方法	施設住所	事業区域内
1	サントリー知多蒸溜所　株式会社										○											除く	焼却	知多市北浜町１６番２	
2	株式会社　アクアサービスあいち		●																			除く	脱水	知多市佐布里字西池之脇８番	
3	株式会社　アクアサービスあいち		●																			除く	破砕	知多市佐布里字西池之脇８番	
4	株式会社　タツノ開発							○	○	○	○											除く	焼却	常滑市久米字御林３１番１５７	
5	株式会社　タツノ開発						●	○	○	○			○	●	●		●					除く	選別	常滑市久米字砂刈１２番２０	
6	株式会社　タツノ開発						●	○	○	○			○	●	●		●					除く	選別	常滑市久米字濁池３２番１	
7	株式会社　タツノ開発						●	○	○	○			○	●	●		●					除く	選別	常滑市久米字御林１１２番	
8	株式会社　タツノ開発						●	○	○	○			○	●	●		●					除く	選別	常滑市久米字御林１２４番	
9	株式会社　タツノ開発						●	○	○	○			○	●	●		●					除く	選別	常滑市久米字濁池３２番１	
10	株式会社　タツノ開発						●		○					●	●		●					除く	選別	常滑市久米字濁池３１番１	
11	株式会社　タツノ開発														●							除く	破砕	常滑市久米字濁池３２番１	
12	株式会社　タツノ開発								○													除く	破砕	常滑市久米字御林１２４番	
13	株式会社　タツノ開発						●	○	○													除く	破砕	常滑市久米字砂刈１２番２０	
14	株式会社　丸福		●																			除く	造粒固化	常滑市久米字御林２５２番２	
15	株式会社　丸福		●																			除く	脱水	常滑市久米字御林３１番地１１８	
16	株式会社　丸福		●																			除く	天日乾燥	常滑市久米字御林２５３番地	
17	株式会社　丸福															●	●					除く	破砕	常滑市久米字御林３１番１１８	
18	株式会社　丸福		●																			除く	分級	常滑市久米字御林３１番地１１８	
19	株式会社　三四四						●	○		○				●								除く	圧縮	常滑市久米字御林３１番４０４	
20	株式会社　三四四													●								除く	圧縮	常滑市久米字御林３１番１２８	
21	株式会社　三四四													●								除く	圧縮	常滑市久米字御林３１番１２８	
22	株式会社　三四四						●							●								除く	圧縮	常滑市久米字御林３１番１２８	
23	株式会社　三四四						●	○	○	○			○									除く	押出成形	常滑市久米字御林３１番１２８	
24	株式会社　三四四						●						○									除く	洗浄・分級	常滑市久米字御林３１番１２８	
25	株式会社　三四四		●				●	○	○	○			○	●	●		●					扱う	選別	常滑市久米字御林３１番１２８	
26	株式会社　三四四						●	○	○					●								除く	選別	常滑市久米字御林３１番１２８	
27	株式会社　三四四						●				○			●								除く	選別	常滑市久米字御林３１番１２８	
28	株式会社　三四四						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	常滑市久米字御林３１番１２８	
29	株式会社　三四四						●	○	○	○			○									除く	破砕	常滑市久米字御林３１番１２８	
30	株式会社　アグメント		●																			除く	凝集・分離	知多郡阿久比町大字矢高字坂ノ下６３番１	
31	株式会社　アグメント						●		○													除く	破砕	知多郡阿久比町大字矢高字坂ノ下１５番１	
32	株式会社　アグメント		●								○											除く	発酵	知多郡阿久比町大字矢高字坂ノ下６３番１	
33	株式会社　大雄						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	知多郡阿久比町大字植大字南谷４番８	
34	株式会社　東海環境リサイクル						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	知多郡阿久比町大字阿久比字旭１００番	
35	株式会社　東海環境リサイクル								○													除く	破砕	知多郡阿久比町大字阿久比字旭１００番	
36	阿久比グリーン　株式会社						●	○	○	○			○	●	●		●					除く	選別	知多郡阿久比町大字草木字平井堀２番３	○
37	阿久比グリーン　株式会社						●	○	○	○			○									除く	破砕	知多郡阿久比町大字草木字平井堀２番１	○
38	阿久比グリーン　株式会社																●					除く	破砕	知多郡阿久比町大字卯坂字浅間裏１９番１	
39	株式会社　ＩＭＡＺ		●																			除く	造粒固化	知多郡阿久比町大字横松字月見ケ丘１７番	
40	株式会社　野間砂鉱業所															●						除く	破砕	東海市元浜町６０番５	
41	株式会社　野間砂鉱業所															●						除く	分級	東海市元浜町６０番５	
42	株式会社　村上工業						●	○	○	○			○	●	●							除く	選別	東海市横須賀町天宝新田１０６番４０	
43	株式会社　村上工業							○	○	○			○	●								除く	破砕	東海市横須賀町天宝新田１０６番４０	
44	株式会社　村上工業																●					除く	破砕	東海市横須賀町天宝新田１０６番５８	
45	株式会社　村上工業								○					●			●					除く	破砕・選別	東海市横須賀町天宝新田１０６番３９	
46	株式会社　カネウミ						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	東海市横須賀町天宝新田１０６番２８	
47	株式会社　カネウミ						●															除く	破砕	東海市横須賀町天宝新田１０６番２８	
48	株式会社　伊藤商店														●	●	●					除く	破砕	東海市加木屋町社山１６番１８	
49	平洲環境サービス　株式会社		●																			除く	造粒固化	東海市加木屋町長根７６番１	
50	株式会社　緑クリーン						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	東海市横須賀町天宝新田１０６番８	

注 1)「○」は処理できる品目に限定無し、「●」は処理できる品目に限定ありとする。

出典：「産業廃棄物処理業者一覧表」（令和７年５月１日現在、愛知県）

「産業廃棄物処理業者等情報「見える化」マップ」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）

表 4.2-25(2)　産業廃棄物処理施設

No	品目／業者名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物	水銀使用製品	処分方法	施設住所	事業区域内
51	株式会社　安城貿易						●	○	○				○	●								除く	圧縮	東海市高横須賀町成宝新田３５０番１	
52	株式会社　安城貿易						●	○	○				○	●								除く	切断	東海市高横須賀町成宝新田３５０番１	
53	オオブユニティ　株式会社		●	○	●	●					○							○				除く	メタン発酵	大府市横根町惣作２４３番１	
54	オオブユニティ　株式会社						●							●	●							除く	圧縮・選別	大府市横根町惣作２３６番１	
55	オオブユニティ　株式会社						●															除く	減容固化	大府市横根町惣作２３６番１	
56	オオブユニティ　株式会社				●	●																除く	生物処理	大府市横根町惣作２４０番１	
57	オオブユニティ　株式会社													●	●							扱う	破砕	大府市横根町惣作２３６番１	
58	オオブユニティ　株式会社						●				○											除く	破砕・選別	大府市横根町惣作２４０番１	
59	オオブユニティ　株式会社						●				○											除く	破砕・選別	大府市横根町惣作２４０番１	
60	オオブユニティ　株式会社				●	●	●							●								除く	破砕・選別	大府市横根町惣作２３６番１	
61	オオブユニティ　株式会社		●		●	●	●				○			●								除く	破砕・選別	大府市横根町惣作２３６番１	
62	エコムカワムラ　株式会社						●	○	○	○			○									除く	押出成形	大府市宮内町７丁目１５９番	
63	エコムカワムラ　株式会社						●	○	○	○			○									除く	押出成形	大府市宮内町７丁目１５９番	
64	有限会社　ティーエイコーポレーション						●															除く	破砕	大府市大東町三丁目１１８番	
65	有限会社　勝栄工業						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	大府市宮内町二丁目６番	
66	インセント　株式会社																●					除く	破砕	大府市吉田町正右ェ門新田４１番５８	
67	ダイツー　株式会社						●								●							除く	圧縮	大府市横根町新江１５番１１	
68	ダイツー　株式会社						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	大府市横根町大猿尾１７８番	
69	ダイツー　株式会社						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	大府市横根町新江１５番１１	
70	ダイツー　株式会社							○	○	○				●	●		●					除く	破砕	大府市横根町大猿尾１７８番	
71	ダイツー　株式会社							○	○	○				●	●							除く	破砕	大府市横根町大猿尾１７８番	
72	ダイツー　株式会社																●					除く	破砕	大府市横根町新江１５番１１	
73	ダイツー　株式会社																●					除く	破砕	大府市横根町新江１５番１１	
74	ダイツー　株式会社						●															除く	破砕	大府市横根町新江１５番１１	
75	ダイツー　株式会社													●	●		●					除く	破砕	大府市横根町大猿尾１６３番１	
76	ダイツー　株式会社													●	●		●					除く	破砕	大府市横根町大猿尾１６３番１	
77	オオブユニティ　株式会社		●	○	●	●	●	○	○	○	○		○	●	●							除く	焼却	知多郡東浦町大字森岡字外新切２７番１	
78	オオブユニティ　株式会社						●	○	○	○			○	●	●		●					除く	選別	知多郡東浦町大字森岡字外新切２７番１	
79	オオブユニティ　株式会社						●		○				○		●							除く	破砕	知多郡東浦町大字森岡字外新切３番１０	
80	トーエイ　株式会社						●	○		○				●								除く	圧縮	知多郡東浦町大字藤江字亥子新田７８番	
81	トーエイ　株式会社						●	○		○				●								除く	圧縮	知多郡東浦町大字藤江字亥子新田７４番１	
82	トーエイ　株式会社						●															除く	減容固化	知多郡東浦町大字藤江字亥子新田８４番	
83	トーエイ　株式会社						●	○	○	○			○	●	●		●					除く	選別	知多郡東浦町大字藤江字亥子新田７４番	
84	トーエイ　株式会社		●																			除く	造粒固化	知多郡東浦町大字藤江字亥子新田１１２番１	
85	トーエイ　株式会社						●	○	○	○			○									除く	破砕	知多郡東浦町大字藤江字亥子新田７３番	
86	トーエイ　株式会社														●							除く	破砕	知多郡東浦町大字藤江字南栄町１番３８	
87	トーエイ　株式会社													●	●							除く	破砕	知多郡東浦町大字藤江字南栄町１番３８	
88	株式会社　げんき						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	知多郡東浦町大字緒川字北籾谷鐘１０番、１１番１１及び１１番２１	
89	株式会社　げんき						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	知多郡東浦町大字緒川字北籾谷鐘１１番２１	
90	株式会社　げんき						●	○	○	○												除く	破砕	知多郡東浦町大字緒川字北籾谷鐘１１番２１	

注 1)「○」は処理できる品目に限定無し、「●」は処理できる品目に限定ありとする。

出典：「産業廃棄物処理業者一覧表」（令和７年５月１日現在、愛知県）

「産業廃棄物処理業者等情報「見える化」マップ」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）

表 4.2-25(3)　産業廃棄物処理施設

No	品目／業者名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物	水銀使用製品	処分方法	施設住所	事業区域内
91	髙木建設　株式会社														●		●					除く	破砕	知多郡東浦町大字緒川字地獄谷９番３	
92	株式会社　重機鋼産						●	○	○					●								除く	破砕	知多郡東浦町大字緒川字両筋道１１番６９	
93	愛藤物産　株式会社														●	●	●					除く	破砕	知多郡東浦町大字藤江字南栄町１番８９	
94	常磐造園　有限会社		●						○		○							○				除く	発酵	知多郡東浦町大字緒川字葭池３５番１	
95	ジェイエイ・トーピス　株式会社										○							○				除く	発酵	知多郡東浦町大字緒川字葭池４４番３	
96	インセント　株式会社						●	○	○	○					●							除く	破砕	知多郡東浦町大字藤江字南栄町１番２８	
97	インセント　株式会社														●		●					除く	破砕	知多郡東浦町大字森岡字上源吾３６番７１	
98	インセント　株式会社						●	○	○	○				●	●		●					除く	破砕 選別	知多郡東浦町大字森岡字上源吾３６番７１	
99	インセント　株式会社						●	○	○	○				●								除く	破砕 選別	知多郡東浦町大字藤江字南栄町１番２８	
100	株式会社　トリプルエナジー						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	知多郡東浦町大字緒川字上広狭間３０番１７	
101	知多舗材　株式会社																●					除く	破砕	知多郡東浦町大字森岡字藤後２７番２	
102	農事組合法人　半田市グリーンベース生産組合																	○				除く	発酵 乾燥	半田市奥町３丁目３７番	
103	前田道路　株式会社		●																			除く	天日 乾燥	半田市州の崎町２番３４	
104	前田道路　株式会社														●		●					除く	破砕	半田市州の崎町２番３４	
105	株式会社　エイゼン		●	○	●	●		○	○		○							○				除く	発酵	半田市鵜ノ池町１０４番８	
106	株式会社　エイゼン		●	○	●	●		○	○		○							○				除く	発酵	半田市鵜ノ池町１０４番８	
107	株式会社　エイゼン		●	○	●	●		○	○		○							○				除く	発酵	半田市鵜ノ池町１０４番８	
108	株式会社　エイゼン		●	○	●	●		○	○		○							○				除く	発酵	半田市鵜ノ池町１０４番８	
109	株式会社　アグメント						●															除く	減容 固化	半田市住吉町一丁目５７番	
110	千田工業　株式会社								○					●			●					除く	選別	半田市亀崎新田町一丁目１番１	
111	千田工業　株式会社														●		●					除く	破砕	半田市稲穂町六丁目２４番１	
112	千田工業　株式会社						●	○	○	○												除く	破砕	半田市稲穂町六丁目２４番１	
113	株式会社　山石工務店														●		●					除く	破砕	半田市稲穂町七丁目４５番１	
114	朝日金属　株式会社						●	○	○	○				●	●		●					除く	破砕	半田市新居町七丁目１２３番	
115	ニチハマテックス　株式会社																			●		除く	加熱 圧縮 成型	半田市州の崎町２番１０	
116	ニチハマテックス　株式会社																			●		除く	混合 成形	半田市州の崎町２番１０	
117	株式会社　ＳＫ物産						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	半田市亀崎新田町五丁目７４番	
118	愛知県陶器瓦工業組合														●							除く	破砕	高浜市田戸町一丁目１番１	
119	愛知県陶器瓦工業組合														●							除く	破砕	高浜市田戸町一丁目１番１	
120	愛知県陶器瓦工業組合														●							除く	破砕	高浜市田戸町一丁目１番１	
121	株式会社　鈴和建設		●																			除く	造粒 固化	高浜市芳川町四丁目７番２	
122	株式会社　鈴和建設														●		●					除く	破砕	高浜市芳川町四丁目７番３	
123	株式会社　鈴和建設														●							除く	破砕	高浜市芳川町四丁目７番３	
124	イビデン樹脂　株式会社						●															除く	減容 固化	高浜市新田町四丁目１番６	
125	イビデン樹脂　株式会社						●															除く	減容 固化	高浜市新田町四丁目１番６	
126	髙浜衛生　株式会社						●															除く	圧縮	高浜市論地町一丁目９番１４	
127	髙浜衛生　株式会社						●															除く	減容 固化	高浜市論地町一丁目９番１４	
128	髙浜衛生　株式会社						●															除く	破砕	高浜市論地町一丁目９番１４	
129	株式会社　三洋アルクス						●							●								除く	圧縮	高浜市新田町三丁目１番２	
130	マルセン工業　株式会社						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	高浜市春日町一丁目８番３	

注 1)「○」は処理できる品目に限定無し、「●」は処理できる品目に限定ありとする。

出典：「産業廃棄物処理業者一覧表」（令和７年５月１日現在、愛知県）

「産業廃棄物処理業者等情報「見える化」マップ」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）

表 4.2-25(4)　産業廃棄物処理施設

No	品目／業者名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物	水銀使用製品	処分方法	施設住所	事業区域内
131	マルセン工業　株式会社								○	○												除く	発酵	高浜市春日町一丁目８番３	
132	マルセン工業　株式会社								○	○												除く	分級	高浜市春日町一丁目８番３	
133	サンエイ　株式会社		●	○	●	●	●	○	○	○	○		○									除く	焼却	刈谷市泉田町西沖ノ河原１番地	
134	サンエイ　株式会社															●						除く	破砕	刈谷市泉田町九郎兵衛１番１	
135	サンエイ　株式会社						●															除く	破砕	刈谷市泉田町九郎兵衛２番１	
136	サンエイ　株式会社	●												●	●	●				●		除く	溶融	刈谷市泉田町西沖ノ河原１番地	
137	三和油化工業　株式会社		●	○																		除く	ろ過	刈谷市一里山町家下７４番４	
138	三和油化工業　株式会社		●	○	●	●	●															除く	混合エマルジョン化	刈谷市一里山町家下９０番１	
139	三和油化工業　株式会社	●	●		●	●	●				○			●	●	●				●		除く	混練	刈谷市一里山町家下７４番４	
140	三和油化工業　株式会社		●		●									●		●						除く	析出	刈谷市一里山町家下６３番１	
141	三和油化工業　株式会社		●																			除く	脱水	刈谷市一里山町家下６３番１	
142	三和油化工業　株式会社				●	●																除く	中和	刈谷市一里山町家下７０番１	
143	三和油化工業　株式会社				●																	除く	中和	刈谷市一里山町家下６３番１	
144	三和油化工業　株式会社			○																		除く	中和・混合エマルジョン化	刈谷市一里山町家下８８番１	
145	三和油化工業　株式会社														●							除く	破砕	刈谷市一里山町家下７４番４	
146	三和油化工業　株式会社		●																			除く	分級	刈谷市一里山町家下８８番１	
147	三和油化工業　株式会社		●																			除く	分級	刈谷市一里山町家下８８番１	
148	株式会社　宮崎						●	○														除く	圧縮	刈谷市小垣江町御茶屋下８番１	
149	株式会社　宮崎						●															除く	減容固化	刈谷市小垣江町御茶屋下６番１	
150	ヒラテ産業　有限会社						●	○														除く	圧縮	刈谷市小垣江町御茶屋下６番８	
151	ヒラテ産業　有限会社						●															除く	減容固化	刈谷市小垣江町御茶屋下３３番１０	
152	ヒラテ産業　有限会社						●															除く	減容固化	刈谷市小垣江町御茶屋下３３番１０	
153	ヒラテ産業　有限会社		●				●	○	○	○			○	●	●		●					扱う	選別	刈谷市小垣江町御茶屋下６番８	
154	ヒラテ産業　有限会社						●															除く	破砕	刈谷市小垣江町御茶屋下２番１	
155	ヒラテ産業　有限会社										○											除く	発酵	刈谷市小垣江町御茶屋下３３番１０	
156	戸松冶金　株式会社						●							●								除く	破砕	刈谷市泉田町西沖ノ河原７９番１	
157	戸松冶金　株式会社						●							●								除く	破砕	刈谷市泉田町西沖ノ河原７９番１	
158	戸松冶金　株式会社		●											●		●				●		除く	溶融	刈谷市泉田町東沖ノ河原１番１	
159	戸松冶金　株式会社													●								除く	溶融	刈谷市泉田町東沖ノ河原１番１	
160	戸松冶金　株式会社													●								除く	溶融	刈谷市泉田町東沖ノ河原１番１	
161	戸松冶金　株式会社		●											●		●						除く	溶融	刈谷市泉田町東沖ノ河原１番１	
162	シグマテック　株式会社						●							●	●		●					除く	破砕	刈谷市小垣江町御茶屋下２２番３	
163	株式会社　石川マテリアル						●	○						●								除く	圧縮	刈谷市新田町一丁目６４番１	
164	株式会社　石川マテリアル						●			○												除く	破砕	刈谷市新田町一丁目６４番１	
165	大和興業　株式会社		○				●	○	○					●			●					除く	選別	刈谷市小垣江町塩浜２６番	
166	水野産業　株式会社													●								除く	圧縮・破砕	刈谷市松坂町二丁目３０２番	
167	地建興業　株式会社		●																			除く	脱水	刈谷市場割町一丁目４番７	
168	株式会社　兼幸商店													●								除く	圧縮	刈谷市中川町五丁目６番１	○
169	宮田　芳孝														●							除く	破砕	刈谷市田町五丁目２１番１	
170	宮田　芳孝														●							除く	破砕	刈谷市田町五丁目２１番１	

注 1)「○」は処理できる品目に限定無し、「●」は処理できる品目に限定ありとする。
出典：「産業廃棄物処理業者一覧表」（令和７年５月１日現在、愛知県）
　　「産業廃棄物処理業者等情報「見える化」マップ」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）

表 4.2-25(5)　産業廃棄物処理施設

No	品目／業者名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物	水銀使用製品	処分方法	施設住所	事業区域内
171	鹿島道路　株式会社														●	●	●					除く	破砕	知立市山屋敷町板張３	
172	鹿島道路　株式会社														●	●	●					除く	破砕	知立市山屋敷町板張３	
173	鹿島道路　株式会社														●	●	●					除く	破砕	知立市山屋敷町板張３	
174	藤川金属　株式会社						●	○	○	○				●	●		●					除く	破砕	知立市上重原町曇り１２５番１	
175	藤川金属　株式会社													●								除く	破砕	知立市上重原町曇り１２５番１	
176	有限会社　高浜メタル						●	○		○				●								除く	圧縮	碧南市平山町二丁目３６番２	
177	有限会社　高浜メタル						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	碧南市平山町二丁目２９番２	
178	三河代用燃料　有限会社								○													除く	破砕	安城市和泉町北大木６番３	
179	新英金属　株式会社						●							●	●							除く	圧縮	安城市東栄町七丁目２番３	
180	株式会社　アンコム						●							●								除く	圧縮	安城市福釜町尾山１番１	
181	株式会社　アンコム													●								除く	圧縮	安城市福釜町尾山１番１	
182	株式会社　アンコム						●															除く	圧縮	安城市福釜町尾山１番１	
183	株式会社　アンコム						●															除く	減容固化	安城市福釜町尾山１番１	
184	株式会社　アンコム		●				●	○	○	○				●	●		●					扱う	選別	安城市福釜町尾山１番１	
185	株式会社　キトー						●															除く	減容固化	安城市大岡町船人１６番	
186	株式会社　キトー						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	安城市新田町縦町１１番	
187	株式会社　キトー						●	○	○	○				●	●		●					除く	破砕	安城市新田町縦町１１番	
188	福田三商　株式会社						●	○	○	○												除く	圧縮	安城市三河安城東町二丁目５番１９	
189	西急クリーン　株式会社						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	安城市城ケ入町広見７４番１	
190	西急クリーン　株式会社						●	○	○	○				●	●							除く	破砕	安城市城ケ入町広見７４番１	
191	株式会社　トーアクリーン						●	○		○				●								除く	圧縮	安城市根崎町東新切６９番３	
192	株式会社　トーアクリーン						●							●	●							扱う	蛍光管の破砕	安城市根崎町東新切２番２	
193	株式会社　トーアクリーン						●							●	●							扱う	蛍光管の破砕	安城市根崎町東新切２番２	
194	株式会社　トーアクリーン						●															除く	減容固化	安城市根崎町東新切２番２	
195	株式会社　トーアクリーン		●				●	○	○					●	●		●					除く	選別	安城市根崎町東新切２番１	
196	株式会社　トーアクリーン						●	○	○	○			○	●	●							除く	破砕	安城市根崎町東新切２番４	
197	有限会社　新實商店						●	○														除く	圧縮	安城市東栄町六丁目６番１２	
198	有限会社　新實商店						●							●								除く	圧縮	安城市東栄町六丁目６番１２	
199	有限会社　新實商店						●	○						●								除く	圧縮	安城市和泉町北大木７番１７	
200	有限会社　千上商店						●		○					●								除く	切断	安城市城ケ入町団戸９９番１	
201	有限会社　マルショウエム・オー・シー		●																			除く	混練	安城市石井町石原１３３番	
202	有限会社　渥美商会						●	○						●	●							除く	圧縮	安城市安城町天草３８番１	
203	有限会社　渥美商会						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	安城市安城町天草３８番２	
204	有限会社　渥美商会						●	○	○	○												除く	破砕	安城市安城町天草３８番１	
205	株式会社　日邦		●																			除く	脱水	安城市里町高根４番８８	
206	株式会社　日邦			○	●	●	●							●	●							除く	破砕・選別	安城市里町高根４番３５４	
207	株式会社　アクアサービスみかわ		●																			除く	脱水	安城市福釜町道田４４番	○
208	株式会社　アクアサービスみかわ		●																			除く	破砕	安城市福釜町道田４４番	○
209	株式会社　アクアサービスみかわ		●																			除く	破砕	安城市福釜町道田４４番	○
210	株式会社　侑心工業						●	○	○	○				●	●		●					除く	選別	安城市和泉町七ツ田１８番１	
211	オオブユニティ　株式会社	●	●				●							●	●		●			●		除く	管理型ハ	大府市吉田町弥左エ門脇７番１他７筆	
212	インセント　株式会社						●						○	●	●	●	●					除く	安定型ロ	半田市州の崎町２番１７６	
213	サンエイ　株式会社	●	●				●		○				○	●	●	●	●			●	○	除く	管理型ハ	刈谷市泉田町南新田１９番	
214	サンエイ　株式会社	●	●				●		○				○	●	●	●	●			●	○	除く	管理型ハ	刈谷市泉田町下中割５０番地１	
215	サンエイ　株式会社	●	●																	●		除く	遮断型イ	刈谷市泉田町南新田１９番	

注 1)「○」は処理できる品目に限定無し、「●」は処理できる品目に限定ありとする。
出典：「産業廃棄物処理業者一覧表」（令和７年５月１日現在、愛知県）
　　「産業廃棄物処理業者等情報「見える化」マップ」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）

表 4.2-26　特別管理産業廃棄物処理施設

No	業者名	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	感染性産業廃棄物	特定有害廃PCB	特定有害廃PCB汚染物	特定有害PCB処理物	特定有害廃水銀等	特定有害下水汚泥	特定有害鉱さい	特定有害廃石綿等	特定有害ダスト類	特定有害燃え殻	特定有害廃油	特定有害汚泥	特定有害廃酸	特定有害廃アルカリ	特定有害令第2条第13号廃棄物	処分方法	施設住所	事業実施区域内
1	大同エコメット　株式会社												●							溶融	東海市元浜町６１番	
2	オオブユニティ　株式会社	○			○															焼却	知多郡東浦町大字森岡字外新切２７	
3	サンエイ　株式会社	○	○	○	○					●					●	●	●	●		焼却	刈谷市泉田町西沖ノ河原１番	
4	サンエイ　株式会社										●		●	●						溶融	刈谷市泉田町西沖ノ河原１番	
5	三和油化工業　株式会社		○																	混合	刈谷市一里山町家下６８番５	
6	三和油化工業　株式会社	○	○	○											●		●	●		混合エマルジョン化	刈谷市一里山町家下９０番１	
7	三和油化工業　株式会社		○																	析出	刈谷市一里山町家下６３番１	
8	三和油化工業　株式会社		○	○																中和	刈谷市一里山町家下７０番１	
9	三和油化工業　株式会社			○													●			中和	刈谷市一里山町家下６８番１	
10	三和油化工業　株式会社		○																	中和	刈谷市一里山町家下６３番１	
11	三和油化工業　株式会社	○	○	○																中和・混合エマルジョン化	刈谷市一里山町家下８８番１	
12	三和油化工業　株式会社		○																	抽出	刈谷市一里山町家下６４番２	
13	三和油化工業　株式会社		○																	抽出	刈谷市一里山町家下６４番２	
14	三和油化工業　株式会社																●			電解	刈谷市一里山町家下６８番１	
15	戸松冶金　株式会社		○	○																中和	刈谷市泉田町東沖ノ河原３１番４	
16	戸松冶金　株式会社										●					●				溶融	刈谷市泉田町東沖ノ河原１番１	
17	戸松冶金　株式会社										●		●			●				溶融	刈谷市泉田町東沖ノ河原１番１	
18	サンエイ　株式会社										●	○	●	●		●			●	遮断型　イ	刈谷市泉田町南新田１９番	

注 1)「○」は処理できる品目に限定無し、「●」は処理できる品目に限定ありとする。

出典：「産業廃棄物処理業者一覧表」（令和 7 年 5 月 1 日現在、愛知県）

「産業廃棄物処理業者等情報「見える化」マップ」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

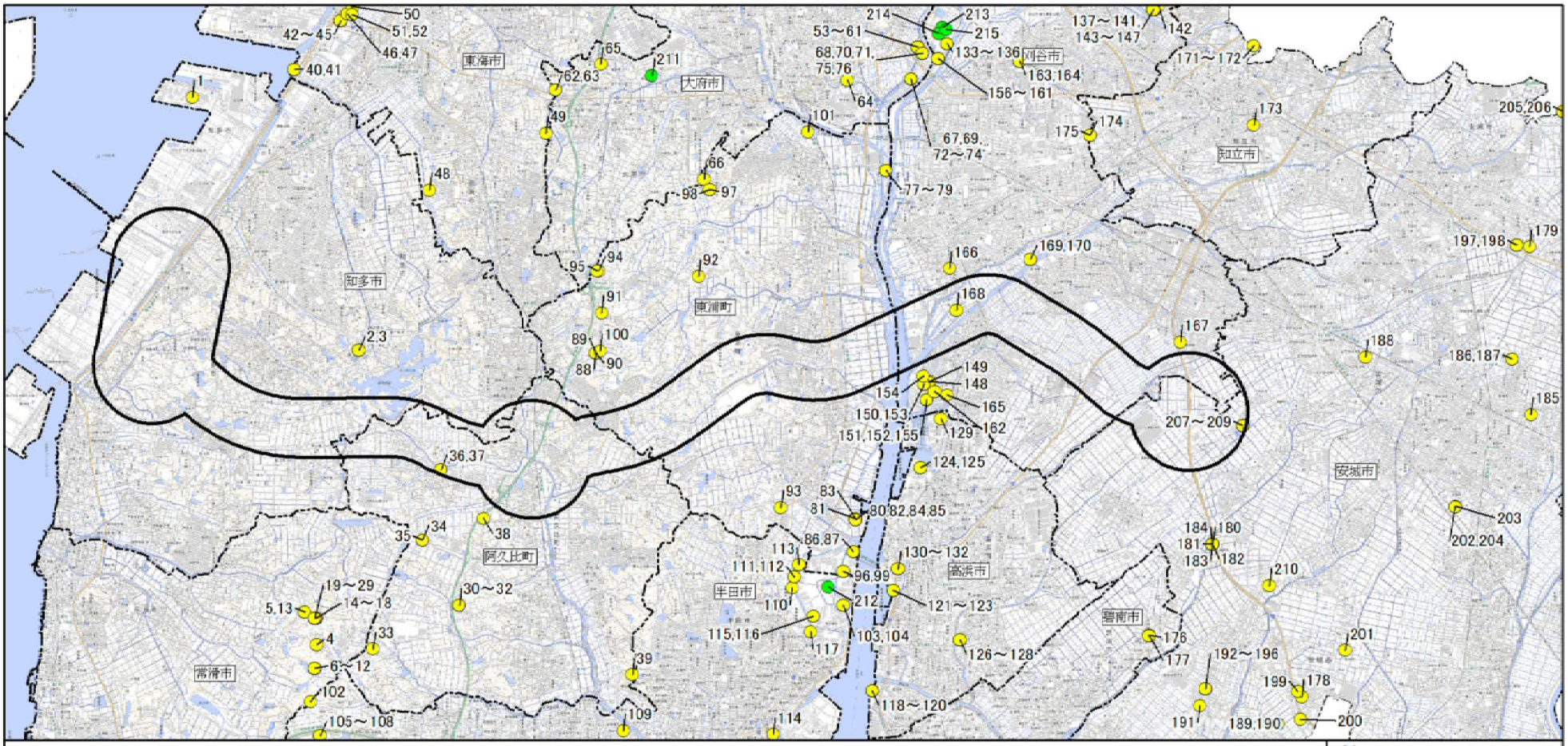

出典：「産業廃棄物処理業者一覧表」（令和７年５月１日現在、愛知県）
「産業廃棄物処理業者等情報「見える化」マップ」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）

図 4.2-21　産業廃棄物処理施設の分布状況

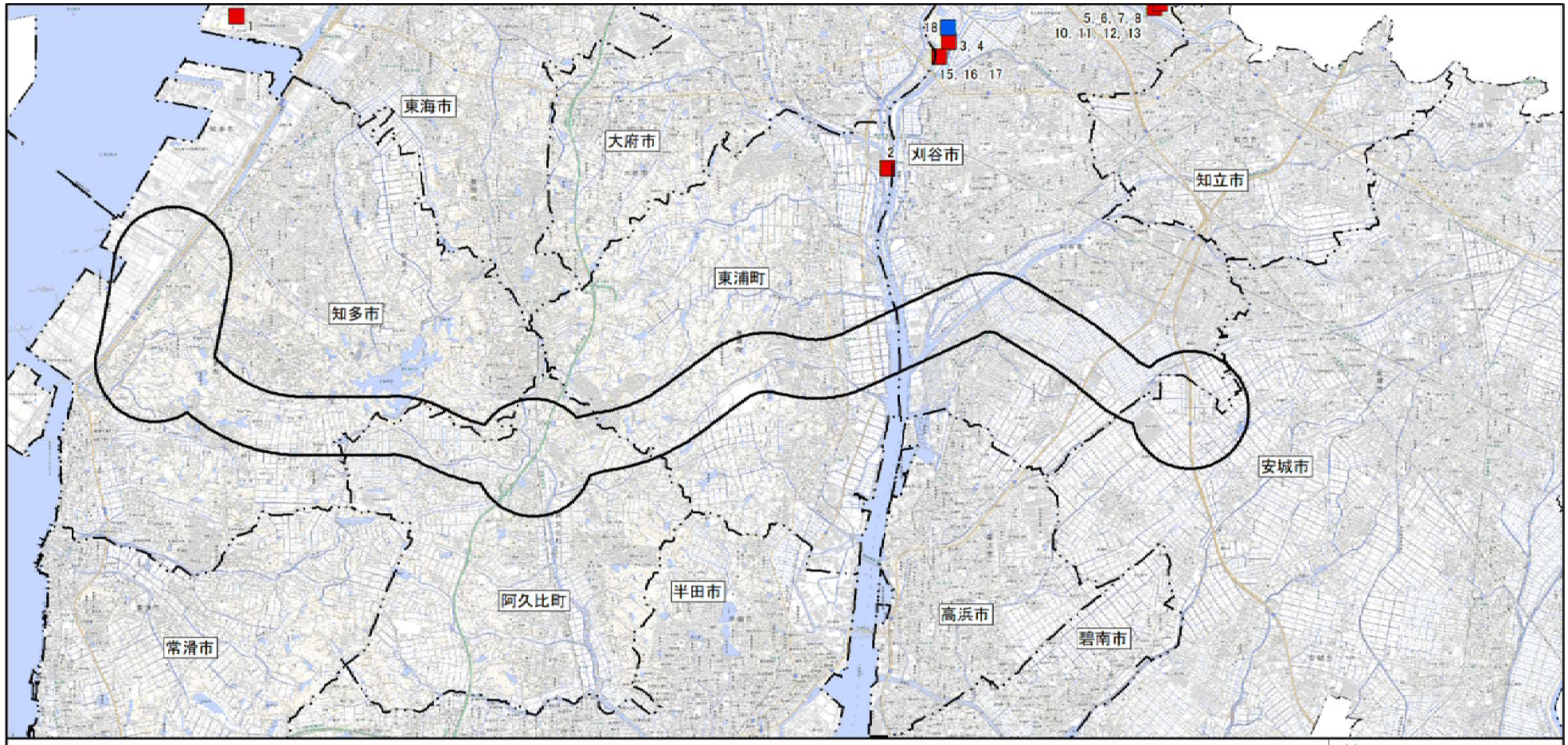

凡　例

都市計画対象道路事業実施区域

行政界

特別管理産業廃棄物処理施設

中間処理

最終処分

出典：「産業廃棄物処理業者一覧表」（令和７年５月１日現在、愛知県）
「産業廃棄物処理業者等情報「見える化」マップ」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）

図 4.2-22　特別管理産業廃棄物処理施設の分布状況

4.2.9 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1)大気汚染防止法により定められたばい煙発生施設対象規模と指定地域

調査区域において、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づくばい煙発生施設の対象規模を表 4.2-27（1）～（3）に示す。また、事業実施区域及びその周囲には、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する総量規制基準を定めなければならない指定地域が存在する。

なお「県民の生活環境の保全等に関する条例」により、大気汚染防止法で定める対象施設より小規模な施設等を対象として、ばいじんや硫黄酸化物等について規制が行われており、全ての調査対象市町が県条例第 26 条第 1 項に基づく大気指定工場等から発生及び排出されるばい煙の総量を規制する必要がある区域（大気総排出量規制区域）に指定されている。

表 4.2-27（1） ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
1	ボイラー （熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処理能力 20t/日以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 50L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）及び煆焼炉 （法…14 の項に掲げるものを除く）	原料の処理能力 1t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉及び平炉 （法…14 の項に掲げるものを除く）	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉 （法…こしき炉、14、24、25、26 の項に掲げるものを除く）	火格子面積 1m^2 以上 又は羽口面断面積 0.5m^2 以上 又は バーナーの燃料の燃焼 能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積 1m^2 以上 又は 羽口面断面積 0.5m^2 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 200kg/時以上
8 の 2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 6L/時以上

表 4.2-27 (2)　ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積 1m^2 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む）及び直火炉	
11	乾燥炉 （法…14、23 の項に掲げるものを除く）	
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量 1,000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m^2 以上 又は 焼却能力 200kg/時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/時以上 又は 火格子面積 0.5m^2 以上 又は 羽口面断面積 0.2m^2 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 20L/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量 0.1m^3 以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力 50kg/時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 3L/時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り前３項に掲げるもの及び密閉式のものを除く）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力 50kg/時以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量 30kA 以上
21	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の 処理能力 80kg/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
22	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く）	伝熱面積 10m^2 以上 又は ポンプの動力 1kW 以上
23	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力 80kg/時以上 又は 火格子面積 1m^2 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 50L/時以上

表 4.2-27（3）　ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 10L/時以上 又は 変圧器の定格容量 40kVA 以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 4L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.1m^3 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 4L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、 漂白施設及び濃縮施設 （昭和 48 年 8 月 10 日施行）	硝酸を合成し、漂白し、又は 濃縮する能力 100kg/時以上
28	コークス炉 （昭和 50 年 12 月 10 日施行）	原料の処理能力 20t/日以上
29	ガスタービン （昭和 63 年 2 月 1 日施行）	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
30	ディーゼル機関 （昭和 63 年 2 月 1 日施行）	
31	ガス機関 （平成 3 年 2 月 1 日施行）	燃料の燃焼能力が 重油換算 35L/時以上
32	ガソリン機関 （平成 3 年 2 月 1 日施行）	

注 1）No.は、施行令別表第 1 の項番号をいう。
注 2）重油換算とは、液体燃料 10L、ガス燃料 16m^3、固体燃料 16kg を重油 10L に換算することをいう。
ただし、「ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が毎時 1,000m^3/時未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）」及び「気体を燃料とするガス機関」については、下式による。
重油換算量（L/時）＝気体燃料の燃料能力（m^3/時）×気体の発熱量（kJ/m^3）÷重油の発熱量（kJ/L）
▸改質器：重油の発熱量は 40,000kJ/L とする。（平成 29 年 1 月 6 日付け環水大大発第 1701061 号）
▸ガス機関：重油の発熱量は 9,600kcal/L とする。（平成 2 年 12 月 1 日付け環大規 384 号及び平成 9 年 2 月 12 日付け環大規第 32 号）
注 3）羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。
注 4）規制対象となるばい煙発生施設は、工場・事業場に設置されるもので、法第２条第２項に規定するばい煙発生施設及び鉱山保安法第２条第２項本文に規定する鉱山に設置されるものを除く施設である。
出典：「大気汚染防止便覧　2023（令和 5）年 4 月」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）の規定により定められた窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域

調査区域は、全域が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日法律第 14 号）第 6 条第 1 項の規定により定められた窒素酸化物対策地域、及び第 8 条第 1 項の規定により定められた粒子状物質対策地域に指定されており、調査区域は、全域が対策地域に含まれる。

また、愛知県では上記特別措置法に基づき指定された窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量を削減するための各種対策を総合的に推進するために、同法第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（令和 6 年 3 月、愛知県）を策定している。

また、愛知県では、上記総量削減計画の他、自動車 NOx・PM 法の対策地域外からの流入車も含め、対策地域において運行する車両について、車種規制非適合車の使用抑制及びエコドライブの促進を図るため、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を定めている。

(3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定により指定された沿道整備道路

事業実施区域及びその周囲には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和 55 年 5 月 1 日法律第 34 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路は存在しない。

(4) 自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園の区域

事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年条例第 7 号、最終改正：令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号）の規定により指定された自然公園として、表 4.2-28 及び図 4.2-23 に示すとおり、南知多県立自然公園が存在する。

表 4.2-28　自然公園の指定状況

区分	名称	面積（ha）			指定年月日等
県立自然公園	南知多	特別地域	第 1 種	－	昭和 43 年 5 月 1 日指定
			第 2 種	－	
			第 3 種	－	
			合計	－	
		普通地域		8,649	
		合計		8,649	

注 1）面積は指定区域全体の値であり、事業実施区域外の面積も含む。
注 2）区分の詳細は、以下のとおりである。

区分	概要
特別保護地区	原生的な自然景観を有する地域や動植物の重要な生息地、特異な地形地質を有する地域等であり、現状維持を原則とする地域（県立自然公園には指定制度がない）
第 1 種特別地域	特別保護地区に準ずる地域で、現在の景観を極力維持する必要のある地域
第 2 種特別地域	良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域
第 3 種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であり通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域
普通地域	特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域

出典：「自然公園内の行為規制の概要」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「2023 年版「土地に関する統計年報」」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

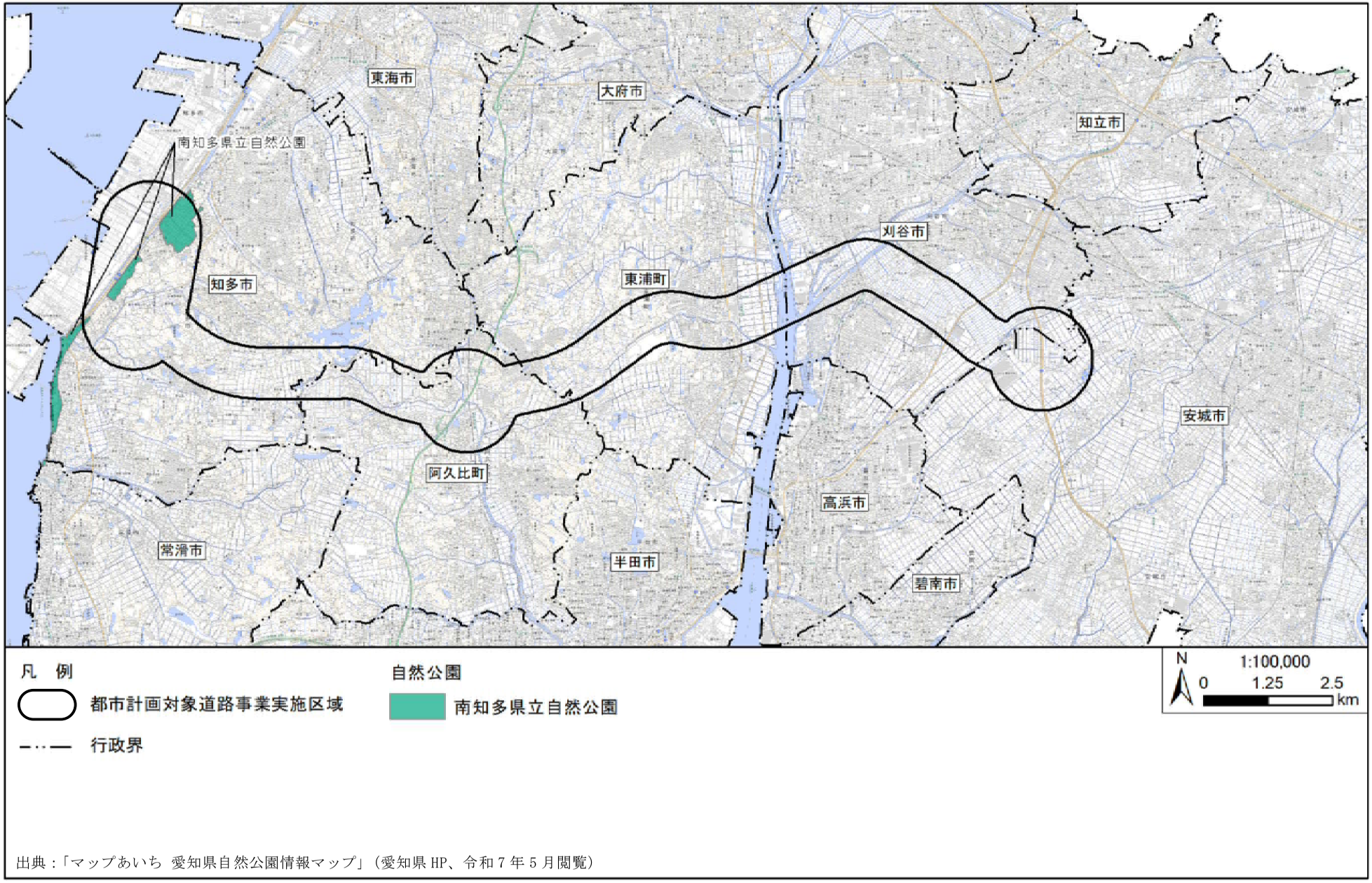

出典：「マップあいち 愛知県自然公園情報マップ」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

図 4.2-23　自然公園の指定状況

(5) 自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域又は都道府県立自然環境保全地域

調査区域には、「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域は存在しない。

また、調査区域には、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和48年条例第3号、最終改正：令和7年3月25日条例第1号）に基づく愛知県自然環境保全地域に指定されている地域及び生息地等保護区に指定されている区域は存在しない。

(6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月28日条約第7号）第11条の2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産は存在しない。

(7) 世界かんがい施設遺産の区域

調査区域には、国際かんがい排水委員会による「世界かんがい施設遺産」に登録されている「明治用水」が存在します。

(8) 首都圏近郊緑地保全法の規定により指定された近郊緑地保全区域

調査区域には、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和41年6月30日法律第101号、最終改正：令和6年11月8日法律第40号）第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域は存在しない。

(9) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の規定により指定された近郊緑地保全区域

調査区域には、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和42年7月31日法律第103号、最終改正：令和6年11月8日法律第40号）第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域は存在しない。

(10) 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

調査区域には、「都市緑地法」（昭和48年法律第72号、最終改正：令和7年4月1日法律第18号）第5条第1項の規定により指定された緑地保全地域及び第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区は存在しない。

(11)都市緑地法の規定により定められた緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(緑の基本計画)

調査区域内における各自治体では、「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：令和 6 年 4 月 19 日法律第 18 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づき、緑の基本計画が策定されており、都市緑地法第 4 条第 2 項の中で、緑の基本計画の策定項目として定める「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区 (緑化重点地区)」を指定している。調査区域内における緑化重点地区の位置は、表 4.2-29 及び図 4.2-24 に示すとおりである。

表 4.2-29 各自治体における緑の基本計画の策定状況

自治体	策定時期	対象年度	緑化重点地区
知多市	令和 4 年 11 月	令和 4 年度～令和 13 年度	佐布里水源の森周辺
阿久比町	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 12 年度	宮津地区
東海市	平成 29 年 3 月	平成 29 年度～令和 8 年度	太田川駅周辺
東浦町	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 22 年度	森岡地区、緒川地区、緒川新田地区 石浜地区、生路地区、藤江地区
刈谷市	平成 23 年 3 月	令和 5 年度～令和 14 年度	刈谷市総合運動公園一帯 亀城跡風致地区一帯 フローラルガーデンよさみ一帯 小垣江駅周辺
知立市	令和 6 年 4 月	令和 2 年度～令和 13 年度	知立市立地適正化計画における 都市機能誘導区域と同じ区域
碧南市	令和元年 10 月	令和元年度～令和 12 年度	北新川駅周辺
安城市	令和元年 9 月	令和元年度～令和 10 年度	市街化区域のうち、工業の利便の増進を図る地域である「工業専用地域」と、居住系や商業系の用途地域と隣接していない「工業地域」を除いた区域

出典：「知多市 緑の基本計画」(知多市、令和 4 年 11 月)
「阿久比町 緑の基本計画」(阿久比町、令和 3 年 3 月)
「東海市 緑の基本計画 2017～2026」(東海市、令和 3 年 3 月)
「東浦町 緑の基本計画 2021▸2040」(東浦町、令和 3 年 3 月)
「第 3 次 刈谷市 緑の基本計画」(刈谷市、令和 5 年 3 月)
「知立市 緑の基本計画 2020 年度～2031 年度」(知立市、令和 6 年 4 月)
「碧南市 緑の基本計画 2019～2030」(碧南市、令和元年 10 月)
「安城市 緑の基本計画」(安城市、令和元年 4 月)

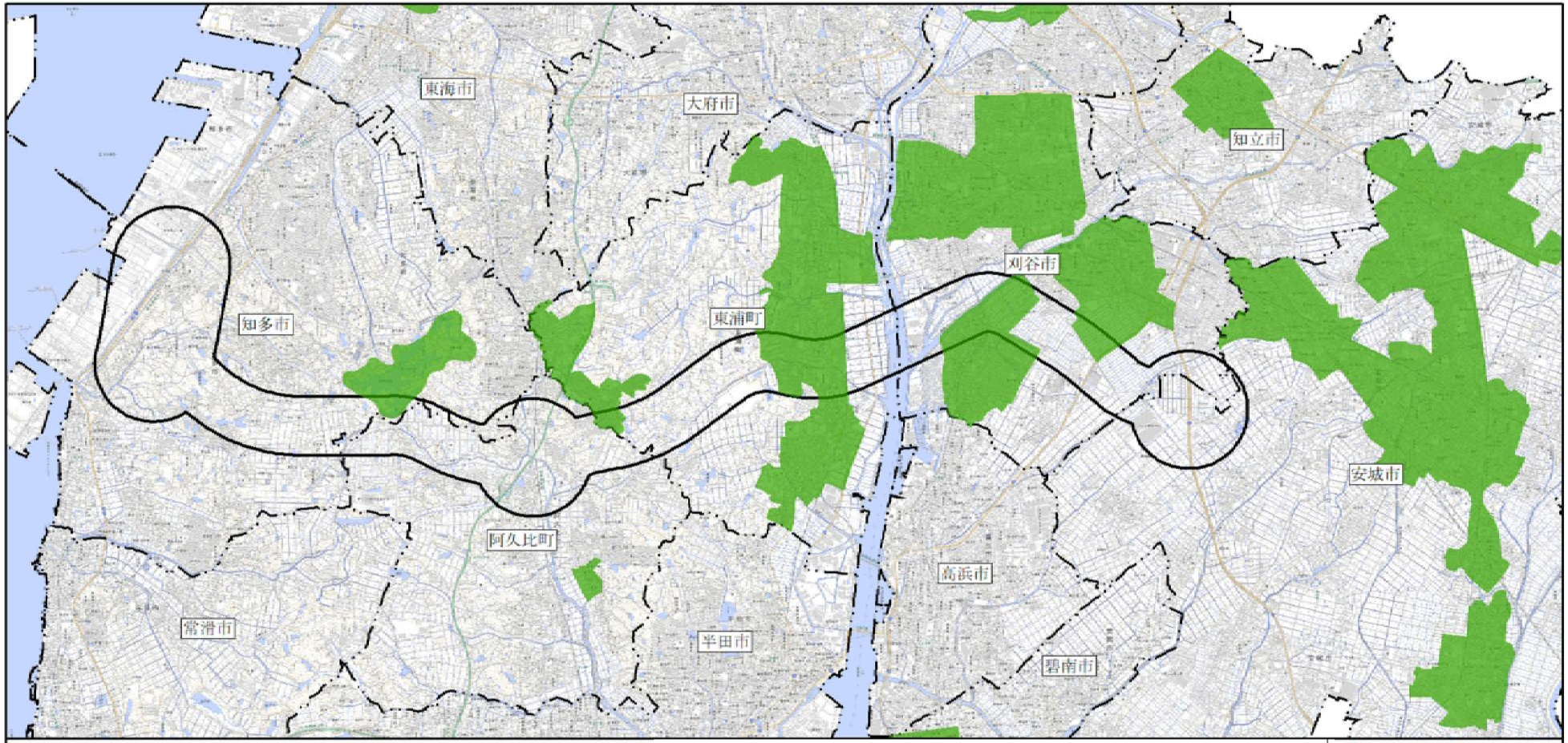

凡　例

都市計画対象道路事業実施区域

緑化重点地区

行政界

出典：「知多市 緑の基本計画」（知多市、令和 4 年 11 月）
「阿久比町 緑の基本計画」（阿久比町、令和 3 年 3 月）
「東海市 緑の基本計画 2017～2026」（東海市、令和 3 年 3 月）
「大府市 緑の基本計画 2020▸2030」（大府市、令和 2 年 9 月）
「東浦町 緑の基本計画 2021▸2040」（東浦町、令和 3 年 3 月）
「半田市 緑の基本計画」（半田市、平成 29 年 1 月）
「第 3 次 刈谷市 緑の基本計画」（刈谷市、令和 5 年 3 月）
「知立市 緑の基本計画 2020 年度～2031 年度」（知立市、令和 6 年 4 月）
「碧南市 緑の基本計画 2019～2030」（碧南市、令和元年 10 月）
「安城市 緑の基本計画」（安城市、令和元年 4 月）

図 4.2-24　緑の基本計画における緑化重点地区

(12)都市計画法の規定により指定された風致地区の区域

調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 6 年 11 月 8 日法律第 40 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区が刈谷市に 1 箇所存在する。指定状況を表 4.2-30 及び図 4.2-25 に示す。

表 4.2-30　風致地区の指定状況

No.	名称	所在地	告示年月日	告示番号	面積（ha）
1	亀城跡風致地区	刈谷市	平成 22 年 12 月 24 日	愛知県告示第 761 号	21

出典：「風致地区」（刈谷市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

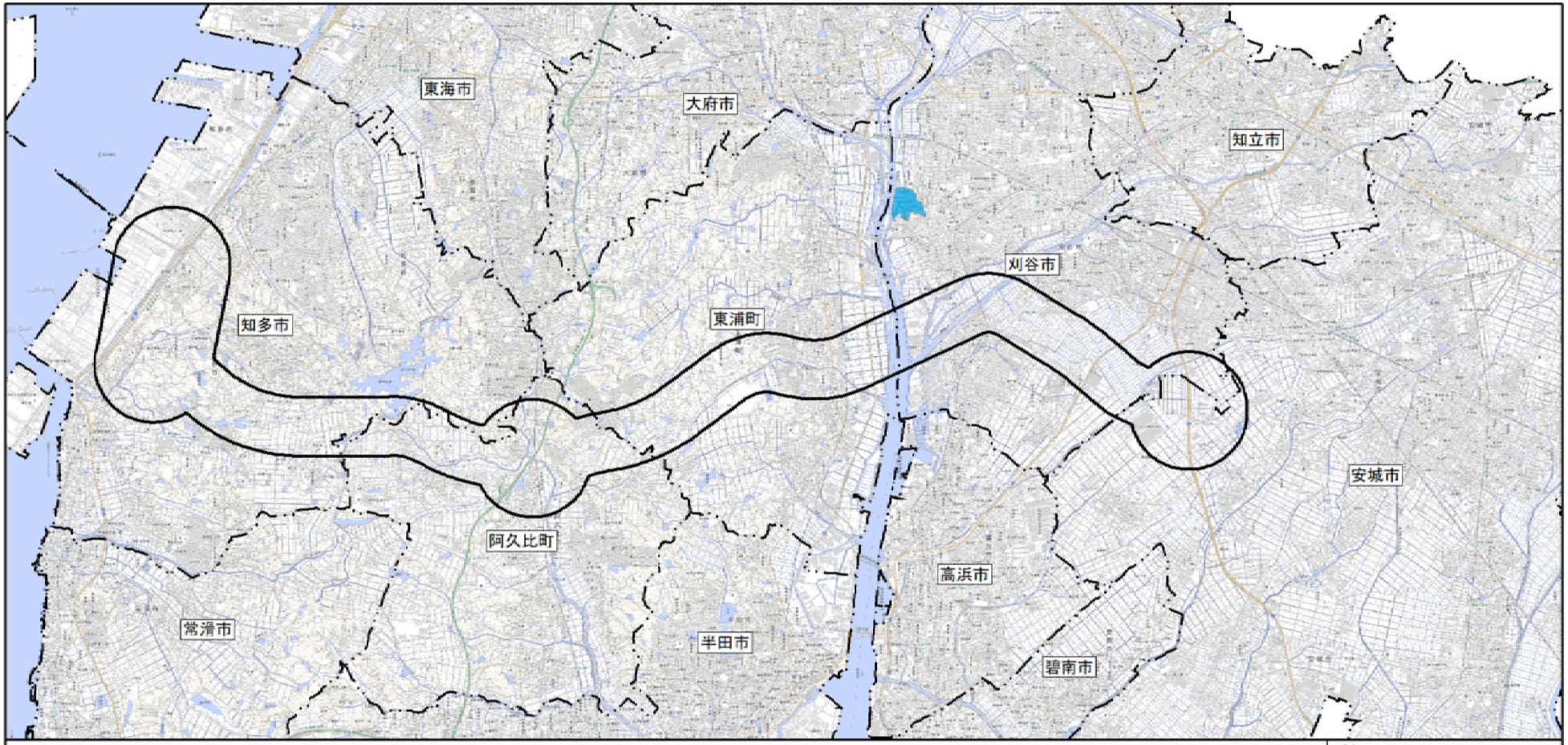

出典：「愛知県オープンデータカタログ（マップあいち公開データ）風致地区」(愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

図 4.2-25　風致地区の指定状況

(13)絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）の規定により指定された生息地等保護区の区域

調査区域には、「種の保存法」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域は存在しない。

(14)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された鳥獣保護区の区域

調査区域には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 7 年 4 月 25 日法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区が 3 箇所存在する。また、事業実施区域においては、佐布里池鳥獣保護区が存在する。なお、同法第 29 条第 1 項の規定により指定された特別保護地区は存在しない。

指定状況を表 4.2-31 及び図 4.2-26 に示す。

表 4.2-31　鳥獣保護区の指定状況

No.	区域	名称	所在地	存続期間	面積（ha）
1	鳥獣保護区	佐布里池	知多市	平成 27 年 11 月 1 日～令和 7 年 10 月 31 日	180
2		藤江小学校	東浦町	令和 4 年 11 月 1 日～令和 14 年 10 月 31 日	16
3		半田	半田市	令和 6 年 11 月 1 日～令和 16 年 10 月 31 日	560

出典：「令和 6 年度愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

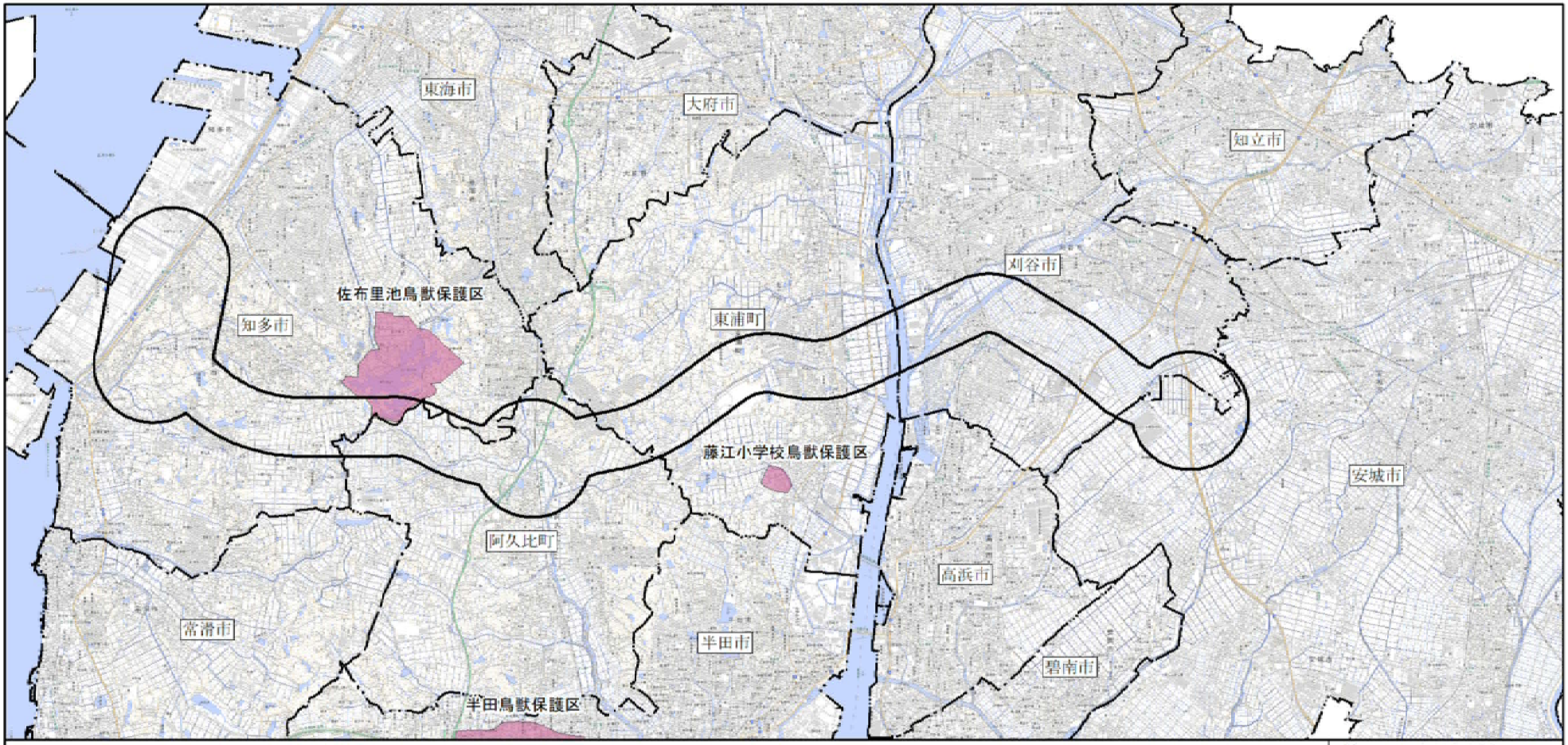

凡　例

都市計画対象道路事業実施区域

鳥獣保護区

行政界

出典：「令和６年度愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）

図 4.2-26　鳥獣保護区の指定状況

(15)特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）の規定により指定された湿地の区域

調査区域には、「ラムサール条約」（昭和55年9月22日条約第28号、最終改正：平成6年4月29日条約第1号）第2条1の規定により指定された湿地の区域は存在しない。

(16)文化財保護法の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物又は重要文化的景観等

調査区域について、表 4.2-33 に示す国の法令、県・市町の条例に基づいて指定あるいは登録された史跡、名勝、天然記念物、建造物、有形民俗文化財または無形民俗文化財を、表4.2-34(1)～(3)表 4.2-35(1)～(5)及び図 4.2-27(1)～(2)に示す。

調査区域には、史跡では国指定：4件、県指定：8件、市町指定：65件、名勝では県指定：1件、市指定：1 件、天然記念物では県指定：4 件、市町指定：24 件が存在している。さらに、建造物では国指定：2件、国登録：43件、県指定：2件、市町指定：35件、有形民俗文化財では国指定：1 件、県指定：5 件、市町指定：40 件、無形民俗文化財では、国指定：3 件、県指定：8件、市町指定：21件が存在している。なお、調査区域には「文化財保護法」第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観は存在しない。

事業実施区域においては、指定された文化財が3件存在する。

表 4.2-32　文化財の指定状況

指定・登録	史跡	名勝	天然 記念物	建造物	有形民俗 文化財	無形民俗 文化財
国指定	4	0	0	2	1	3
国登録	0	0	0	43	0	0
県指定	8	1	4	2	5	8
市町指定	65	1	24	35	40	21
事業実施 区域内	1	0	0	1	0	1

表 4.2-33　関連法令及び条例一覧

公布機関	法令・条例名	公布日	最終改正日
国	文化財保護法	昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号	令和 7 年 6 月 1 日 法律第 68 号
愛知県	愛知県文化財 保護条例	昭和 30 年 4 月 1 日 条例第 6 号	令和 5 年 3 月 22 日 条例第 7 号
知多市	知多市文化財 保護条例	平成 17 年 3 月 28 日 条例第 3 号	―
常滑市	常滑市文化財 保護条例	昭和 51 年 10 月 5 日 条例第 22 号	平成 17 年 3 月 25 日 条例第 9 号
阿久比町	阿久比町文化財 保護条例	昭和 47 年 3 月 30 日 条例第 16 号	平成 17 年 3 月 18 日 条例第 5 号
東海市	東海市文化財 保護条例	昭和 44 年 4 月 1 日 条例第 62 号	平成 17 年 3 月 24 日 条例第 7 号
大府市	大府市文化財 保護条例	昭和 45 年 9 月 1 日 条例第 56 号	令和 2 年 10 月 1 日 条例第 31 号
東浦町	東浦町文化財 保護条例	昭和 53 年 3 月 24 日 条例第 12 号	令和 6 年 12 月 25 日 条例第 19 号
半田市	半田市文化財 保護条例	昭和 52 年 3 月 31 日 条例第 24 号	平成 26 年 12 月 25 日 条例第 22 号
高浜市	高浜市文化財 保護条例	昭和 51 年 12 月 24 日 条例第 32 号	平成 17 年 3 月 31 日 条例第 15 号
刈谷市	刈谷市文化財 保護条例	昭和 53 年 10 月 2 日 条例第 31 号	平成 17 年 3 月 28 日 条例第 26 号
知立市	知立市文化財 保護条例	昭和 45 年 12 月 1 日 条例第 62 号	平成 17 年 9 月 29 日 条例第 32 号
碧南市	碧南市文化財 保護条例	平成 4 年 3 月 12 日 条例第 11 号	平成 17 年 3 月 18 日 条例第 26 号
安城市	安城市文化財 保護条例	平成 7 年 3 月 28 日 条例第 12 号	平成 17 年 6 月 30 日 条例第 48 号

表 4.2-34(1)　文化財（史跡、名勝、天然記念物）の指定状況

番号	種類	区分	名称	指定日・登録日	所在	事業実施区域内
A-1	史跡	国指定	二子古墳	昭和2年10月26日	安城市	
A-2		国指定	姫小川古墳	昭和2年10月26日	安城市	
A-3		国指定	姫小川古墳	平成24年9月19日	安城市	
A-4		国指定	入海貝塚	昭和28年11	東浦町	
A-5		県指定	篭池古窯	昭和36年3月30日	常滑市	
A-6		県指定	大高山古窯	昭和33年6月21日	半田市	
A-7		県指定	来迎寺一里塚	昭和36年7月8日	知立市	
A-8		県指定	刈谷西部の縄文遺跡　その1　山の神遺跡	昭和42年3月17日	刈谷市	
A-9		県指定	刈谷西部の縄文遺跡　その2　天子神社貝塚	昭和42年3月17日	刈谷市	
A-10		県指定	刈谷西部の縄文遺跡　その3　本刈谷貝塚	昭和42年3月17日	刈谷市	
A-11		県指定	刈谷西部の縄文遺跡　その4　八ッ崎貝塚	昭和59年11月28日	刈谷市	
A-12		県指定	板山長根古窯	昭和59年3月30日	阿久比町	
A-13		市指定	岩屋口古墳	昭和49年10月31日	東海市	
A-14		市指定	細井平洲先生旧里碑※	昭和49年10月31日	東海市	
A-15		市指定	大野城跡	昭和43年11月1日	常滑市	
A-16		市指定	石瀬貝塚	昭和43年11月1日	常滑市	
A-17		市指定	亀崎渡船場跡	昭和54年4月1日	半田市	
A-18		市指定	七曲古窯址	平成3年3月15日	知多市	
A-19		市指定	西中貝塚	昭和40年1月1日	知立市	
A-20		市指定	古城塚※	昭和40年1月1日	知立市	
A-21		市指定	知立古城跡	昭和40年1月1日	知立市	
A-22		市指定	馬市の跡※	昭和44年4月1日	知立市	
A-23		市指定	追腹塚	昭和49年5月21日	知立市	
A-24		市指定	丸山古墳	昭和57年10月28日	知立市	
A-25		市指定	荒新切遺跡	平成5年10月1日	知立市	
A-26		市指定	八橋古城跡	平成29年2月10日	知立市	
A-27		市指定	碧海山古墳	昭和40年11月3日	安城市	
A-28		市指定	塚越古墳	昭和36年10月1日	安城市	
A-29		市指定	堀内古墳	昭和40年11月3日	安城市	
A-30		市指定	獅子塚古墳	昭和40年11月3日	安城市	
A-31		市指定	姫塚古墳	昭和40年11月3日	安城市	
A-32		市指定	姫塚古墳	平成20年11月3日	安城市	
A-33		市指定	姫地下壙	昭和40年11月3日	安城市	
A-34		市指定	堀内貝塚	昭和40年11月3日	安城市	
A-35		市指定	東端貝塚	昭和45年3月16日	安城市	
A-36		市指定	安祥城址	昭和36年10月1日	安城市	
A-37		市指定	安城古城址	昭和38年10月1日	安城市	
A-38		市指定	箕輪城址	昭和40年10月1日	安城市	
A-39		市指定	桜井城址	昭和40年11月3日	安城市	
A-40		市指定	保科正直邸址	昭和40年10月1日	安城市	

注 1）表中の番号は、図 4.2-27 と対応している。
注 2）表中の※は詳細な位置が公開されていないため図示していません。
出典：「愛知県文化財マップ（ナビ愛知）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知多市の文化財」（知多市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「常滑市 文化財」（常滑市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「阿久比町 文化財」（阿久比町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東海市 文化財一覧」（東海市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「大府市の文化財」（大府市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東浦町 文化財」（東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「半田市内の文化財一覧」（半田市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「高浜市指定文化財一覧」（高浜市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「刈谷市の文化財」（刈谷市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知立の文化財（知立市内指定・登録文化財一覧）」（知立市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「碧南の文化財（碧南市内指定・登録文化財一覧）」（碧南市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「安城市 指定・登録文化財」（安城市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-34(2)　文化財（史跡、名勝、天然記念物）の指定状況

番号	種類	区分	名称	指定日・登録日	所在	事業実施区域内
A-41	史跡	市指定	安城陣屋跡	昭和43年4月1日	安城市	
A-42		市指定	西尾辨財天	昭和46年3月10日	安城市	
A-43		市指定	安祥毘沙門天	昭和46年3月10日	安城市	
A-44		市指定	富士塚	昭和36年10月1日	安城市	
A-45		市指定	本多忠高墓碑	昭和36年10月1日	安城市	
A-46		市指定	護法有志の墓	昭和40年11月3日	安城市	
A-47		市指定	柴田助太夫墓碑	昭和43年4月1日	安城市	
A-48		市指定	中川覚右衛門墓碑	昭和43年4月1日	安城市	
A-49		市指定	本多忠豊墓碑	昭和38年10月1日	安城市	
A-50		市指定	東条塚	昭和36年10月1日	安城市	
A-51		市指定	桜井戸跡	昭和40年11月3日	安城市	
A-52		市指定	筒井泉跡	昭和43年4月1日	安城市	
A-53		市指定	三河三白山・大岡白山神社	昭和43年4月1日	安城市	
A-54		市指定	三河三白山・上条白山媛神社	昭和43年4月1日	安城市	
A-55		市指定	三河三白山・桜井神社	昭和43年4月1日	安城市	
A-56		市指定	二夕子遺跡	昭和40年11月3日	安城市	
A-57		市指定	石川丈山邸址	昭和38年10月1日	安城市	
A-58		市指定	鎌倉街道及び花の滝伝承地	昭和58年7月20日	安城市	
A-59		市指定	山伏塚及び野田家墓碑	平成15年11月3日	安城市	
A-60		市指定	桜井町棒の手伝承地	平成17年3月1日	安城市	
A-61		市指定	土井家廟所	昭和33年2月25日	刈谷市	
A-62		市指定	松本奎堂碑	昭和33年2月25日	刈谷市	
A-63		市指定	宍戸弥四郎碑	昭和33年2月25日	刈谷市	
A-64		市指定	中島秋挙句碑	昭和33年2月25日	刈谷市	
A-65		市指定	豊田佐吉胸像	昭和33年2月25日	刈谷市	
A-66		市指定	宮城道雄供養塔	昭和33年2月25日	刈谷市	
A-67		市指定	重原陣屋の跡	昭和33年2月25日	刈谷市	
A-68		市指定	水野家廟所	昭和33年11月11日	刈谷市	
A-69		市指定	札の辻跡	昭和49年7月30日	刈谷市	
A-70		市指定	椎の木屋敷跡	平成9年3月13日	刈谷市	
A-71		町指定	緒川城址	昭和54年3月	東浦町	
A-72		町指定	村木砦古戦場	昭和54年3月	東浦町	
A-73		町指定	緒川城主三代の墓所	昭和63年6月	東浦町	
A-74		町指定	水野家四代の墓所	昭和63年6月	東浦町	
A-75		町指定	二子塚古墳	昭和55年7月1日	阿久比町	
A-76		町指定	久松　松平家葬地	昭和57年3月1日	阿久比町	○
A-77		町指定	坂部城址	昭和63年7月1日	阿久比町	

注）表中の番号は、図 4.2-27 と対応している。
出典：「愛知県文化財マップ（ナビ愛知）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知多市の文化財」（知多市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「常滑市 文化財」（常滑市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「阿久比町 文化財」（阿久比町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東海市 文化財一覧」（東海市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「大府市の文化財」（大府市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東浦町 文化財」（東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「半田市内の文化財一覧」（半田市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「高浜市指定文化財一覧」（高浜市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「刈谷市の文化財」（刈谷市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知立の文化財（知立市内指定・登録文化財一覧）」（知立市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「碧南の文化財（碧南市内指定・登録文化財一覧）」（碧南市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「安城市 指定・登録文化財」（安城市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-34(3)　文化財（史跡、名勝、天然記念物）の指定状況

番号	種類	区分	名称	指定日・登録日	所在
A-78	名勝	県指定	八橋伝説地	昭和40年5月21日	知立市
A-79		市指定	杜若池	昭和40年1月1日	知立市
A-80	天然記念物	県指定	常滑市大野町のイブキ	昭和53年8月4日	常滑市
A-81		県指定	萬福寺のイブキ	昭和31年5月18日	知立市
A-82		県指定	知立の松並木	令和5年8月4日	知立市
A-83		県指定	永安寺の雲竜の松	昭和60年11月25日	安城市
A-84		市指定	つぶらしい	昭和43年6月30日	東海市
A-85		市指定	大クスノキ	昭和43年6月30日	東海市
A-86		市指定	防風林	昭和46年9月21日	常滑市
A-87		市指定	大野町のイブキ（北）※	平成14年3月29日	常滑市
A-88		市指定	大野町のイチョウ※	平成14年3月29日	常滑市
A-89		市指定	常福院のソテツ	昭和53年4月1日	半田市
A-90		市指定	マメナシ（イヌナシ）	昭和53年3月7日	知多市
A-91		市指定	佐布里梅	令和元年10月10日	知多市
A-92		市指定	総持寺跡大イチョウ	昭和40年1月1日	知立市
A-93		市指定	大ソテツ	昭和44年4月1日	知立市
A-94		市指定	イタビカヅラ	昭和44年4月1日	知立市
A-95		市指定	トネリコ	昭和57年6月10日	知立市
A-96		市指定	東海道のマツ並木	昭和45年3月16日	安城市
A-97		市指定	桜井神社のクロマツ	昭和49年2月13日	安城市
A-98		市指定	明法寺のイブキ	昭和50年3月13日	安城市
A-99		市指定	西蓮寺のイチョウ	昭和49年2月13日	安城市
A-100		市指定	堀内の大イチョウ	昭和40年11月3日	安城市
A-101		市指定	信照寺のシイ	昭和50年3月13日	安城市
A-102		市指定	専超寺のケヤキ	昭和49年2月13日	安城市
A-103		市指定	クスノキ	昭和33年11月11日	刈谷市
A-104		町指定	宮津熱田社の楠	平成11年12月1日	阿久比町
A-105		町指定	伊久智神社大楠の森	昭和54年3月	東浦町
A-106		町指定	極楽寺の楠	昭和54年3月	東浦町
A-107		町指定	地蔵院のイブキ	平成17年3月	東浦町

注 1）表中の番号は、図 4.2-27 と対応している。
注 2）表中の※は詳細な位置が公開されていないため図示していません。
出典：「愛知県文化財マップ（ナビ愛知）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知多市の文化財」（知多市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「常滑市 文化財」（常滑市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「阿久比町 文化財」（阿久比町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東海市 文化財一覧」（東海市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「大府市の文化財」（大府市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東浦町 文化財」（東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「半田市内の文化財一覧」（半田市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「高浜市指定文化財一覧」（高浜市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「刈谷市の文化財」（刈谷市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知立の文化財（知立市内指定・登録文化財一覧）」（知立市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「碧南の文化財（碧南市内指定・登録文化財一覧）」（碧南市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「安城市 指定・登録文化財」（安城市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-35(1)　文化財（建造物、有形民族文化財、無形民俗文化財）の指定状況

番号	種類	区分	名称	指定日・登録日	所在	事業実施区域内
B-1	建造物	国指定	観福寺本堂内宮殿	昭和59年5月21日	東海市	
B-2		国指定	知立神社 多宝塔	明治40年5月27日	知立市	
B-3		県指定	観福寺本堂	平成8年9月6日	東海市	
B-4		県指定	大樹寺旧裏一の門	昭和43年4月	東浦町	
B-5		国登録	大倉公園休憩棟（旧大倉和親別荘離れ）	平成27年8月4日	大府市	
B-6		国登録	大倉公園茅葺門（旧大倉和親別荘表門）	平成27年8月4日	大府市	
B-7		国登録	明神樋門	令和3年2月4日	大府市	
B-8		国登録	明神川逆水樋門	令和3年2月4日	大府市	
B-9		国登録	久野家住宅(愛山居)主屋	令和6年3月6日	東海市	
B-10		国登録	久野家住宅(愛山居)門柱	令和6年3月6日	東海市	
B-11		国登録	久野家住宅(愛山居)庭門	令和6年3月6日	東海市	
B-12		国登録	旧伊東合資会社（3棟）	令和6年3月6日	半田市	
B-13		国登録	間瀬家住宅（作右衛門屋敷）（2棟）	令和6年3月6日	半田市	
B-14		国登録	知多岡田簡易郵便局	平成25年3月29日	知多市	
B-15		国登録	木綿蔵ちた（旧竹内虎王商店木綿蔵）	平成26年4月25日	知多市	
B-16		国登録	旧岡田医院主屋	平成27年11月17日	知多市	
B-17		国登録	旧岡田医院診療所棟	平成27年11月17日	知多市	
B-18		国登録	旧岡田医院蔵	平成27年11月17日	知多市	
B-19		国登録	旧岡田医院道具蔵	平成27年11月17日	知多市	
B-20		国登録	旧岡田医院給水塔	平成27年11月17日	知多市	
B-21		国登録	旧岡田医院塀	平成27年11月17日	知多市	
B-22		国登録	旧中七木綿本店主屋（旧事務所）	平成29年6月28日	知多市	
B-23		国登録	旧中七木綿本店南蔵	平成29年6月28日	知多市	
B-24		国登録	旧中七木綿本店長屋門	平成29年6月28日	知多市	
B-25		国登録	旧中七木綿本店塀	平成29年6月28日	知多市	
B-26		国登録	旧中七木綿本店作業所・寄宿舎	平成29年6月28日	知多市	
B-27		国登録	旧中七木綿本店北蔵	平成29年6月28日	知多市	
B-28		国登録	知立神社 本殿	平成26年4月25日	知立市	
B-29		国登録	知立神社 幣殿	平成26年4月25日	知立市	
B-30		国登録	知立神社 拝殿	平成26年4月25日	知立市	
B-31		国登録	知立神社 祭文殿及び廻廊	平成26年4月25日	知立市	
B-32		国登録	知立神社 摂社親母神社	平成26年4月25日	知立市	
B-33		国登録	知立神社 茶室	平成26年4月25日	知立市	
B-34		国登録	萬福寺 本堂	平成27年11月17日	知立市	
B-35		国登録	萬福寺 山門	平成27年11月17日	知立市	
B-36		国登録	萬福寺 鐘楼	平成27年11月17日	知立市	
B-37		国登録	牛田八幡社 本殿	令和6年3月6日	知立市	
B-38		国登録	牛田八幡社 覆殿	令和6年3月6日	知立市	
B-39		国登録	牛田八幡社 中殿及び袖廊	令和6年3月6日	知立市	
B-40		国登録	牛田八幡社 拝殿	令和6年3月6日	知立市	

注）表中の番号は、図 4.2-27 と対応している。
出典：「愛知県文化財マップ（ナビ愛知）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知多市の文化財」（知多市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「常滑市 文化財」（常滑市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「阿久比町 文化財」（阿久比町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東海市 文化財一覧」（東海市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「大府市の文化財」（大府市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東浦町 文化財」（東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「半田市内の文化財一覧」（半田市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「高浜市指定文化財一覧」（高浜市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「刈谷市の文化財」（刈谷市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知立の文化財（知立市内指定・登録文化財一覧）」（知立市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「碧南の文化財（碧南市内指定・登録文化財一覧）」（碧南市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「安城市 指定・登録文化財」（安城市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-35(2)　文化財（建造物、有形民族文化財、無形民俗文化財）の指定状況

番号	種類	区分	名称	指定日・登録日	所在	事業実施区域内
B-41	建造物	国登録	刈谷市郷土資料館	平成11年2月17日	刈谷市	
B-42		国登録	愛知県立刈谷高等学校正門門柱	平成29年6月28日	刈谷市	
B-43		国登録	愛知製鋼刈谷工場旧試作工場東棟（旧豊田自動織機製作所自動車部試作工場）	平成30年5月10日	刈谷市	
B-44		国登録	愛知製鋼刈谷工場旧試作工場西棟（旧豊田自動織機製作所自動車部試作工場）	平成30年5月10日	刈谷市	
B-45		国登録	蓮慶寺本堂	平成25年6月21日	阿久比町	
B-46		国登録	蓮慶寺大門	平成25年6月21日	阿久比町	
B-47		国登録	蓮慶寺土塀	平成25年6月21日	阿久比町	
B-48		市指定	文殊楼門	昭和59年8月8日	大府市	
B-49		市指定	竹腰三信公の石塔	昭和43年11月1日	常滑市	
B-50		市指定	乙川八幡社本殿	昭和58年4月1日	半田市	
B-51		市指定	秋葉社本殿	昭和58年4月1日	半田市	
B-52		市指定	旧新美家住宅（新美南吉養家）	昭和62年10月30日	半田市	
B-53		市指定	半田ハリストス正教会「聖イオアン・ダマスキン聖堂」	令和元年6月21日	半田市	
B-54		市指定	八幡神社本殿	昭和51年2月20日	知多市	
B-55		市指定	里組山車（日車）※	平成3年2月27日	知多市	
B-56		市指定	中組山車（雨車）※	平成3年2月27日	知多市	
B-57		市指定	奥組山車（風車）※	平成3年2月27日	知多市	
B-58		市指定	北粕谷山車（花王車）	平成20年4月1日	知多市	
B-59		市指定	法海寺仁王門	平成20年12月1日	知多市	
B-60		市指定	池鯉鮒宿脇本陣玄関	昭和40年1月1日	知立市	
B-61		市指定	鐘楼門※	昭和43年7月20日	知立市	
B-62		市指定	郷倉※	昭和43年7月20日	知立市	
B-63		市指定	石橋※	昭和44年4月1日	知立市	
B-64		市指定	芭蕉句碑	昭和40年1月1日	知立市	
B-65		市指定	加賀野井弥八郎墓※	昭和40年1月1日	知立市	
B-66		市指定	祖風墓 徹堂墓※	昭和40年1月1日	知立市	
B-67		市指定	吉田忠左エ門夫妻墓	昭和40年1月1日	知立市	
B-68		市指定	杜若姫供養塔	昭和40年1月1日	知立市	
B-69		市指定	業平供養塔	昭和40年1月1日	知立市	
B-70		市指定	一石五輪塔※	昭和40年1月1日	知立市	
B-71		市指定	芭蕉連句碑	昭和40年1月1日	知立市	
B-72		市指定	八橋古碑	昭和40年1月1日	知立市	
B-73		市指定	桜井神社本殿　附棟札	昭和40年11月3日	安城市	
B-74		市指定	伝内藤重清・清長墓碑	昭和40年11月3日	安城市	
B-75		市指定	都築弥厚茶室	昭和40年10月1日	安城市	

注 1）表中の番号は、図 4.2-27 と対応している。
注 2）表中の※は詳細な位置が公開されていないため図示していません。
出典：「愛知県文化財マップ（ナビ愛知）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知多市の文化財」（知多市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「常滑市 文化財」（常滑市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「阿久比町 文化財」（阿久比町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東海市 文化財一覧」（東海市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「大府市の文化財」（大府市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東浦町 文化財」（東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「半田市内の文化財一覧」（半田市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「高浜市指定文化財一覧」（高浜市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「刈谷市の文化財」（刈谷市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知立の文化財（知立市内指定・登録文化財一覧）」（知立市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「碧南の文化財（碧南市内指定・登録文化財一覧）」（碧南市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「安城市 指定・登録文化財」（安城市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-35(3)　文化財（建造物、有形民族文化財、無形民俗文化財）の指定状況

番号	種類	区分	名称	指定日・登録日	所在	事業実施区域内
B-76	建造物	市指定	大岡白山神社本殿	平成19年11月3日	安城市	
B-77		市指定	東端八剱神社本殿　附覆殿一棟・棟札一枚・板札一枚	平成27年1月9日	安城市	
B-78		市指定	伝真宗墓碑	昭和40年11月3日	安城市	
B-79		市指定	重原陣屋の正門	昭和33年2月25日	刈谷市	
B-80		町指定	乾坤院山門	昭和54年3月	東浦町	
B-81		町指定	乾坤院総門	平成17年8月	東浦町	
B-82		町指定	正盛院仁王門	昭和55年1月1日	阿久比町	○
B-83	有形民俗文化財	国指定	知多半島の漁撈用具　附　漁撈関係帳面類	昭和47年8月3日	知多市	
B-84		県指定	亀崎潮干祭の山車	昭和41年1月17日	半田市	
B-85		県指定	知多木綿生産用具および木綿問屋関係資料	昭和48年11月26日	知多市	
B-86		県指定	池鯉鮒宿本陣御宿帳	昭和40年5月21日	知立市	
B-87		県指定	知立中町祭礼帳※	昭和40年5月21日	知立市	
B-88		県指定	知立の「からくり」※	昭和42年8月28日	知立市	
B-89		市指定	藤井神社祭礼用山車	昭和43年10月1日	大府市	
B-90		市指定	藤井神社祭礼用山車	昭和43年10月1日	大府市	
B-91		市指定	藤井神社祭礼用山車	昭和43年10月1日	大府市	
B-92		市指定	吉川獅子屋形	令和5年3月7日	大府市	
B-93		市指定	獅子屋形	平成29年3月24日	東海市	
B-94		市指定	あやつり人形の首	昭和43年11月1日	常滑市	
B-95		市指定	絵馬	昭和43年11月1日	常滑市	
B-96		市指定	経石塔※	昭和46年9月21日	常滑市	
B-97		市指定	内陣床下埋甕遺構	昭和59年7月1日	常滑市	
B-98		市指定	山車「唐子車」	平成3年12月19日	常滑市	
B-99		市指定	山車「紅葉車」	平成3年12月19日	常滑市	
B-100		市指定	山車「梅栄車」	平成3年12月19日	常滑市	
B-101		市指定	山車(名古屋型)「西寶車」	平成26年8月26日	常滑市	
B-102		市指定	山車(名古屋型)「雷神車」	平成29年2月7日	常滑市	
B-103		市指定	向山神楽獅子の館	昭和45年11月10日	半田市	
B-104		市指定	乙川八幡社絵馬群	昭和58年4月1日	半田市	
B-105		市指定	平地神明社の算額	平成28年7月8日	半田市	
B-106		市指定	絵馬「高浜湊図」	昭和60年9月27日	高浜市	
B-107		市指定	絵馬「旧祭礼之図」	昭和60年9月27日	高浜市	
B-108		市指定	道祖神※	昭和60年9月27日	高浜市	

注 1）表中の番号は、図 4.2-27 と対応している。
注 2）表中の※は詳細な位置が公開されていないため図示していません。
出典：「愛知県文化財マップ（ナビ愛知）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知多市の文化財」（知多市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「常滑市 文化財」（常滑市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「阿久比町 文化財」（阿久比町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東海市 文化財一覧」（東海市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「大府市の文化財」（大府市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東浦町 文化財」（東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「半田市内の文化財一覧」（半田市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「高浜市指定文化財一覧」（高浜市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「刈谷市の文化財」（刈谷市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知立の文化財（知立市内指定・登録文化財一覧）」（知立市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「碧南の文化財（碧南市内指定・登録文化財一覧）」（碧南市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「安城市 指定・登録文化財」（安城市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-35(4)　文化財（建造物、有形民族文化財、無形民俗文化財）の指定状況

番号	種類	区分	名称	指定日・登録日	所在	事業実施区域内
B-109	有形民俗文化財	市指定	南海山地蔵寺絵馬群 絵馬「地蔵図」/絵馬「恵比寿・大黒図」/絵馬「花鳥図」 絵馬「船図」/絵馬「むかで退治図」/絵馬「猪退治図」 絵馬「唐子遊図」/絵馬「羅生門図」	平成10年2月20日	高浜市	
B-110		市指定	だるま窯	平成10年2月20日	高浜市	
B-111		市指定	塩焼瓦窯	平成14年3月22日	高浜市	
B-112		市指定	打瀬船「藤井丸」	昭和24年3月1日	知多市	
B-113		市指定	神輿※	昭和59年8月10日	知立市	
B-114		市指定	獅子屋形※	昭和59年8月10日	知立市	
B-115		市指定	平治合戦からくり人形※	平成26年7月2日	知立市	
B-116		市指定	白山社 絵馬群	昭和59年4月3日	碧南市	
B-117		市指定	切支丹禁制高札	昭和33年2月25日	刈谷市	
B-118		市指定	野田八幡宮絵馬群	昭和63年11月8日	刈谷市	
B-119		市指定	新町の山車	平成9年3月13日	刈谷市	
B-120		市指定	小垣江の山車	平成10年2月27日	刈谷市	
B-121		市指定	肴町の山車	平成12年8月21日	刈谷市	
B-122		町指定	村木神社おまんと祭りの馬道具	平成19年3月	東浦町	
B-123		町指定	宮津北組山車	平成2年10月1日	阿久比町	
B-124		町指定	南社山車	平成2年10月1日	阿久比町	
B-125		町指定	大古根八幡社山車	平成2年10月1日	阿久比町	
B-126		町指定	萩大山車	平成2年10月1日	阿久比町	
B-127		町指定	横社山車	平成4年2月17日	阿久比町	
B-128		町指定	高岡獅子館	平成7年1月4日	阿久比町	

注 1）表中の番号は、図 4.2-27 と対応している。
注 2）表中の※は詳細な位置が公開されていないため図示していません。
出典：「愛知県文化財マップ（ナビ愛知）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知多市の文化財」（知多市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「常滑市 文化財」（常滑市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「阿久比町 文化財」（阿久比町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東海市 文化財一覧」（東海市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「大府市の文化財」（大府市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東浦町 文化財」（東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「半田市内の文化財一覧」（半田市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「高浜市指定文化財一覧」（高浜市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「刈谷市の文化財」（刈谷市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知立の文化財（知立市内指定・登録文化財一覧）」（知立市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「碧南の文化財（碧南市内指定・登録文化財一覧）」（碧南市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「安城市 指定・登録文化財」（安城市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-35(5)　文化財（建造物、有形民族文化財、無形民俗文化財）の指定状況

番号	種類	区分	名称	指定日・登録日	所在	事業実施区域内
B-129	無形民俗文化財	国指定	亀崎潮干祭の山車行事	平成18年3月15日	半田市	
B-130		国指定	尾張万歳※	平成8年12月20日	知多市	
B-131		国指定	知立の山車文楽とからくり※	平成2年3月29日	知立市	
B-132		県指定	知多の虫供養行事※	昭和58年9月14日	常滑市	
B-133		県指定	尾張の虫送り行事※	昭和59年2月27日	常滑市	
B-134		県指定	知多の虫供養行事（東浦五ヶ村虫供養行事）※	昭和58年9月	東浦町	
B-135		県指定	藤江のだんつく獅子舞	平成24年1月	東浦町	
B-136		県指定	えんちょこ獅子※	昭和40年5月21日	高浜市	
B-137		県指定	朝倉の梯子獅子	昭和34年10月8日	知多市	
B-138		県指定	知多の虫供養行事※	昭和58年9月14日	知多市	
B-139		県指定	万燈祭	平成12年11月21日	刈谷市	
B-140		市指定	横根藤井神社祭礼三番叟	平成元年6月16日	大府市	
B-141		市指定	半月七社神社おまんと祭り	平成30年2月22日	大府市	
B-142		市指定	紅葉車あやつり人形芸能※	昭和46年9月21日	常滑市	
B-143		市指定	常石車三番叟芸能※	昭和46年9月21日	常滑市	
B-144		市指定	神明車祭囃子※	昭和46年9月21日	常滑市	
B-145		市指定	常石車祭囃子※	昭和46年9月21日	常滑市	
B-146		市指定	紅葉車祭囃子※	昭和46年9月21日	常滑市	
B-147		市指定	世楽車祭囃子及び瀬木地区いさみ囃子※	昭和47年3月10日	常滑市	
B-148		市指定	坂井糸からくり人形芸能※	昭和48年6月15日	常滑市	
B-149		市指定	矢田万歳「門付万歳、御殿万歳、三曲万歳」※	平成9年3月26日	常滑市	
B-150		市指定	向山神楽獅子の神事	昭和44年3月14日	半田市	
B-151		市指定	乙川祭礼行事	平成31年3月8日	半田市	
B-152		町指定	伊久智神社神楽	昭和54年3月	東浦町	
B-153		町指定	森岡の村木神社おまんと祭り	平成19年3月	東浦町	
B-154		市指定	射放弓※	昭和50年12月1日	高浜市	
B-155		市指定	おまんと祭り※	平成17年3月16日	高浜市	
B-156		市指定	日長の御馬頭	平成25年2月15日	知多市	○
B-157		市指定	不乗森神社の湯立神事	平成4年11月3日	安城市	
B-158		市指定	野田雨乞笠おどり	昭和59年8月7日	刈谷市	
B-159		市指定	奴のねり	平成11年11月17日	刈谷市	
B-160		市指定	市原稲荷神社祭礼の山車囃子	平成27年2月18日	刈谷市	

注 1）表中の番号は、図 4.2-27 と対応している。
注 2）表中の※は詳細な位置が公開されていないため図示していません。
出典：「愛知県文化財マップ（ナビ愛知）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知多市の文化財」（知多市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「常滑市　文化財」（常滑市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「阿久比町　文化財」（阿久比町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東海市　文化財一覧」（東海市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「大府市の文化財」（大府市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東浦町　文化財」（東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「半田市内の文化財一覧」（半田市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「高浜市指定文化財一覧」（高浜市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「刈谷市の文化財」（刈谷市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知立の文化財（知立市内指定・登録文化財一覧）」（知立市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「碧南の文化財（碧南市内指定・登録文化財一覧）」（碧南市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「安城市　指定・登録文化財」（安城市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

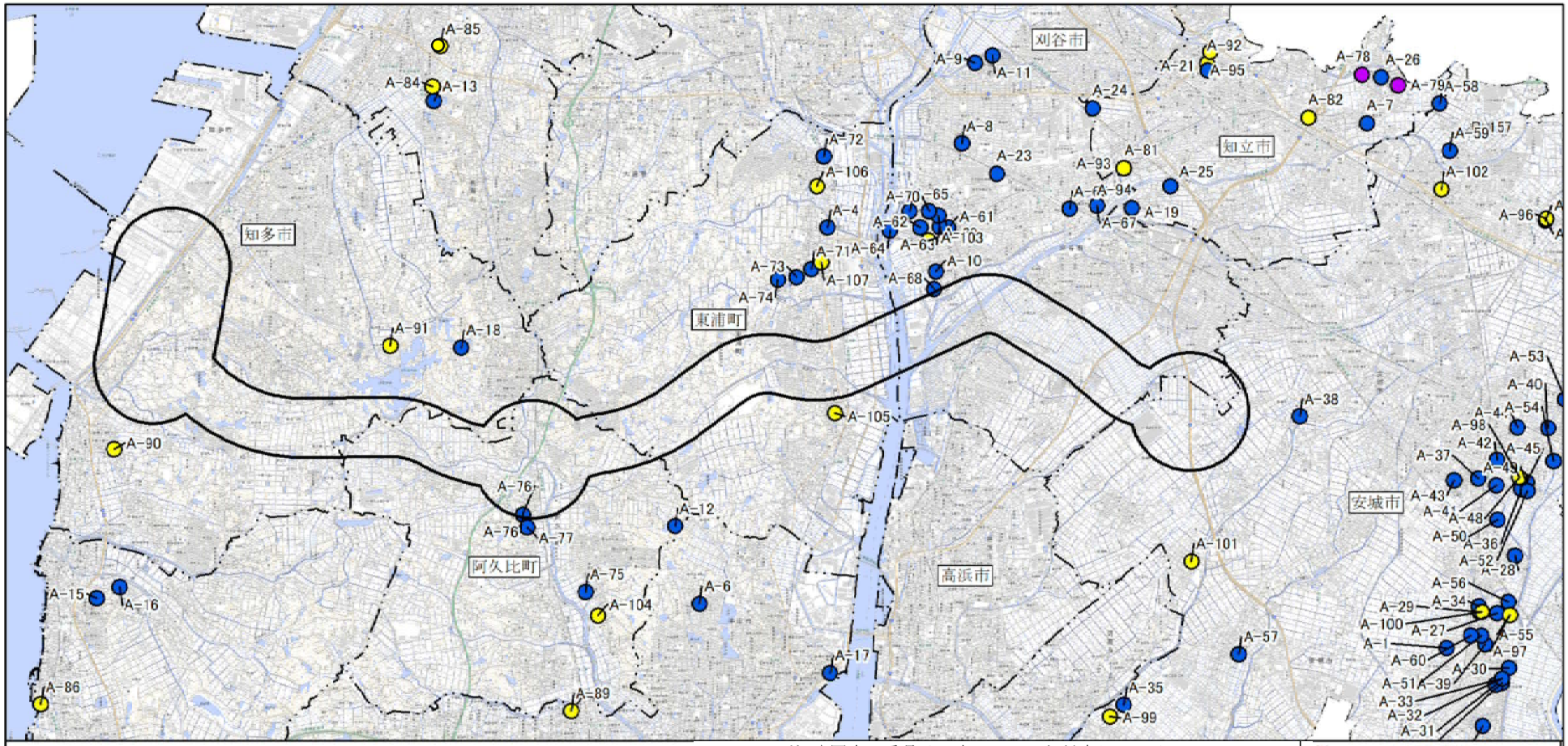

注 1)図中の番号は、表 4.2-34 と対応している。
注 2)一部詳細位置が公開されていないため、図示していない。

凡　例

都市計画対象道路事業実施区域

行政界

史跡

名勝

天然記念物

出典：「愛知県文化財マップ（ナビ愛知）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知多市の文化財」（知多市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「常滑市　文化財」（常滑市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「阿久比町　文化財」（阿久比町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東海市　文化財一覧」（東海市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「大府市の文化財」（大府市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東浦町　文化財」（東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「半田市内の文化財一覧」（半田市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「高浜市指定文化財一覧」（高浜市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「刈谷市の文化財」（刈谷市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知立の文化財（知立市内指定・登録文化財一覧）」（知立市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「碧南の文化財（碧南市内指定・登録文化財一覧）」（碧南市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「安城市　指定・登録文化財」（安城市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

図 4.2-27(1)　指定文化財の状況（史跡、名勝、天然記念物）

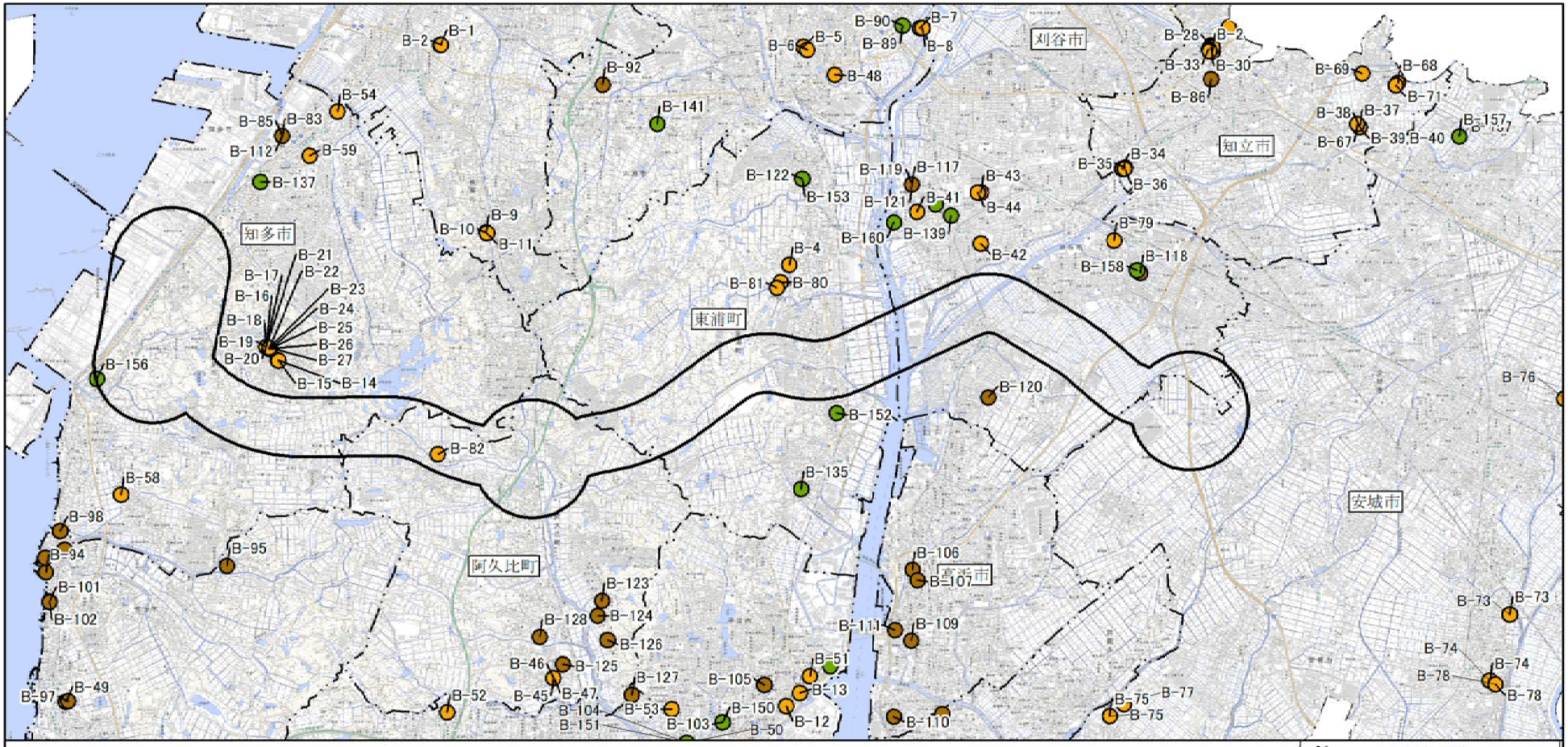

凡　例

都市計画対象道路事業実施区域

行政界

有形文化財（建造物）

有形民俗文化財

無形民俗文化財

注 1）図中の番号は、表 4.2-34 と対応している。
注 2）一部詳細位置が公開されていないため、図示していない。

出典：「愛知県文化財マップ（ナビ愛知）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知多市の文化財」（知多市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「常滑市　文化財」（常滑市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「阿久比町　文化財」（阿久比町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東海市　文化財一覧」（東海市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「大府市の文化財」（大府市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東浦町　文化財」（東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「半田市内の文化財一覧」（半田市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「高浜市指定文化財一覧」（高浜市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「刈谷市の文化財」（刈谷市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「知立の文化財（知立市内指定・登録文化財一覧）」（知立市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「碧南の文化財（碧南市内指定・登録文化財一覧）」（碧南市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「安城市　指定・登録文化財」（安城市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

図 4.2-27(2)　指定文化財の状況（有形文化財（建造物）、有形民俗文化財、無形民俗文化財）

(17) 文化財保護法に基づく埋蔵文化財

調査区域に分布する「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 92 条第 1 項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地を図 4.2-28 に示す。調査区域内には埋蔵文化財が多数点在しており、事業実施区域内においても埋蔵文化財が存在する。

出典：「マップあいち 愛知県文化財マップ 埋蔵文化財 記念物」（令和７年５月閲覧）

図 4.2-28　埋蔵文化財の分布状況

(18) 環境基本法の規定により定められた環境基準の指定状況

1) 大気汚染

大気汚染物質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：令和3年9月1日法律第36号）第16条第1項の規定により全国一律に定められており、その内容を表 4.2-36 に示す。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表 4.2-37、微小粒子状物質については表 4.2-38、光化学オキシダントについては表 4.2-39 に示す環境基準等がそれぞれ定められている。

表 4.2-36　大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^{3}以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学 オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

備考：1. 浮遊粒子状物質は大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 73 号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 74 号）

表 4.2-37　有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること。

備考：ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 30 年 11 月 19 日環境庁告示第 100 号）

表 4.2-38　微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。

備考：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号）

表 4.2-39　光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 51 年 8 月 13 日、中央公害対策審議会答申）

2)騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 9 月 1 日法律第 36 号）第 16 条第 1 項の規定により全国一律に定められている。

騒音に係る環境基準を表 4.2-40、道路に面する地域の環境基準を表 4.2-41、特例基準値を表 4.2-42、環境基準の地域の類型指定の状況を表 4.2-43 に示す。

表 4.2-40　騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値		備考
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	
AA	50dB 以下	40dB 以下	AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下	A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
C	60dB 以下	50dB 以下	C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典:「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日号外環境省告示第 35 号）

表 4.2-41　騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 4.2-42 に掲げる基準値を適用する。

出典:「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日号外環境省告示第 35 号）

表 4.2-42　幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

基　準　値	
昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては、40dB 以下）によることができる。	

出典:「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日号外環境省告示第 35 号）

表 4.2-43　騒音に係る環境基準の地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成 11 年 3 月 26 日、愛知県告示第 261 号、最終改正：平成 30 年 3 月 30 日告示第 208 号）

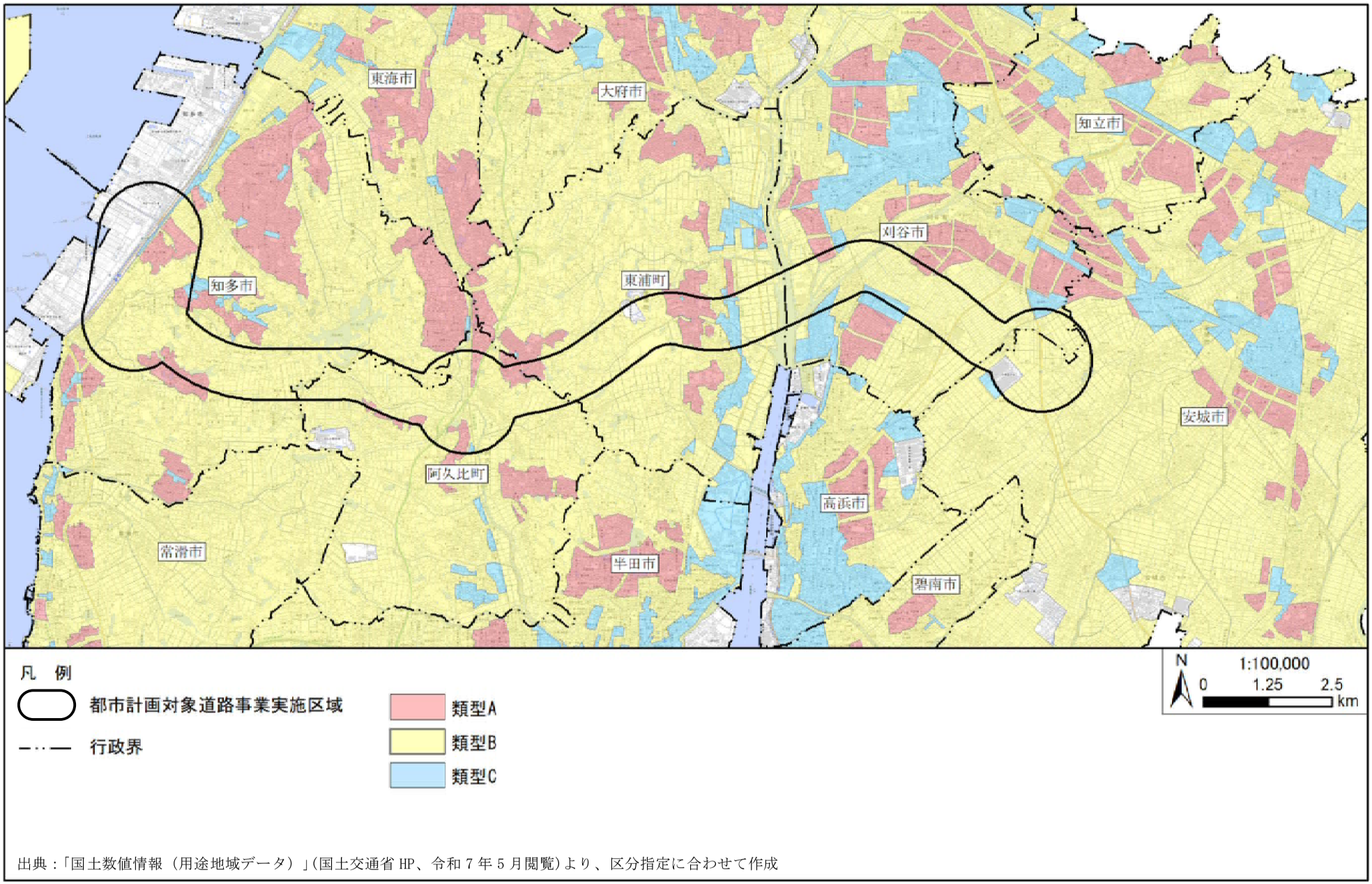

出典：「国土数値情報（用途地域データ）」(国土交通省 HP、令和７年５月閲覧)より、区分指定に合わせて作成

図 4.2-29　騒音類型指定状況及び自動車騒音の限度に係る区域区分図

3)公共用水域の水質汚濁

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日法律第 36 号）第 16 条第 1 項の規定により全国一律に定められている。

人の健康の保護に関する環境基準を表 4.2-44 に示す。また、生活環境の保全に関する環境基準は表 4.2-45(1)～(2)、表 4.2-47(1)～(4)、表 4.2-49(1)～(4)及び表 4.2-50(1)～(3)に示すとおり、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じて指定された水域類型別に定められている。また、水産生物の生息環境を維持するための水質基準である「水産用水基準」（2018 年、公益社団法人 日本水産資源保護協会）を表 4.2-51 に示す。調査区域内における類型指定状況を図 4.2-30(1)～(4)に示す。

表 4.2-44　人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考
1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2　15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）

表 4.2-45(1)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道１級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道２級、水産１級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道３級、水産２級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
C	水産３級、工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	－
D	工業用水２級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	－
E	工業用水３級、環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	－

備考
1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値　(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量５mg/l以上 とする(湖沼もこれに準ずる。)。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置で　あつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
4. 水道１級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
5. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
6. 水産１級、水産２級及び水産３級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
7. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1）自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注2）水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道2級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの
　　水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
注3）水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
　　水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
　　水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
注4）工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
注5）環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号)

表 4.2-45(2)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考
1.基準値は、年間平均値とする（湖沼・海域もこれに準ずる。）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）

表 4.2-46　生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））の類型指定状況

ア河川（BOD 等）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	阿久比川	全域	C	直ちに達成	平成 31 年 3 月 29 日 愛知県告示
	高浜川	全域	C	直ちに達成	
	稗田川	全域	C	直ちに達成	
	猿渡川	全域	C	直ちに達成	
	逢妻川下流	境大橋より下流	B	直ちに達成	
	境川下流	新境橋より下流	B	直ちに達成	
	長田川	全域	B	直ちに達成	
	半場川	全域	C	直ちに達成	
	朝鮮川	全域	B	直ちに達成	
矢作川水域	鹿乗川	全域	C	直ちに達成	平成 30 年 3 月 30 日 愛知県告示

イ（水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	阿久比川	全域	生物 B	直ちに達成	平成 25 年 12 月 24 日 愛知県告示
	高浜川	全域	生物 B	直ちに達成	
	稗田川	全域	生物 B	直ちに達成	
	猿渡川	全域	生物 B	直ちに達成	
	逢妻川	全域	生物 B	5 年を超える期間で可及的速やかに達成	
	境川	全域	生物 B	直ちに達成	
	長田川	全域	生物 B	直ちに達成	
	半場川	全域	生物 B	直ちに達成	
	朝鮮川	全域	生物 B	5 年以内で可及的速やかに達成	
矢作川水域	鹿乗川	全域	生物 B	直ちに達成	平成 21 年 3 月 27 日 愛知県告示

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-47(1)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道１級、水産１級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20ＣＦＵ/100ml 以下
A	水道2、3級、水産2級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300ＣＦＵ/100ml 以下
B	水産３級、工業用水１級、農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	－
C	工業用水２級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－

備考
1. 水産１級、水産２級及び水産３級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2. 水道１級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）に ついては、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
3. 水道３級を利用目的としている測定点（水浴又は水道２級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1）自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注 2）水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
注 3）水産１級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産３級の水産生物用
　　水産３級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
注 4）工業用水１級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
　　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
注 5）環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）

表 4.2-47(2)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く）、水産 1 種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考
1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注 1）自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注 2）水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
注 3）水産 1 級：サケ科魚類及びアユ等の水域の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 級：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等の水産生物用
注 4）環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）

表 4.2-47(3)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考
1. 基準値は、年平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）

表 4.2-47(4)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考
1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）

表 4.2-48　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）の類型指定状況

ア湖沼（COD 等）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	油ヶ淵	全域	B	直ちに達成	昭和 45 年 9 月 1 日 閣議決定

イ湖沼（水生生物の保全に係る水質環境基準）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	油ヶ淵	全域	生物 B	直ちに達成	平成 25 年 12 月 24 日 愛知県告示

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-49(1)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産１級 自然環境保全及びＢ以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下	検出されないこと。
B	水産２級 工業用水 及びＣの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	－	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	－	－

備考

1. アルカリ性法とは次のものをいう。試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1ml とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2＋1)0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

   COD(O_2mg／L)＝0.08×〔(b)－(a)〕×f$Na_2S_2O_3$×1000/50

   (a)：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml)

   (b)：蒸留水について行なつた空試験値(ml)

   f$Na_2S_2O_3$：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

2. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
3. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1）自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2）水産１級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
　　水産２級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注 3）環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号)

表 4.2-49(2)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの （水産２種及び３種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産１種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの （水産２種及び３種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの （水産３種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産３種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考
1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注 1）自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注 2）水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
注 3）生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）

表 4.2-49(3)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）

表 4.2-49(4)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考
1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）

表 4.2-50(1)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）の類型指定状況

ア海域（COD 等）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	名古屋港（甲）	木曾川左岸導流堤南端と外港第 1 航路第 1 灯標（北緯 34 度 58 分 6 秒,東経 136 度 47 分 55 秒）を結ぶ線,同地点と知多市と常滑市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	C	5 年を超える期間で可及的速やかに達成	平成 14 年 3 月 29 日 環境省告示
	名古屋港（乙）	木曾川左岸導流堤南端と木曾川右岸導流堤先端を結ぶ線,同地点と外港第 1 航路伊勢湾燈標を結ぶ線,同地点と矢田川河口右岸を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって,名古屋港(甲)に係る部分を除いたもの	B	5 年以内で可及的速やかに達成	昭和 46 年 5 月 25 日 閣議決定
	常滑地先海域	矢田川河口右岸から美浜町稲早川河口右岸に至る陸岸の地先海域であって,陸岸から 1,000m 以内の部分	B	5 年以内で可及的速やかに達成	
衣浦湾水域	衣浦港	衣浦大橋より湾奥の衣浦港	C	5 年以内で可及的速やかに達成	昭和 45 年 9 月 1 日 閣議決定

イ海域（全窒素及び全りん）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾（イ）	木曽川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線,同灯標から名古屋港南 5 区埋立地南端まで引いた線,同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	Ⅳ	直ちに達成	平成 14 年 3 月 15 日 環境省告示
	伊勢湾（ハ）	二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線,大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって,伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ロ)に係る部分を除いたもの	Ⅲ	直ちに達成	
	伊勢湾（ニ）	羽豆岬から篠島北端まで引いた線,同島南端から伊良湖岬まで引いた線,同地点から大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって,伊勢湾（イ）,伊勢湾（ロ）及び伊勢湾（ハ）に係る部分を除いたもの	Ⅱ	直ちに達成	
三河湾水域	三河湾（イ）	衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域	Ⅳ	5 年以内で可及的速やかに達成	平成 7 年 10 月 11 日 愛知県告示

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-50(2)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）の類型指定状況

ウ海域（水生生物の保全に係る水質環境基準）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾	伊勢湾（イ）～（ト）を除く全域（三河湾を除く）	海域生物A	直ちに達成	平成24年11月2日環境省告示
	伊勢湾（ハ）	知多半島北部の浅場 （冨具崎港南西端の陸地の地点と同地点から西方500mの地点（北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒）を結ぶ線、同港西防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、小鈴谷漁港（小鈴谷地区）北防波堤先端と同港（小鈴谷地区）南防波堤先端を結ぶ線、同港（大谷地区）北防波堤先端と同港（大谷地区）南防波堤先端を結ぶ線、苅屋漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、常滑港南防波堤（りんくう町）先端と同港南防波堤（保示町）先端を結ぶ線、愛知県常滑市りんくう町中部臨空都市港湾部西防波堤先端と同港湾部南防波堤先端を結ぶ線、鬼崎漁港（榎戸地区）西防波堤先端と同港（榎戸地区）北防波堤先端を結ぶ線、同港（榎戸地区）北防波堤先端と同港（榎戸地区）南　防波堤先端を結ぶ線、同港（蒲池地区）北防波堤先端と同港（蒲池地区）南防波堤先端を結ぶ線、大野漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、愛知県知多市大草の陸地の地点（北緯34度56分53秒、東経136度49分35秒）と同地点から西方2500mの地点（北緯34度56分53秒、東経136度48分00秒）を結ぶ線、水深15mの等深線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、中部国際空港船着場北東端の陸地の地点と同船着場南東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）））	海域生物特A	直ちに達成	
三河湾水域	三河湾（イ）	碧南市港南町の陸地の地点（北緯34度49分21秒、東経136度57分51秒）と同地点から南東9,440mの地点（北緯34度44分40秒、東経137度00分16秒）を結ぶ水深5mの等深線、同地点と同地点から西南西1,750mの地点（北緯34度44分15秒、東経136度59分15秒）を結ぶ線、同地点と同地点から西北西3,150mの地点（北緯34度44分30秒、東経136度57分28秒）を結ぶ線、同地点と衣浦港西防波堤西端の陸地の地点を結ぶ水深5mの等深線及び陸岸により囲まれた海域	海域生物A	直ちに達成	令和4年3月29日愛知県告示

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

表 4.2-50(3)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）の類型指定状況

エ海域（底層溶存酸素量）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾（全域。ただし、名古屋港及び伊勢湾央部に係る部分を除く。）	羽豆岬（北緯34度41分42秒、東経136度58分20秒）から篠島北端（北緯34度41分8秒、東経137度0分30秒）まで引いた線、同島南端（北緯34度39分59秒、東経137度0分20秒）から伊良湖岬（北緯34度34分48秒、東経137度0分55秒）まで引いた線、同地点から大王崎（北緯34度16分42秒、東経136度54分7秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、名古屋港及び伊勢湾央部に係る部分を除いたもの	生物1	—	令和4年12月20日環境省告示
	名古屋港	高潮防波堤（鍋田堤）の南東端（北緯35度0分43秒、東経136度47分51秒）と高潮防波堤（中央堤）の北西端（北緯35度0分34秒、東経136度48分6秒）を結ぶ線、高潮防波堤（中央堤）の南東端（北緯34度59分51秒、東経136度49分12秒）と高潮防波堤（知多堤）の北西端（北緯34度59分38秒、東経136度49分32秒）を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	生物2	—	

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

表 4.2-51　水産用水基準

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="2">河川</th><th colspan="2">湖沼</th><th>海域</th></tr>
<tr><td rowspan="3">BOD</td><td>自然繁殖の条件</td><td>生育の条件</td><td colspan="2" rowspan="3">－</td><td rowspan="3">－</td></tr>
<tr><td>3mg/L 以下</td><td>5mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>2mg/L 以下
(サケ、マス、アユ)</td><td>3mg/L 以下
(サケ、マス、アユ)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">COD 注1</td><td colspan="2" rowspan="3">－</td><td>自然繁殖の条件</td><td>生育の条件</td><td rowspan="3">一般海域…1mg/L 以下
ノリ養殖場及び閉鎖性内湾沿岸域…2mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>4mg/L 以下</td><td>5mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>2mg/L 以下
(サケ、マス、アユ)</td><td>3mg/L 以下
(サケ、マス、アユ)</td></tr>
<tr><td>全リン</td><td colspan="2">－</td><td colspan="2">0.1mg/L 以下（コイ、フナ）
0.05mg/L 以下（ワカサギ）
0.01mg/L 以下（サケ科・アユ）</td><td>環境基準における
水産 1 種 0.03mg/L 以下
水産 2 種 0.05mg/L 以下
水産 3 種 0.09mg/L 以下
ノリ養殖場の最低濃度無機態窒素
0.007～0.014mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>全窒素</td><td colspan="2">－</td><td colspan="2">1 mg/L 以下（コイ、フナ）
0.6mg/L 以下（ワカサギ）
0.2mg/L 以下（サケ科・アユ）</td><td>環境基準における
水産 1 種 0.3mg/L 以下
水産 2 種 0.6mg/L 以下
水産 3 種 1.0mg/L 以下
ノリ養殖場の最低濃度無機態窒素
0.07～0.1mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>DO</td><td colspan="4">6mg/L 以上（サケ、マス、アユには 7mg/L 以上）</td><td>6mg/L 以上
内湾漁場の夏季低層で最低限維持すべき濃度…4.3mg/L（3mL/L）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">pH</td><td colspan="4">6.7～7.5</td><td>7.8～8.4</td></tr>
<tr><td colspan="5">（生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと。）</td></tr>
<tr><td>懸濁物質
(SS)</td><td colspan="2" rowspan="2">1.SS25mg/L 以下（人為的に加えられる SS5mg/L 以下）
2.忌避行動等の反応を起こさせる原因とならないこと。
3.日光透過を妨げ、水生植物の繁殖、成長に影響を及ぼさぬこと。</td><td>サケ、マス、アユ</td><td>温水性魚類</td><td rowspan="2">人為的に加えられる SS2mg/L 以下
海藻類の繁殖適水位において必要な照度が保持され、その繁殖、成長に影響を及ぼさないこと。</td></tr>
<tr><td>SS
1.4mg/L 以下
透明度
4.5m 以上</td><td>SS
3.0mg/L 以下
透明度
1.0m 以上</td></tr>
<tr><td>着色</td><td colspan="5">光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。</td></tr>
<tr><td>水温</td><td colspan="5">水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温変化のないこと。</td></tr>
<tr><td>大腸菌群</td><td colspan="5">1000MPN/100mL 以下（生食用のカキ飼育：70MPN/100mL 以下）</td></tr>
<tr><td>油分</td><td colspan="5">水中には油分が含まれないこと、水面に油膜が認められないこと。</td></tr>
<tr><td>有害物質</td><td colspan="5">有機物質の基準値は、表 1、表 2 および表 3 に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">底質</td><td colspan="4">有機物等により汚泥床、ミズワタ等の発生を起こさないこと。</td><td>（乾泥として）
COD20mg/g 以下
硫化物 0.2mg/g 以下
n-ヘキサン抽出物質 0.1%以下</td></tr>
<tr><td colspan="5">1.微細な懸濁物が岩面、または礫、砂利等に付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。
2.溶出して有害性を示す成分を含まないこと。</td></tr>
</table>

注１）湖沼では酸性法、海域ではアルカリ性法である。（海域における COD 水産用水基準はアルカリ性法、COD 環境基準は酸性法である。アルカリ性法 COD 値＝酸性法 COD 値×0.6）

出典：「水産用水基準2000年版」（平成12年12月　公益社団法人　日本水産資源保護協会）

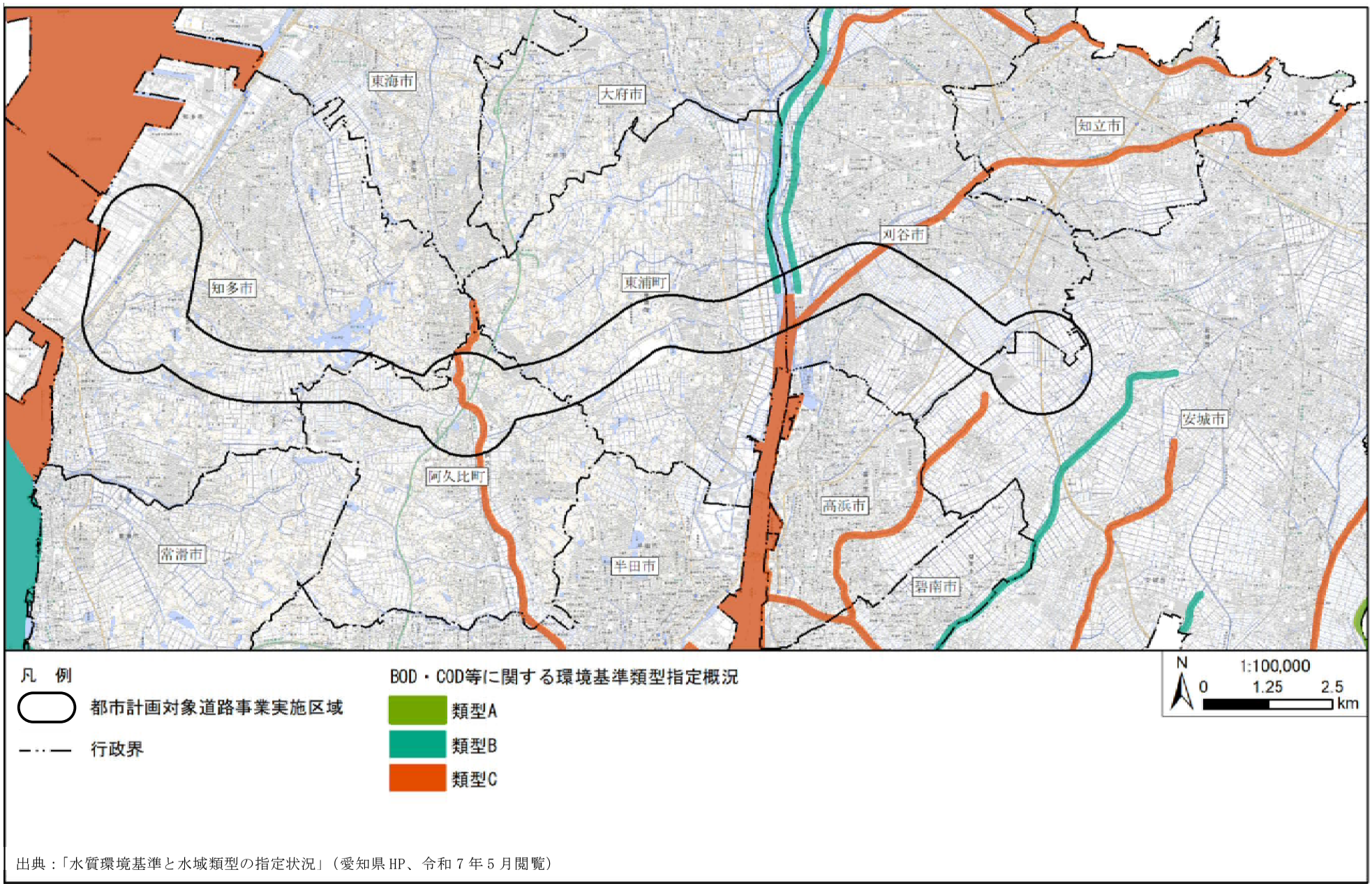

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

図 4.2-30(1)　水質類型指定状況図（BOD・COD）

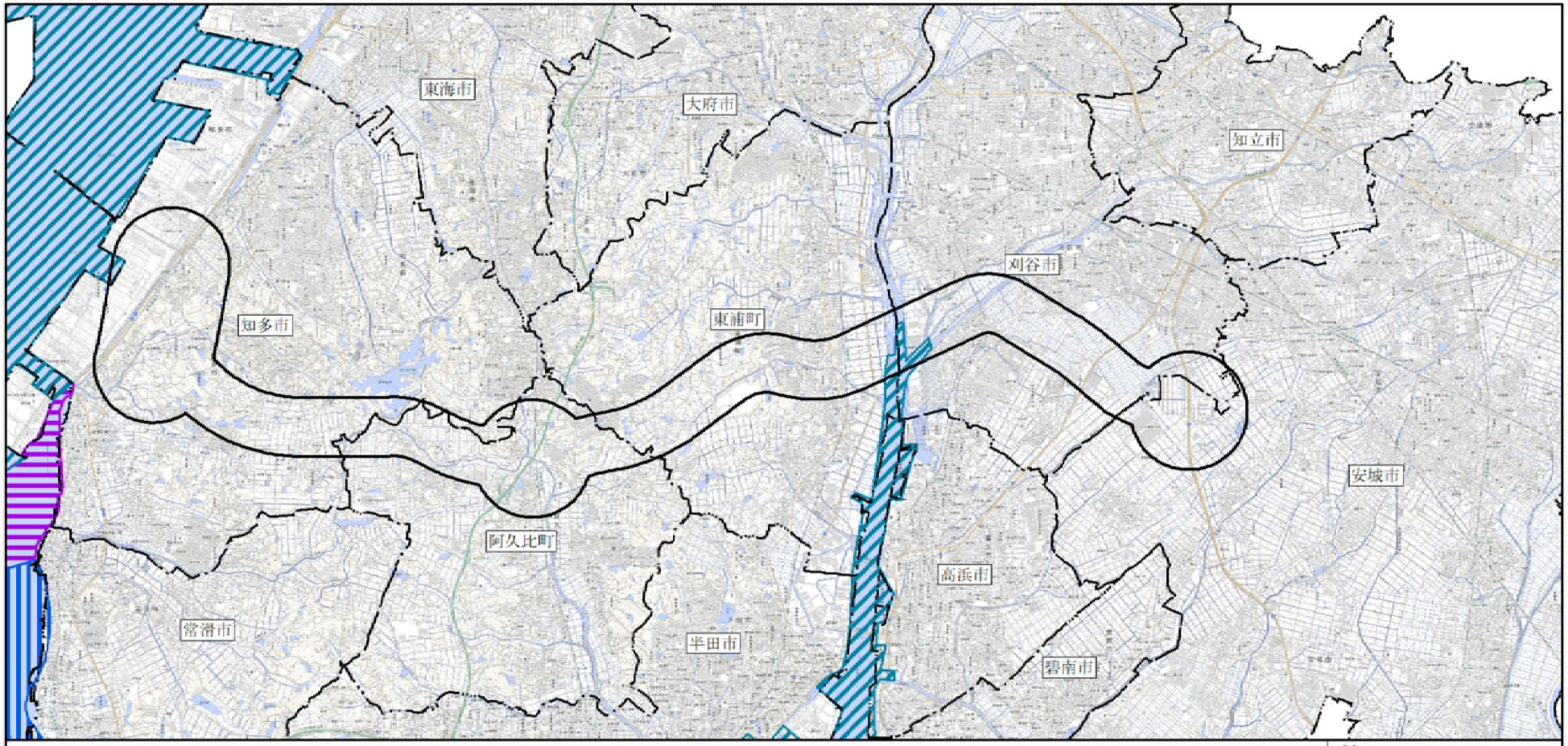

凡　例

都市計画対象道路事業実施区域

行政界

全窒素・全りんに関する環境基準類型指定概況

類型Ⅱ

類型Ⅲ

類型Ⅳ

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

図 4.2-30(2)　水質類型指定状況図（全窒素・全燐）

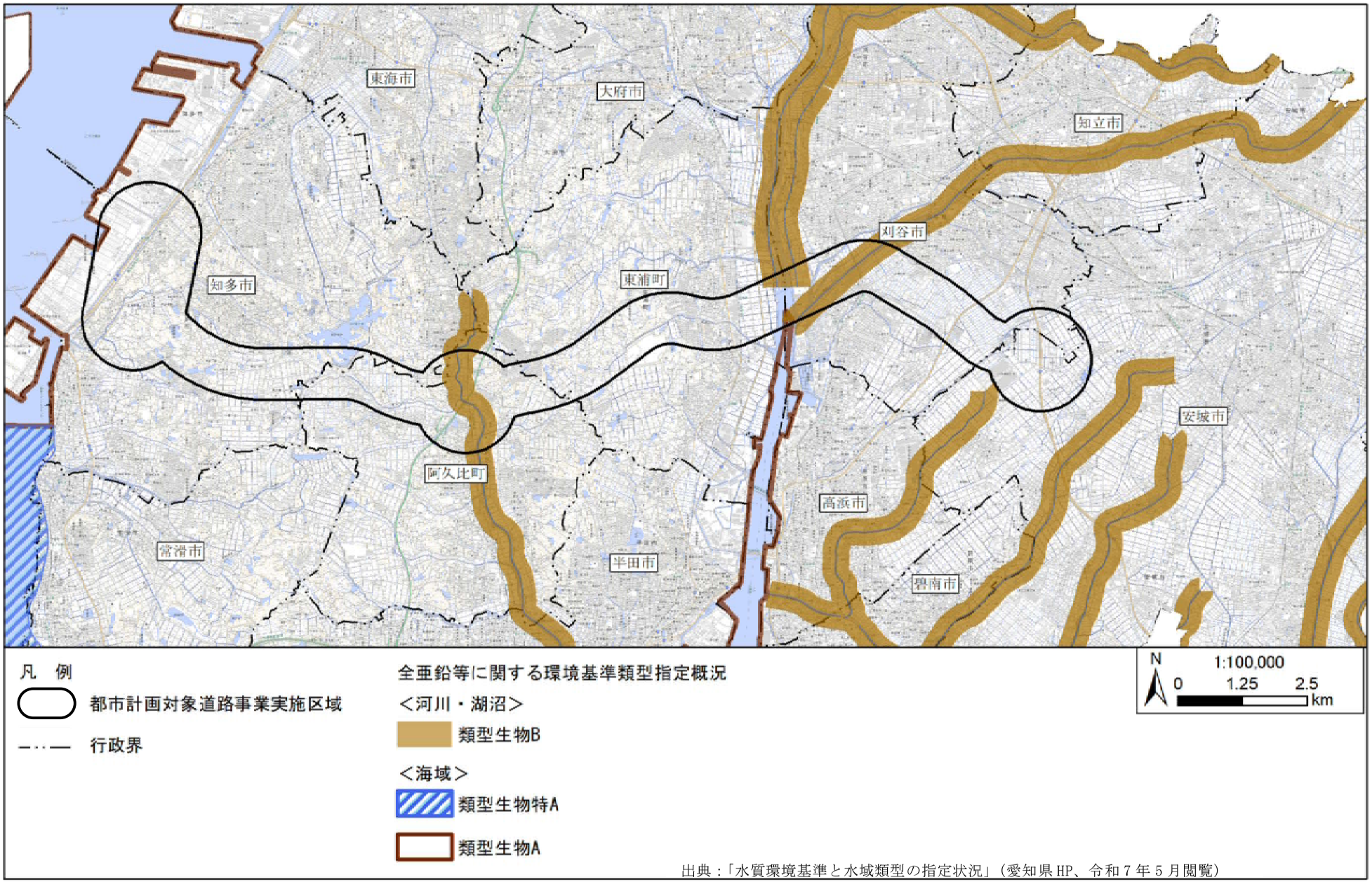

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県HP、令和７年５月閲覧）

図 4.2-30(3)　水質類型指定状況図（全亜鉛）

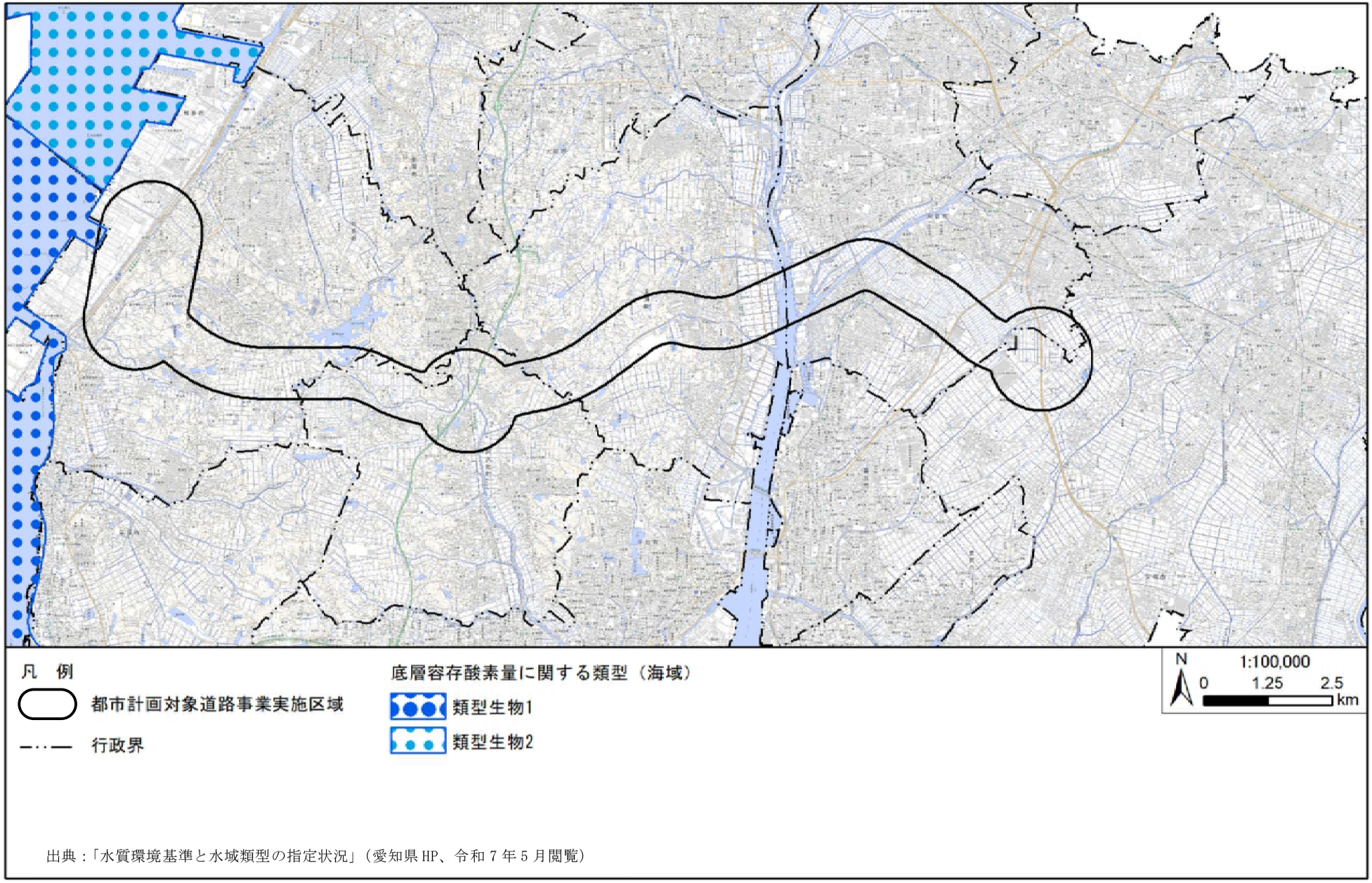

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

図 4.2-30(4)　水質類型指定状況図（底質溶存酸素量）

4)地下水の水質汚濁

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 9 月 1 日法律第 36 号）第 16 条第 1 項の規定により全国一律で定められており、その内容を表 4.2-52 に示す。

表 4.2-52　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2　15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125　5.1、5.2　又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示 41 号）

5)土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年9月1日法律第36号）第16条第1項の規定により全国一律で定められており、その内容を表 4.2-53に示す。

表 4.2-53　土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示37号）

(19) その他の環境基準の指定状況

1) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 7 条の規定により全国一律に定められており、その内容を表 4.2-54 に示す。

表 4.2-54　ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
大気	0.6pg-TEQ/m^3 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定法」という)により測定した値(以下「簡易測定値」という)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日環境省告示第 89 号）

(20) 環境基本法の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

調査区域には、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 12 日法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 9 日法律第 36 号）第 17 条の規定により指定された公害防止計画は策定されていない。

なお、調査区域に含まれる各自治体における公害苦情件数の状況を表 4.2-55 に示す。典型 7 公害の中で最も多かった苦情は、大気汚染であった。

表 4.2-55　公害苦情件数（令和 4 年）

県市町名	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
知多市	8	－	－	6	－	－	－	－
常滑市	23	2	1	10	5	－	14	1
阿久比町	14	－	－	1	－	－	3	16
東海市	37	5	1	20	4	－	17	2
大府市	9	3	－	19	3	－	17	5
東浦町	15	－	－	9	－	－	－	－
半田市	28	7	－	22	3	－	15	－
高浜市	－	2	1	14	2	－	3	170
刈谷市	25	15	1	27	2	－	12	9
知立市	－	－	－	7	1	－	2	－
碧南市	23	4	－	17	－	－	9	4
安城市	53	12	－	32	5	－	17	－
計	235	50	4	184	25	0	109	207

注）表中の「－」は苦情がなかったことを示す。
出典：「令和 6（2024）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

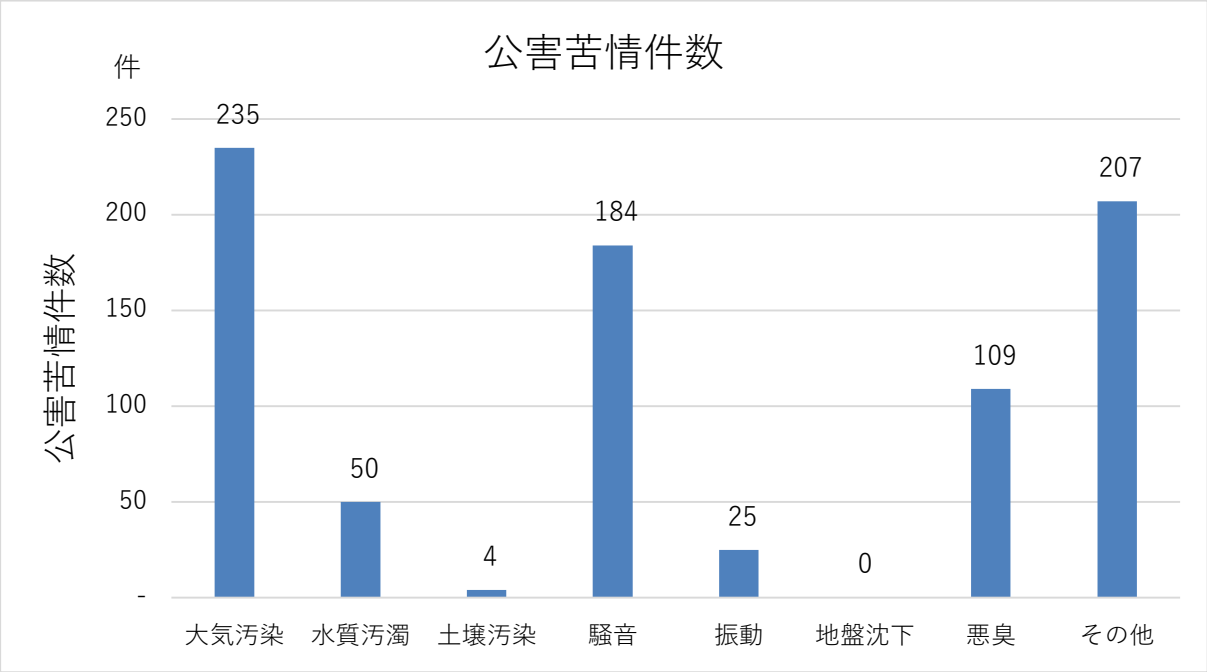

出典：「令和 6（2024）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

図 4.2-31　調査区域内の自治体における公害苦情件数の状況（令和 4 年度）

(21)大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法に基づく規制基準等の指定状況

1)大気汚染

硫黄酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日環境省令第 17 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、以下の式により算出した硫黄酸化物の量とされている。

なお、この式において地域ごとに定められている K 値は同施行規則により定められており、調査対象市町における K 値を表 4.2-56 に示す。

$q=K\times10^{-3}He^{2}$

q：硫黄酸化物の許容量（m^3/h）

K：大気汚染防止法第 3 条及び条例施行規則第 9 条で定める地域ごとの値（表 4.2-56参照）

He：規定する方法により補正された排出口の高さ(m)

表 4.2-56　調査対象市町ごとの K 値（法施行規則第 3 条、県条例施行規則第 9 条）

地域区分		区域	法	県条例
法	県条例		設置年月日	設置年月日
			S49.4.1～	S49.9.30～
49 号	1	東海市、知多市	1.17	1.17
52 号	4	知立市	9.0	9.0
53 号	5	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、阿久比町、東浦町	1.75	1.75
100 号	6	安城市	17.5	17.5

注 1）小型ボイラー（伝熱面積 $10m^2$ 未満）については、昭和 60 年 9 月 10 日以降に設置されるものが適用される。
注 2）ガスタービン及びディーゼル機関で、非常用施設及び排出ガス量が 1 万 m^3/時未満の既設施設（昭和 63　年 1 月 31 日までに工事着手）については適用されない。
注 3）ガス機関及びガソリン機関で非常用施設については適用されない。
出典：「愛知県大気汚染防止便覧 2023（令和 5）年 4 月」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

窒素酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 43 年厚生省・通商産業省令第 2 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、ばい煙発生施設に対して定められており、愛知県では窒素酸化物に関して指導要領や指導指針を定めている。

ばいじんの排出基準は、愛知県では「大気汚染防止法第 4 条第 1 項に基づく排出基準を定める条例」（昭和 48 年条例第 4 号）に基づき、上乗せ排出基準が定められている。

また、県民の生活環境の保全等に関する条例により、大気汚染防止法で定める対象施設より小規模な施設等を対象として、ばいじんや硫黄酸化物等について規制が行われており、全ての調査対象市町が県条例第 26 条第 1 項に基づく大気指定工場等から発生及び排出されるばい煙の総量を規制する必要がある区域（大気総排出量規制区域）に指定されている。

2)騒音（自動車騒音の限度、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況）

調査区域における「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項及び第 17 条第 1 項に基づく自動車騒音の要請限度及び区域の区分は表 4.2-57、表 4.2-58 及び図 4.2-32 に示したとおりである。

調査区域の大半はｂ区域に指定されています。このほか一部住居系の土地利用箇所が該当するａ区域並びに商業・工業系の土地利用箇所が該当するｃ区域が指定されている。

表 4.2-57　自動車騒音の要請限度

地域区分＼時間区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
ａ区域及びｂ区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
ａ区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
ｂ区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びｃ区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

備考）

※1. 自動車騒音の要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

※2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

※3. a区域、b区域及びc区域とは、各々次に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

・a区域　専ら住居の用に供される区域
・b区域　主として住居の用に供される区域
・c区域　相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

※4. 調査区域においては、次のとおり指定されている。

区域の区分	指定する地域
ａ区域	指定地域のうち第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域及び田園住居地域
ｂ区域	指定地域のうち第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
ｃ区域	指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注）表中の区域は、図 4.2-32と対応している。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号）
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年3月28日、愛知県告示第312号）
「騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等について」（平成24年3月30日知多市告示第49号、最終改正：平成30年3月30日告示第54号）
「騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成24年3月30日安城市告示第77号、最終改正：平成30年３月28日安城市告示第73号）

表 4.2-58　自動車騒音の限度（幹線交通を担う道路に近接する区域）

昼間（L_{Aeq}） (6 時から 22 時まで)	夜間（L_{Aeq}） (22 時から翌日の 6 時まで)
75 デシベル	70 デシベル

備考）

※1.「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条1号に規定する自動車専用道路をいう。

※2.「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典：騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号）

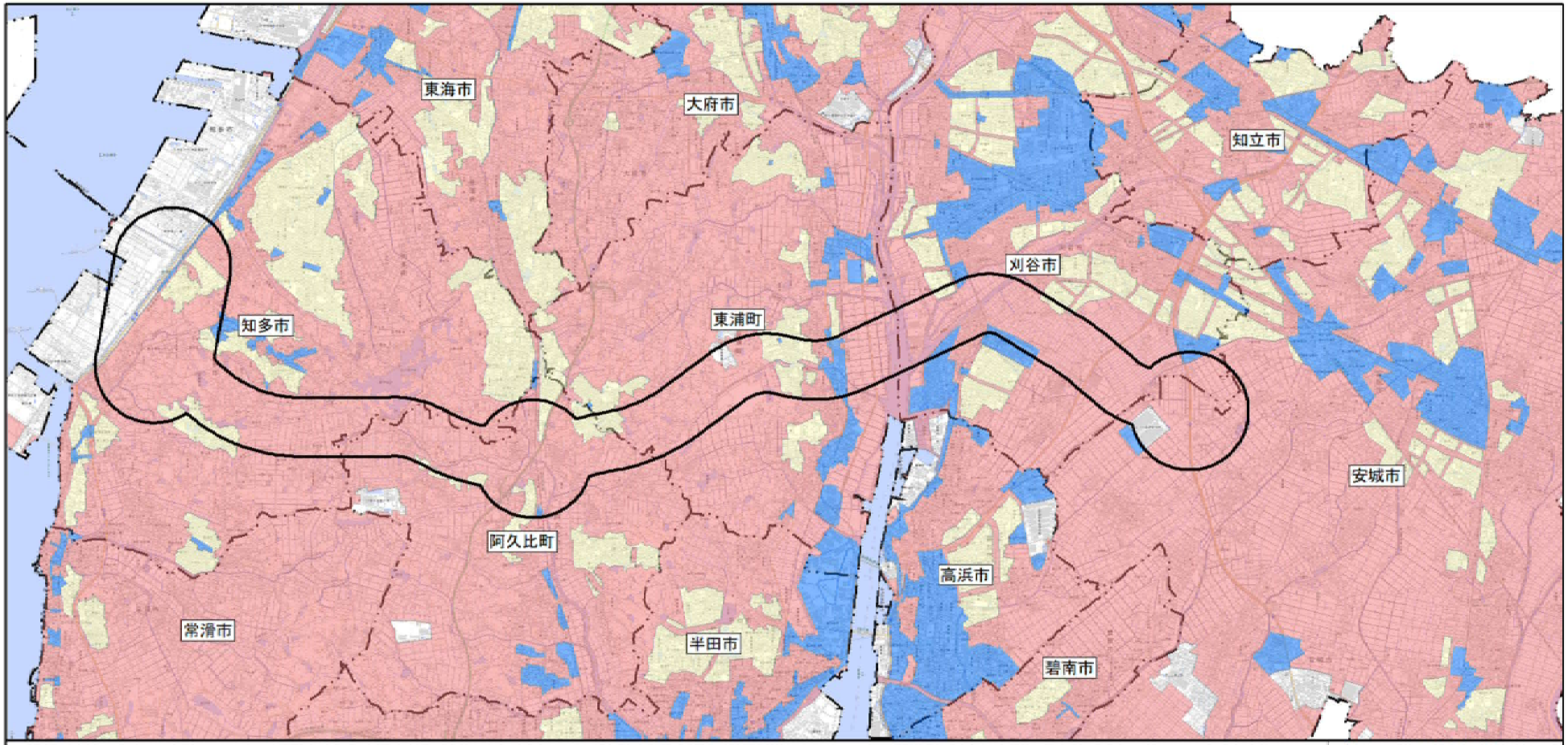

凡　例

都市計画対象道路事業実施区域

行政界

a区域

b区域

c区域

出典：「国土数値情報（用途地域データ）」より、「指定する地域」に合わせて、弊社作成（国土交通省 HP、令和 7 年 5 月閲覧）、「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号）、騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成 12 年 3 月 28 日、愛知県告示第 312 号）、「騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等について」（平成 24 年 3 月 30 日知多市告示第 49 号、最終改正：平成 30 年 3 月 30 日告示第 54 号）、「騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 3 月 30 日安城市告示第 77 号、最終改正：平成 30 年 3 月 28 日安城市告示第 73 号）

図 4.2-32　自動車騒音の要請限度に係る類型指定状況

3)騒音（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況）

調査区域における「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表 4.2-59、区域の区分は表 4.2-60 及び図 4.2-33 に示すとおりである。

調査区域は、第 1 号区域及び第 2 号区域が指定されている。事業実施区域においては、主に第 1 号区域が、一部では第 2 号区域が指定されている。

また、調査区域における愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、最終改正：令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号）第 47 条に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表 4.2-61、区域の区分は表 4.2-62 及び図 4.2-34 に示すとおりである。

調査区域は、第 1 号区域、第 2 号区域、第 3 号区域が指定されている。事業実施区域においては、主に第 3 号区域が、一部では第 1、2 号区域が指定されている。

表 4.2-59　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

項目	内容	適用除外注
対象地域	都市計画区域以外の地域における表 4.2-60 の第 1 号区域及び第 2 号区域	－
対象作業	別表 No.1～8 参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 85dB を超えないこと	－
作業時間帯	第 1 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当りの作業時間	第 1 号区域：1 日 10 時間を超えないこと 第 2 号区域：1 日 14 時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注）アルファベット表記に伴う各要件は以下のとおりである。

A.災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

B.人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

C.鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合

D.道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等

E.道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

F.電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号、最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）

（別表）

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	・混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	・混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く
6	バックホウを使用する作業	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る

出典：騒音規制法施行令（昭和43年11月27日政令第324号、最終改正：令和3年12月24日政令第346号）

表 4.2-60　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分（騒音規制法）

区域	区域の区分
第 1 号区域	1. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの地域
第 2 号区域	工業区域

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域（昭和 46 年愛知県告示第 801 号、最終改正：平成 30 年 3 月 30 日愛知県告示第 201 号））
「騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等について」（平成 24 年 3 月 30 日知多市告示第 49 号、最終改正：平成 30 年 3 月 30 日告示第 54 号）
「騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 3 月 30 日安城市告示第 77 号、最終改正：平成 30 年 3 月 28 日安城市告示第 73 号）

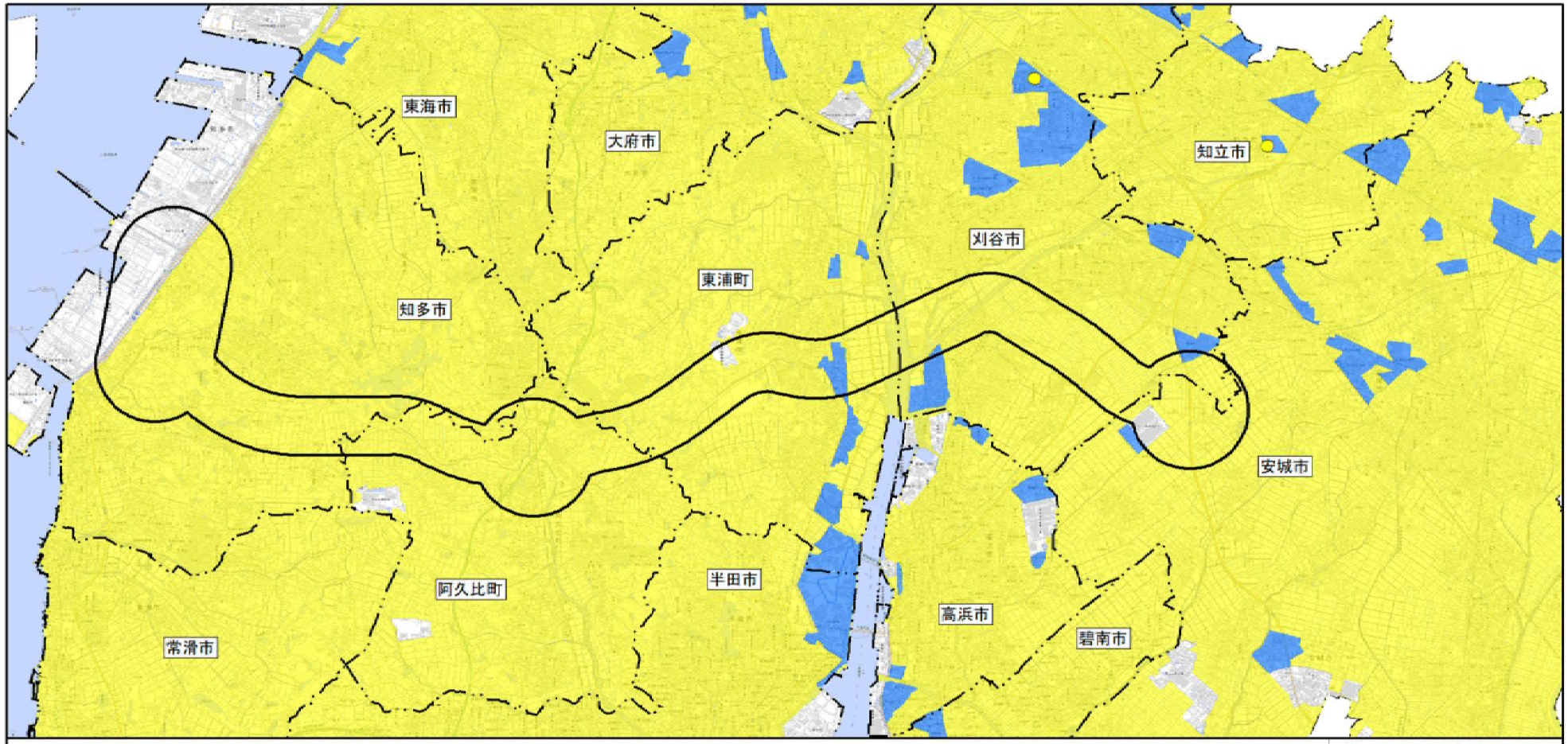

凡　例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 行政界
- 第1号区域
- 第1号区域 対象施設位置
- 第2号区域

出典：「国土数値情報（用途地域データ）」(国土交通省 HP、令和７年５月閲覧)
「愛知県私立幼稚園連盟[あいしよう] 幼稚園一覧」
(公益社団法人 愛知県私立幼稚園連盟 HP、令和７年５月閲覧)

出典：「ここ de サーチ」(子ども子育て支援情報公表システム、令和７年５月閲覧)
「学校一覧」(愛知県 HP、令和７年５月閲覧)
「大学一覧」(愛知県 HP、令和７年５月閲覧)
「愛知県公立図書館一覧」(愛知県図書館 HP、令和７年５月閲覧)
「病院名簿及び診療所名簿(県所管分)　【令和６年10月１日現在】」
(愛知県 HP、令和７年５月閲覧)
「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」(愛知県 HP、令和７年５月閲覧)
「保育所一覧（令和６年５月１日現在)」(愛知県 HP、令和７年５月閲覧)
「認定こども園（令和５年４月１日現在)」(愛知県 HP、令和７年５月閲覧)

図 4.2-33　特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（騒音規制法・振動規制法）

表 4.2-61　特定建設作業に伴う騒音の基準（県民の生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外[注]
対象地域	名古屋市を除く愛知県全域	
対象作業	別表 No.1～10 参照	・騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内において行われる同法第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業を除く ・作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 85dB を超えないこと	－
作業時間帯	第 1 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと 第 3 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当りの作業時間	第 1 号区域：1 日 10 時間を超えないこと 第 2 号区域：1 日 14 時間を超えないこと 第 3 号区域：1 日 10 時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注）アルファベット表記に伴う各要件は以下のとおりである。
A.災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
B.人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
C.鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
D.道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
E.道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
F.電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 8 月 22 日愛知県規則第 87 号、最終改正：令和 5 年 3 月 22 日愛知県規則第 4 号）

（別表）

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	・混練機の混練容量が 0.45m^{3}以上のものに限る ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
	アスファルトプラントを設けて行う作業	・混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る
6	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業	
7	コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	
8	コンクリートカッターを使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械	・これらに類する機械については原動機として最高出力 74.6kW 以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。
10	ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業	

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 8 月 22 日愛知県規則第 87 号、最終改正：令和 5 年 3 月 22 日愛知県規則第 4 号）

表 4.2-62　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分（県民の生活環境の保全等に関する条例）

区域	区域の区分
第 1 号区域	1. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域
第 2 号区域	工業地域（前号 2. の区域を除く）
第 3 号区域	前 2 号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く）

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 8 月 22 日愛知県規則第 87 号、最終改正：令和 5 年 3 月 22 日愛知県規則第 4 号）

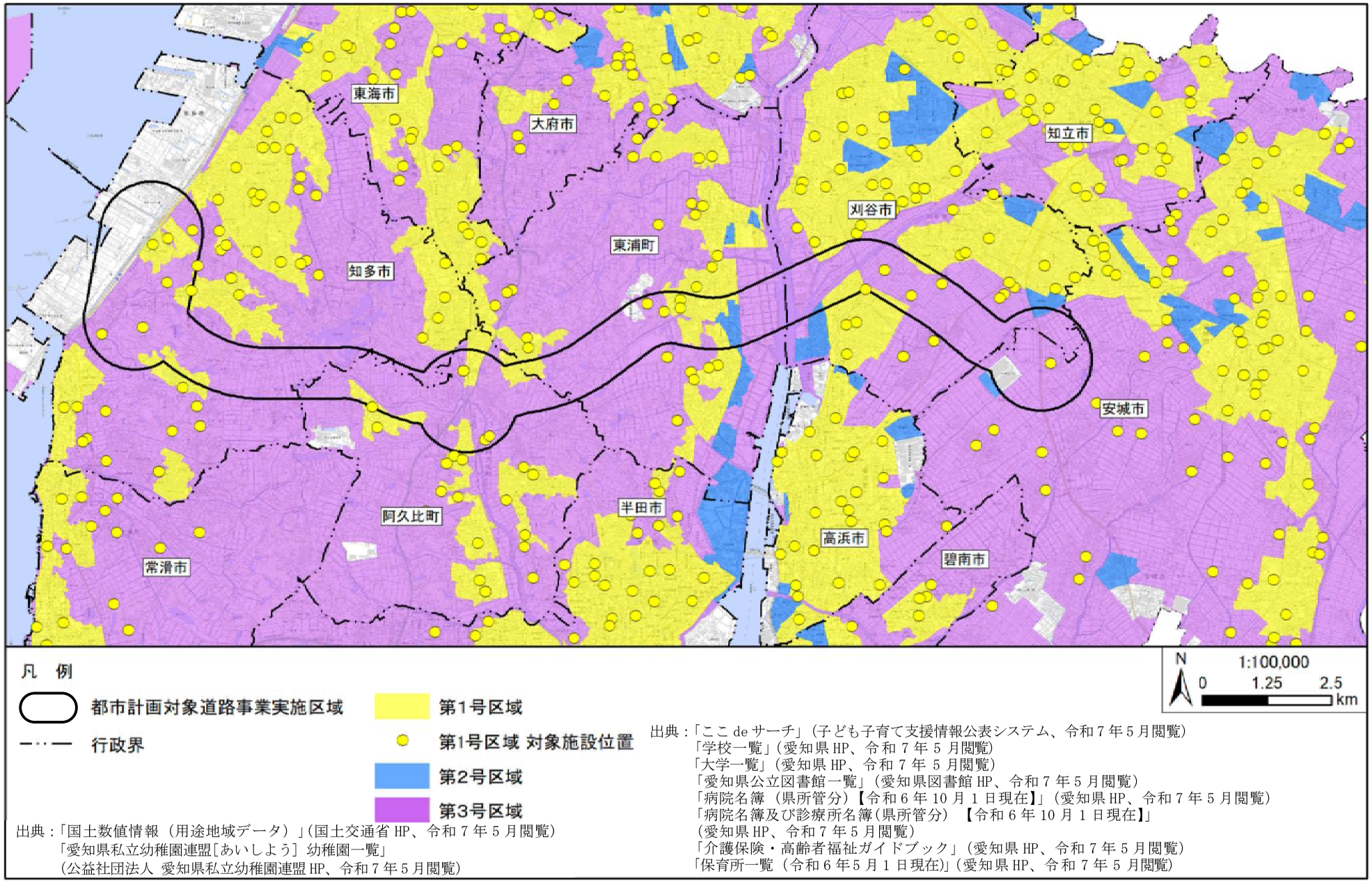

出典：「国土数値情報（用途地域データ）」（国土交通省 HP、令和７年５月閲覧）
「愛知県私立幼稚園連盟［あいしよう］幼稚園一覧」
（公益社団法人 愛知県私立幼稚園連盟 HP、令和７年５月閲覧）

出典：「ここ de サーチ」（子ども子育て支援情報公表システム、令和７年５月閲覧）
「学校一覧」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）
「大学一覧」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）
「愛知県公立図書館一覧」（愛知県図書館 HP、令和７年５月閲覧）
「病院名簿（県所管分）【令和６年 10 月１日現在】」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）
「病院名簿及び診療所名簿（県所管分）【令和６年 10 月１日現在】」
（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）
「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）
「保育所一覧（令和６年５月１日現在）」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）

図 4.2-34　特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（県民の生活環境の保全等に関する条例）

4)振動（指定地域内における道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況）

調査区域における「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：令和 6 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項及び第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度及び時間の区分は表 4.2-63 及び図 4.2-35 に示すとおりである。

調査区域は概ね、商業・工業系地域と用途なし地域が該当する第 2 種区域が指定されており、住居系地域が該当する第 1 種区域も点在している。

事業実施区域においては、主に第 2 種区域が占めており、その他地域は第 1 種区域に指定されている。

表 4.2-63　道路交通振動の要請限度※1

区域の区分＼時間の区分	昼間 (7:00～20:00)	夜間 (20:00～7:00)
第 1 種区域	65 dB	60 dB
第 2 種区域	70 dB	65 dB

備考）
※1　道路交通振動の要請限度とは、道路交通振動が一定の基準（要請限度）を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合に、市町村長が道路管理者や都道府県公安委員会に対して、必要な措置を講じるように要請できる限度のことをいう。

区域の区分	該当地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

注）表中の区域は、図 4.2-35 と対応している。
出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日環境省令第 3 号）
「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定に基づく区域の区分及び同表備考 2 の規定に基づく時間の区分の指定」（昭和 52 年 10 月 17 日愛知県告示第 1049 号、最終改正：平成 30 年 3 月 30 日告示第 207 号）
「振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等について」（平成 24 年 3 月 30 日知多市告示第 50 号、最終改正：平成 30 年 3 月 30 日告示第 55 号）
「振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 3 月 30 日安城市告示第 79 号、最終改正：平成 30 年 3 月 28 日安城市告示第 74 号）

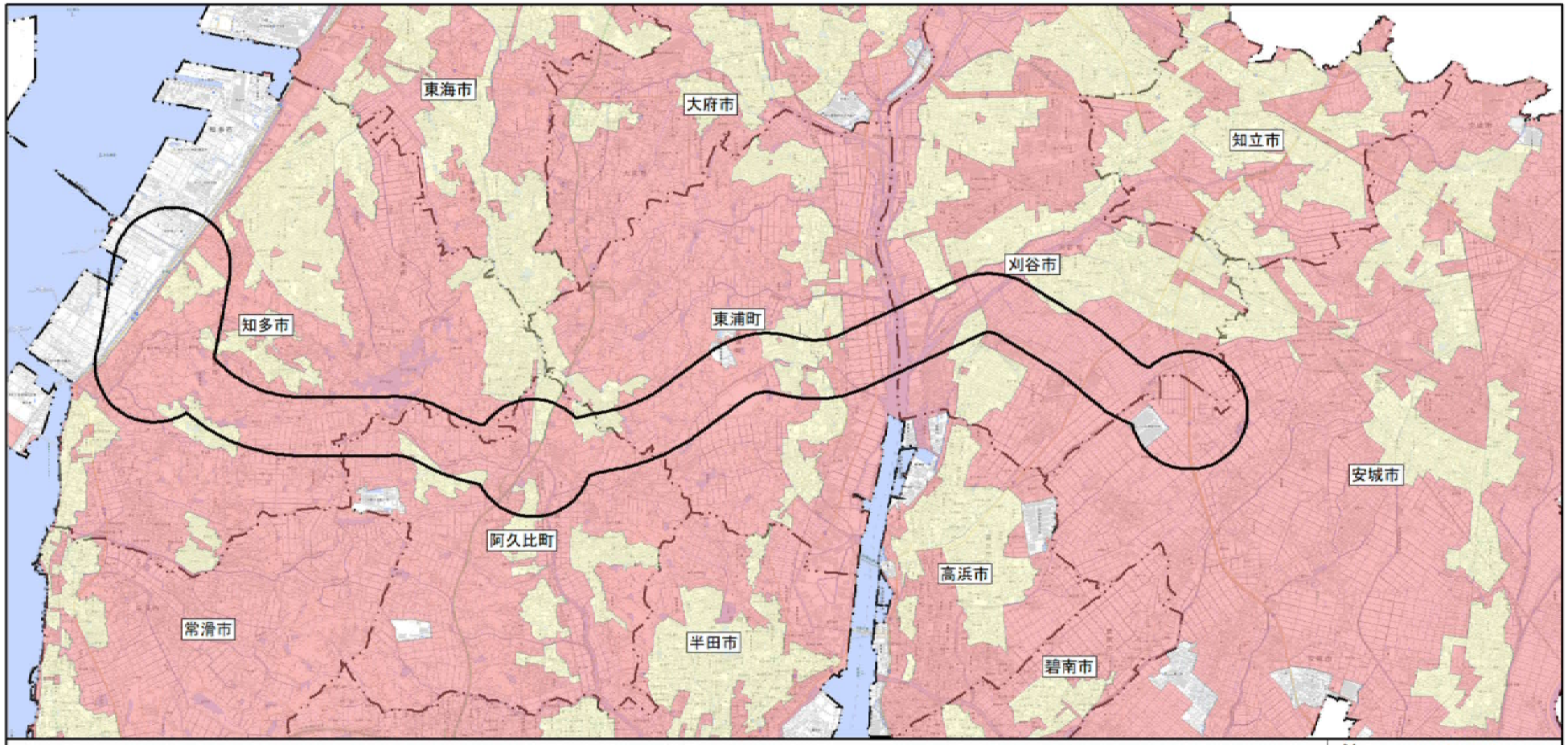

凡　例

都市計画対象道路事業実施区域

行政界

第1種区域

第2種区域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日環境省令第 3 号）
「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定に基づく区域の区分及び同表備考 2 の規定に基づく時間の区分の指定」（昭和 52 年 10 月 17 日愛知県告示第 1049 号、最終改正：平成 30 年 3 月 30 日告示第 207 号）、「振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等について」（平成 24 年 3 月 30 日知多市告示第 50 号、最終改正：平成 30 年 3 月 30 日告示第 55 号）
「振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 3 月 30 日安城市告示第 79 号、最終改正：平成 30 年 3 月 28 日安城市告示第 74 号）

図 4.2-35　道路交通振動の要請限度に係る類型指定状況

5)振動（特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況）

「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 4.2-64 に、区域の区分は表 4.2-65 及び前掲の図 4.2-33 示すとおりである。

調査区域は、第 1 号区域及び第 2 号区域が指定されている。事業実施区域においては、主に第 1 号区域が、一部第 2 号区域が指定されている。

また、調査区域における「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、最終改正：令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号）第 47 条に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 4.2-66 に、区域の区分は表 4.2-67 及び前掲の図 4.2-34 示すとおりである。

調査区域は、第 1 号区域、第 2 号区域、第 3 号区域が指定されている。事業実施区域においては、主に第 3 号区域が、一部では第 1、2 号区域が指定されている。

表 4.2-64　特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

項目	内容	適用除外
対象地域	都市計画区域以外の地域における表 4.2-65 の第 1 号区域及び第 2 号区域	－
対象作業	別表 No.1～4 参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 75dB を超えないこと	－
作業時間帯	第 1 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当りの作業時間	第 1 号区域：1 日 10 時間を超えないこと 第 2 号区域：1 日 14 時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注）アルファベット表記に伴う各要件は以下のとおりである。

A.災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

B.人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

C.鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合

D.道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等

E.道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

F.電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：令和3年4月1日環境省令第3号）

（別表）

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破砕機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る
4	ブレーカーを使用する作業	・手持式のものを除く ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る

出典：振動規制法施行令（昭和51年10月22日政令第280号、最終改正：令和3年12月24日政令第346号）

表 4.2-65　特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分（振動規制法）

区域	区域の区分
第 1 号区域	1. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域
第 2 号区域	第 1 号区域以外の区域

出典：振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定（昭和52年10月17日愛知県告示第1048号、最終改正：平成30年3月30日愛知県告示第206号）
「振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等について」（平成24年3月30日知多市告示第50号、最終改正：平成30年3月30日知多市告示第55号）
「振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成24年3月30日安城市告示第79号、最終改正：平成30年３月28日安城市告示第74号）

表 4.2-66　特定建設作業に伴う振動の基準（県民の生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外[注]
対象地域	名古屋市を除く愛知県全域	
対象作業	別表 No.1～4 参照	・振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内において行われる同法第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業を除く ・作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 75dB を超えないこと	－
作業時間帯	第 1 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと 第 3 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当りの作業時間	第 1 号区域：1 日 10 時間を超えないこと 第 2 号区域：1 日 14 時間を超えないこと 第 3 号区域：1 日 10 時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注）アルファベット表記に伴う各要件は以下のとおりである。
A.災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
B.人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
C.鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
D.道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
E.道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
F.電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号、最終改正：令和5年3月22日愛知県規則第4号）

（別表）

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機	・油圧式くい抜機を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破砕機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
4	ブレーカーを使用する作業	・手持式のものを除く。 ・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号、最終改正：令和5年3月22日愛知県規則第4号）

表 4.2-67　特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分
（県民の生活環境の保全等に関する条例）

区域	区域の区分
第 1 号区域	1.第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2.学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域
第 2 号区域	工業地域（前号 2.の区域を除く）
第 3 号区域	前 2 号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く）

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 8 月 22 日愛知県規則第 87 号、最終改正：令和 5 年 3 月 22 日愛知県規則第 4 号）

6)水質汚濁

特定事業場からの排出水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により排水基準が定められており、その内容を表 4.2-68(1)～(2)に示す。また、同法第 3 条第 3 項の規定により、愛知県では「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年 3 月 29 日条例第 4 号、最終改正：平成 12 年 12 月 22 日条例第 66 号）に基づき、表 4.2-69(1)～(5)に示すとおり上乗せ基準を定めている。

表 4.2-68(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質による排出水の汚染状態）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.2mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10mg/L 海域に排出されるもの ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考
1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和7年5月26日環境省令第17号）

表 4.2-68(2)　水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の排出水の汚染状態）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上　8.6以下
	海域に排出されるもの 5.0以上　9.0以下
生物化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均　120mg/L）
化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均　120mg/L）
浮遊物質量	200mg/L（日間平均　150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均　800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L（日間平均60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均8mg/L）

備考：1.「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m^{3}以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和7年5月26日環境省令第17号）

表 4.2-69(1)　上乗せ排水基準（名古屋港・庄内川等水域）［その 1］

工場又は事業場		業種			項目及び許容限度(mg/ℓ) CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	ﾌｪﾉｰﾙ類	銅	適用日 適用期間
既設の工場又は事業	下水道処理区域	全業種			—	25(20)	25(20)	70(50)	5	10	1	1	S48.6.24
	その他の地域	畜産農業、ｻｰﾋﾞｽ業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	50 m³/日以上		—	130(110)	—	160(120)	—	—	—	—	S58.1.1
			20 m³/日以上 50 m³/日未満		—	160(120)	—	200(150)	—	—	—	—	
		畜産食料品製造業	乳製品製造業		—	80(60)	—	30(20)	—	10	—	—	S48.6.24
			その他		—	120(100)	—	90(70)	—	10	—	—	
		水産食料品、調味料、めん類の製造業			—	120(100)	120(100)	90(70)	—	10	—	—	
		野菜、果実を原料とする保存食料品製造業			—	120(100)	—	40(30)	—	10	—	—	
		小麦粉、ﾊﾟﾝ若しくは菓子の製造業又は製あん業			—	80(60)	80(60)	80(60)	—	—	—	—	
		飲料製造業	ﾋﾞｰﾙ製造業		—	40(30)	—	30(20)	—	—	0.5	—	
			清酒製造業		—	120(100)	—	90(70)	—	10	—	—	
			蒸留酒又は混成酒の製造業		—	160(120)	—	120(100)	—	10	—	—	
			その他		—	60(50)	—	70(50)	—	10	—	—	
		動物系飼料、有機質肥料の製造業			—	160(120)	—	200(150)	—	10	—	—	
		動植物油脂製造業			—	100(80)	40(30)	80(60)	—	20	—	—	
		澱粉、ブドウ糖、水飴の製造業			—	120(100)	40(30)	90(70)	—	10	—	—	
		冷凍調理食品製造業			—	50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	S58.1.1
		繊維工業、繊維製品製造業	毛紡績業、製毛業(洗毛施設を有するものに限る)		—	120(100)	—	180(150)	—	—	—	—	S48.6.24
			染色整理業	毛繊維加工業	—	50(40)	—	50(40)	—	10	1	—	
				その他	—	100(80)	—	100(80)	—	10	1	—	
			その他		—	100(80)	—	100(80)	—	10	—	—	
		一般製材業、木材ﾁｯﾌﾟ製造業、合板製造業、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ製造業			—	70(50)	70(50)	90(70)	—	—	1	—	S58.1.1
		ﾊﾟﾙﾌﾟ、紙、紙加工品製造業	板紙製造業		—	120(100)	—	180(150)	—	—	—	—	S48.6.24
			湿式繊維板製造業		—	—	160(120)	50(40)	—	—	—	—	
			その他		—	90(70)	—	120(100)	—	—	0.5	—	
		新聞業、出版業、印刷業、製版業			—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	1	S58.1.1
		化学工業	医薬品製造業		—	40(30)	—	60(50)	—	10	0.5	—	S48.6.24
			その他		—	30(20)	60(50)	40(30)	3	—	1	—	
		石油精製業(潤滑油再生業を含む)			—	—	30(20)	30(20)	—	—	—	—	
		ゴム製品製造業			—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	S58.1.1
		窯業、土石製品製造業、非金属鉱業	窯業原料(うわ薬原料を含む)精製業	50 m³/日以上	—	25(20)	—	200(150)	2	—	—	—	S48.6.24
				10 m³/日以上 50 m³/日未満	—	25(20)	—	300(250)	2	—	—	—	
			その他		—	25(20)	30(20)	150(120)	2	—	—	—	
		鉄鋼業	10 万m³/日以上		0.5	—	20(15)	30(20)	2	—	1	1	S49.10.1
			50 m³/日以上 10 万m³/日未満		—	25(20)	25(20)	40(30)	2	—	1	1	S48.6.24
		非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業(武器製造業を含む)			—	25(20)	25(20)	30(20)	—	—	—	1	S48.6.24
		ガス供給業			—	90(70)	40(30)	30(20)	3	—	1	—	
		水道施設、工業用水道施設、自家用工業用水道の施設を有するもの			—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	S58.1.1
		酸若しくはｱﾙｶﾘによる表面処理施設を有するもの、電気ﾒｯｷ施設を有するもの			—	25(20)	25(20)	30(20)	—	—	—	1	S48.6.24

備考
1.「下水道処理区域」とは、下水道法第 2 条第 8 号に規定する処理地域。
2. BOD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用。
　COD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用。
3. この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。
(1) 既設
　ア 畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、染色整理業 20m³ 以上
　イ 窯業原料精製業 10m³ 以上
　ウ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
　エ 上記以外 50m³ 以上
(2) 新設
　ア 窯業原料精製業 10m³ 以上
　イ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
　ウ 上記以外 20m³ 以上
4. 1 の備考第 1 号(2)に掲げる工場又は事業場で、上乗せ排水基準の適用の日が「S48.6.24」とあるものは「S58.1.1」とする。
5. 既設の工場又は事業場で上乗せ排水基準の適用の日後特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき(特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³ 未満であるときを除く。)は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

　この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする
　A　当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度
　a　当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量
　B　当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度
　b　当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量
6. 1 の備考第 1、2、3、5、7、8 号の規定は準用する。
＊（　）内は日間平均。

出典：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年 3 月 29 日愛知県条例第 4 号、最終改正：平成 12 年 12 月 22 日愛知県条例第 66 号）

表 4.2-69(2)　上乗せ排水基準（名古屋港・庄内川等水域）［その 2］

工場又は事業場		業種		項目及び許容限度(mg/ℓ)								適用日 適用期間
				CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	ﾌｪﾉｰﾙ類	銅	
既設の工場又は事業	その他の地域	旅館業		－	90(70)	90(70)	90(70)	－	－	－	－	S58.1.1
		病院		－	40(30)	－	90(70)	－	－	－	－	
		と畜業		－	80(60)	－	80(60)	－	－	－	－	S48.6.24
		地方卸売市場		－	50(40)	－	70(50)	－	10	－	－	S58.1.1
		廃油処理施設を有するもの		－	－	25(20)	30(20)	1	－	1	1	S48.6.24
		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(自動式車両洗浄施設を除く)を有するもの		－	50(40)	－	70(50)	－	－	－	－	S58.1.1
		自動式車両洗浄施設を有するもの		－	25(20)	－	70(50)	－	－	－	－	S48.6.24
		科学技術に関する研究、試験、検査、専門教育を行うもの		－	40(30)	40(30)	90(70)	－	－	－	－	S58.1.1
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの		－	40(30)	－	50(40)	－	－	－	－	
		産業廃棄物処理施設を有するもの		－	25(20)	－	30(20)	3	－	1	1	
		し尿処理施設を有するもの		－	(30)	(30)	(70)	－	－	－	－	S48.6.24
		下水道終末処理施設を有するもの	岩塚下水処理場	－	(60)	－	(120)	－	－	－	－	S48.4.1から規則で定める日まで
				－	(20)	－	(70)	－	－	－	－	規則で定める日
			その他	－	(20)	(20)	(70)	－	－	－	－	S48.4.1

備考
1.「下水道処理区域」とは、下水道法第 2 条第 8 号に規定する処理地域。
2. BOD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用。
　COD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用。
3. この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。
(1) 既設
　ア 畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、染色整理業 20m^3 以上
　イ 窯業原料精製業 10m^3 以上
　ウ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
　エ 上記以外 50m^3 以上
(2) 新設
　ア 窯業原料精製業 10m^3 以上
　イ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
　ウ 上記以外 20m^3 以上
4. 1 の備考第 1 号(2)に掲げる工場又は事業場で、上乗せ排水基準の適用の日が「S48.6.24」とあるものは「S58.1.1」とする。
5. 既設の工場又は事業場で上乗せ排水基準の適用の日後特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき(特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m^3 未満であるときを除く。)は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

　この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする
　A　当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度
　a　当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量
　B　当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度
　b　当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量

6. 1 の備考第 1、2、3、5、7、8 号の規定は準用する。
＊（　）内は日間平均。

出典：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年 3 月 29 日愛知県条例第 4 号、最終改正：平成 12 年 12 月 22 日愛知県条例第 66 号）

表 4.2-69(3)　上乗せ排水基準（名古屋港・庄内川等水域）［その 3］

工場又は事業場		業種		項目及び許容限度(mg/ℓ)								適用日適用期間
				CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	ﾌｪﾉｰﾙ類	銅	
新設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種		—	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	0.5	1	S48.4.1
	その他の地域	全業種(畜産農業、ｻｰﾋﾞｽ業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、食料品製造業(ﾋﾞｰﾙ製造業、冷凍調理食品製造業を除く。)、繊維工業、繊維製品製造業、鉄鋼業、旅館業、廃油処理施設を有するもの、し尿処理施設を有するもの、下水終末処理施設を有するものを除く。)		—	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	0.5	1	S48.4.1
		畜産農業、ｻｰﾋﾞｽ業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)		—	90(70)	90(70)	100(80)	—	—	—	—	S58.1.1
		食品製造業(ビール製造業、冷凍調理食品製造業を除く。)	乳製品製造業	—	50(40)	40(30)	30(20)	—	10	—	—	S48.4.1
			野菜、果実を原料とする保存食料品製造業	—	50(40)	40(30)	40(30)	—	10	—	—	
			動植物油脂、澱粉、ﾌﾞﾄﾞｳ糖、水飴の製造業	—	50(40)	40(30)	50(40)	—	10	—	—	
			その他	—	50(40)	50(40)	50(40)	—	10	—	—	
		繊維工業、繊維製品製造業		—	50(40)	50(40)	40(30)		10	1	—	
		鉄鋼業	10万m³/日以上	0.5	25(20)	20(15)	30(20)	2	—	0.5	1	
			20 m³/日以上 10万m³/日未満	—	25(20)	25(20)	30(20)	2	—	0.5	1	
		旅館業		—	40(30)	40(30)	70(50)	—	—	—	—	S58.1.1
		廃油処理施設を有するもの		—	25(20)	25(20)	30(20)	1	10	0.5	1	S48.4.1
		し尿処理施設を有するもの		—	40(30)	40(30)	80(60)	—	—	—	—	
		下水道終末処理施設を有するもの		—	25(20)	25(20)	70(50)	—	—	—	—	

備考
1.「下水道処理区域」とは、下水道法第２条第８号に規定する処理地域。
2.BOD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用。
　COD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用。
3.この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。
　(1) 既設
　ア 畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、染色整理業 20m³以上
　イ 窯業原料精製業 10m³以上
　ウ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
　エ 上記以外 50m³以上
　(2) 新設
　ア 窯業原料精製業 10m³以上
　イ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
　ウ 上記以外 20m³以上
4.１の備考第１号(2)に掲げる工場又は事業場で、上乗せ排水基準の適用の日が「S48.6.24」とあるものは「S58.1.1」とする。
5.既設の工場又は事業場で上乗せ排水基準の適用の日後特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき(特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³未満であるときを除く。)は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

　この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする
　A　当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度
　a　当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量
　B　当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度
　b　当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量

6.１の備考第１、２、３、５、７、８号の規定は準用する。
＊（　）内は日間平均

出典：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年 3 月 29 日愛知県条例第 4 号、最終改正：平成 12 年 12 月 22 日愛知県条例第 66 号）

表 4.2-69(4)　上乗せ排水基準（名古屋市内水域）

工場又は事業場		業種			項目及び許容限度(mg/ℓ) BOD	SS	鉱油	動植物油	ﾌｪﾉｰﾙ類	銅	適用日 適用期間
既設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種			25(20)	70(50)	5	10	1	1	S47.10.1
	その他の地域	畜産農業、ｻｰﾋﾞｽ業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	50m³/日以上		130(110)	160(120)	－	－	－	－	S58.1.1
			20m³/日以上 50m³/日未満		160(120)	200(150)	－	－	－	－	
		食料品製造業	ﾊﾟﾝ若しくは菓子の製造、製あん業		80(60)	80(60)	－	10	－	－	S47.10.1
			飲料製造業	清酒製造業	120(100)	90(70)	－	－	－	－	
				その他	60(50)	30(20)	－	10	－	－	
			その他		90(70)	70(50)	－	10	－	－	
		繊維工業、繊維製品製造業	染色整理業		50(40)	60(40)	－	10	1	－	
			その他		100(80)	60(40)	－	10	1	－	
		一般製材業、木材ﾁｯﾌﾟ製造業、合板製造業、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ製造業			70(50)	90(70)	－	－	1	－	S58.1.1
		木材薬品処理業			40(30)	90(70)	3	－	1	1	S47.10.1
		湿式繊維板製造業			100(80)	80(60)	－	－	1	－	
		化学工業			100(80)	70(50)	3	－	－	－	S48.4.1
		石油精製業(潤滑油再生業を含む)			30(20)	30(20)	－	－	－	－	S47.10.1
		窯業、土石製品製造業	窯業原料精製業		25(20)	180(150)	2	－	－	－	
			その他		25(20)	30(20)	2	－	－	－	
		鉄鋼業			25(20)	30(20)	2	－	1	1	
		非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業（武器製造業を含む）			25(20)	30(20)	－	－	－	1	
		ｶﾞｽ供給業、ｺｰｸｽ製造業			90(70)	80(60)	－	－	－	－	S48.4.1
		酸若しくはｱﾙｶﾘによる表面処理施設を有するもの又は電気ﾒｯｷ施設を有するもの			25(20)	30(20)	－	－	－	1	S47.10.1
		旅館業			90(70)	90(70)	－	－	－	－	S58.1.1
		病院			40(30)	90(70)	－	－	－	－	
		と畜業、死亡獣畜取扱業			80(60)	80(60)	－	－	－	－	S48.4.1
		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設を有するもの(自動式車両洗浄施設を除く)			50(40)	70(50)	－	－	－	－	S58.1.1
		自動式車両洗浄施設を有するもの			25(20)	70(50)	－	－	－	－	S47.10.1
		科学技術に関する研究、試験、検査、専門教育を行うもの			40(30)	90(70)	－	－	－	－	S58.1.1
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの			40(30)	50(40)	－	－	－	－	
		し尿処理施設を有するもの			(30)	(70)	－	－	－	－	S47.10.1
		下水道終末処理施設を有するもの	西山、名城、柴田下水処		25(20)	70(50)	－	－	－	－	S48.4.1
			堀留下水処理場		25(20)	70(50)	－	－	－	－	S48.10.1
			その他		25(20)	70(50)	－	－	－	－	S47.4.1
新設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種			25(20)	30(20)	2	10	1	1	S47.4.1
	その他の地域	全業種（畜産農業、ｻｰﾋﾞｽ業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、旅館業、し尿処理施設を有するもの、下水終末処理施設を有するものを除く。）			25(20)	30(20)	2	10	1	1	S47.4.1
		畜産農業又はｻｰﾋﾞｽ業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）			90(70)	100(80)	－	－	－	－	S58.1.1
		旅館業			40(30)	70(50)	－	－	－	－	
		し尿処理施設を有するもの			40(30)	80(60)	－	－	－	－	S47.4.1
		下水道終末処理施設を有するもの			25(20)	70(50)	－	－	－	－	

備考

1. この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。

(1)既設

ア 畜産農業及びサービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)20m³以上

イ 上記以外 50m³以上

(2) 新設 20m³以上

2. S43.9.11 後において特定施設を設置した工場又は事業場であって、政令附則第３項及び第４項の規定により排水基準を定める総理府令附則第２項の水質基準の適用を受けるものについては、新設の工場又は事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。

3. 既設の工場又は事業場に S48.4.1 後に特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき(特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³未満であるときを除く。)は、特定施設の設置の日以後において通用される上乗せ排水基準のうち BOD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

この算式において、A、a、B、bはそれぞれ次の値を表すものとする

A　当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度

a　当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量

B　当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度

b　当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量

4. 1の備考第1、2、3、5、7、8号の規定、2の備考第1、4号の規定は準用する。

＊（　）内は日間平均。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年3月29日愛知県条例第4号、最終改正：平成12年12月22日愛知県条例第66号）

表 4.2-69(5)　上乗せ排水基準（衣浦湾・境川等水域）

工場又は事業場		業種			項目及び許容限度(mg/ℓ) BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	ﾌｪﾉｰﾙ類	銅	鉄	ﾏﾝｶﾞﾝ	適用日 適用期間
既設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種			25(20)	25(20)	70(50)	5	10	1	1	—	—	S47.10.1
	その他の地域	畜産農業、ｻｰﾋﾞｽ業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	50㎥/日以上		130(110)	—	160(120)	—	—	—	—	—	—	S58.1.1
			20㎥/日以上 50㎥/日未満		160(120)	—	200(150)	—	—	—	—	—	—	
		食料品製造業	みそ、醤油又は水飴の製造業		120(100)	120(100)	90(70)	—	10	—	—	—	—	S47.10.1
			パン若しくは菓子の製造業、製あん業		80(60)	—	80(60)	—	10	—	—	—	—	S47.4.1から規則で定める日まで
					30(20)	—	30(20)	—	10	—	—	—	—	規則で定める日
			飲料製造業	清酒製造業	120(100)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	S47.10.1
				蒸留酒製造業	160(120)	160(120)	70(50)	—	10	—	—	—	—	S47.4.1
				その他	60(50)	60(50)	70(50)	—	10	—	—	—	—	S47.10.1
			動植物油脂製造業		40(30)	—	80(60)	—	20	—	—	—	—	S47.10.1
			澱粉、化工澱粉製造業		80(60)	80(60)	90(70)	—	5	—	—	—	—	
			冷凍調理食品製造業		50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	—	—	S58.1.1
			その他		60(50)	60(50)	70(50)	—	10	—	—	—	—	S47.10.1
		紡績業	洗毛施設を有するもの		120(100)	—	180(150)	—	—	—	—	—	—	S47.10.1
			その他		100(80)	100(80)	100(80)	—	10	—	—	—	—	
		染色整理業			50(40)	50(40)	50(40)	—	10	—	—	—	—	
		一般製材業、木材ﾁｯﾌﾟ製造業、合板製造業、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ製造業			70(50)	70(50)	90(70)	—	—	1	—	—	—	S58.1.1
		新聞業、出版業、印刷業、製版業			25(20)	—	30(20)	—	—	—	1	—	—	
		化学工業	発酵工業		—	90(70)	70(50)	—	5	—	—	—	—	S47.10.1
			その他		60(50)	60(50)	40(30)	3	—	1	—	—	—	
		窯業、土石製品製造業	電気用陶磁器製造業		25(20)	25(20)	30(20)	2	—	—	—	—	—	
			その他		25(20)	25(20)	150(120)	2	—	—	—	—	—	
		鉄鋼業			25(20)	25(20)	40(30)	2	—	1	1	—	—	S48.4.1
		非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業　(武器製造業を含む)			25(20)	25(20)	30(20)	—	—	—	1	5	5	S47.10.1
		水道施設、工業用水道施設、自家用工業用水道の施設を有するもの			25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	—	—	S58.1.1
		酸若しくはｱﾙｶﾘによる表面処理施設を有するもの、電気ﾒｯｷ施設を有するもの			25(20)	25(20)	30(20)	—	—	—	1	5	5	S47.10.1
		旅館業			90(70)	90(70)	90(70)	—	—	—	—	—	—	S58.1.1
		病院			40(30)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	
		と畜業、死亡獣畜取扱業			80(60)	—	80(60)	—	—	—	—	—	—	S47.10.1
		地方卸売市場			50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	—	—	S58.1.1
		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設を有するもの(自動式車両洗浄施設を除く)			50(40)	—	70(50)	—	—	—	—	—	—	
		自動式車両洗浄施設を有するもの			30(20)	25(20)	70(50)	—	—	—	—	—	—	S47.10.1
		科学技術に関する研究、試験、検査、専門教育を行うもの			40(30)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	S58.1.1
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの			40(30)	—	50(40)	—	—	—	—	—	—	
		産業廃棄物処理施設を有するもの			25(20)	—	30(20)	3	—	1	1	—	—	
		し尿処理施設を有するもの			(30)	(30)	(70)	—	—	—	—	—	—	S47.10.1
		下水道終末処理施設を有するもの			25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	

備考
1. 溶解性鉄含有量及び溶解性マンガン含有量についての上乗せ排水基準は、刈谷市の上水道水源よりも上流の境川に排出される排出水について適用する。
2. 既設の工場又は事業場に S48.4.1 後に特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき(特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³未満であるときを除く。)は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a+b}$$

この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする
A　当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度
a　当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量
B　当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度
b　当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量

3. 1 の備考第 1、2、3、5、7、8 号の規定、2 の備考第 1、2、4 号の規定、3 の備考第 1 号の規定は準用する。
1 の備考第 1 号(1)中「S48.3.31」は「S47.3.31」、1 の備考第 7 号中「S48.4.1」は「S47.4.1」、2 の備考第 4 号中「S48.6.24」は「S47.10.1」とする。
＊（　）内は日間平均。

出典：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年 3 月 29 日愛知県条例第 4 号、最終改正：平成 12 年 12 月 22 日愛知県条例第 66 号）

表 4.2-69(6)　上乗せ排水基準（衣浦湾・境川等水域）

工場又は事業場		業種	項目及び許容限度(mg/ℓ)									適用日 適用期間
			BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	ﾌｪﾉｰﾙ類	銅	鉄	ﾏﾝｶﾞﾝ	
新設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	1	1	5	5	S47.4.1
	その他の地域	全業種(畜産農業、ｻｰﾋﾞｽ業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、旅館業、し尿処理施設を有するもの、下水終末処理施設を有するものを除く。)	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	1	1	5	5	
		畜産農業、ｻｰﾋﾞｽ業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	90(70)	90(70)	100(80)	—	—	—	—	—	—	S58.1.1
		旅館業	40(30)	40(30)	70(50)	—	—	—	—	—	—	
		し尿処理施設を有するもの	40(30)	40(30)	80(60)	—	—	—	—	—	—	S47.4.1
		下水道終末処理施設を有するもの	25(20)	25(20)	70(50)	—	—	—	—	—	—	

備考
1.溶解性鉄含有量及び溶解性マンガン含有量についての上乗せ排水基準は、刈谷市の上水道水源よりも上流の境川に排出される排出水について適用する。
2.既設の工場又は事業場に S48.4.1 後に特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき(特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³未満であるときを除く。)は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a+b}$$

この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする
A　当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度
a　当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量
B　当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度
b　当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量

3.1 の備考第 1、2、3、5、7、8 号の規定、2 の備考第 1、2、4 号の規定、3 の備考第 1 号の規定は準用する。
1 の備考第 1 号(1)中「S48.3.31」は「S47.3.31」、1 の備考第 7 号中「S48.4.1」は「S47.4.1」、2 の備考第 4 号中「S48.6.24」は「S47.10.1」とする。
＊（　）内は日間平均。

出典：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年 3 月 29 日愛知県条例第 4 号、最終改正：平成 12 年 12 月 22 日愛知県条例第 66 号）

表 4.2-69(7)　上乗せ排水基準（矢作川等水域）

工場又は事業場		業種			項目及び許容限度(mg/ℓ) CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	ﾌｪﾉｰﾙ類	銅	適用日 適用期間
既設の工場又は事業	下水道処理区域	全業種			—	25(20)	25(20)	70(50)	5	10	1	1	S48.6.24
	その他の地域	畜産農業、ｻｰﾋﾞｽ業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	50 m³/日以上		—	130(110)	—	160(120)	—	—	—	—	S58.1.1
			20 m³/日以上 50 m³/日未満		—	160(120)	—	200(150)	—	—	—	—	
		畜産食料品製造業	乳製品製造業		—	80(60)	—	30(20)	—	10	—	—	S48.6.24
			その他		—	120(100)	—	90(70)	—	10	—	—	
		水産食料品、調味料、めん類の製造業			—	120(100)	—	90(70)	—	10	—	—	
		飲料製造業	清酒製造業		—	120(100)	—	90(70)	—	10	—	—	
			蒸留酒又は混成酒の製造業		—	160(120)	—	120(100)	—	10	—	—	
			その他		—	80(60)	—	70(50)	—	10	—	—	
		動植物油脂製造業			—	80(60)	—	80(60)	—	20	—	—	
		でん粉製造業			—	160(120)	80(60)	90(70)	—	5	—	—	
		冷凍調理食品製造業			—	50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	S58.1.1
		繊維工業または繊維製品製造業	染色整理業	毛繊維加工業	—	50(40)	—	50(40)	—	10	1	—	S48.6.24
				その他	—	100(80)	—	100(80)	—	10	1	—	
			その他		—	100(80)	—	100(80)	—	10	—	—	
		一般製材業、木材ﾁｯﾌﾟ製造業、合板製造業又はﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ製造業			—	70(50)	—	90(70)	—	—	—	—	S58.1.1
		ﾊﾟﾙﾌﾟ、紙又は紙加工品の製造業	板紙製造業		—	120(100)	—	180(150)	—	—	—	—	S48.6.24
			その他		—	90(70)	—	120(100)	—	—	—	—	
		新聞業、出版業、印刷業又は製版業			—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	1	S58.1.1
		化学工業	医薬品製造業		—	80(60)	—	90(70)	—	10	—	—	S48.6.24
			その他		—	50(40)	—	50(40)	—	—	—	—	
		窯業、土石製品製造業又は非金属鉱業	窯業原料(うわ薬原料を含む)精製業	50 m³/日以上	—	25(20)	—	200(150)	2	—	—	—	S48.6.24
				50 m³/日未満	—	25(20)	—	300(250)	2	—	—	—	
			その他		—	25(20)	—	150(120)	2	—	—	—	
		鉄鋼業			—	25(20)	—	40(30)	2	—	1	1	
		非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む）			—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	1	
		空き瓶卸売業			—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	S58.1.1
		水道施設、工業用水道施設、自家用工業用水道の施設を有するもの			—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	
		酸若しくはｱﾙｶﾘによる表面処理施設を有するもの又は電気ﾒｯｷ施設を有するもの			—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	S48.6.24

備考
1.「下水道処理区域」とは、下水道法第 2 条第 8 号に規定する処理地域。
2. BOD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用。
　COD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用。
3. この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。
（1）既設
　ア 畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、染色整理業 20m³以上
　イ 窯業原料精製業 10m³以上
　ウ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
　エ 上記以外 50m³以上
（2）新設
　ア 窯業原料精製業 10m³以上
　イ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
　ウ 上記以外 20m³以上
4. 1 の備考第 1 号(2)に掲げる工場又は事業場で、上乗せ排水基準の適用の日が「S48.6.24」とあるものは「S58.1.1」とする。
5. 既設の工場又は事業場で上乗せ排水基準の適用の日後特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき(特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³ 未満であるときを除く。)は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

　この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする
　A　当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度
　a　当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量
　B　当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度
　b　当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量
6. 1 の備考第 1、2、3、5、7、8 号の規定は準用する。
＊（　）内は日間平均。

出典：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年 3 月 29 日愛知県条例第 4 号、最終改正：平成 12 年 12 月 22 日愛知県条例第 66 号）

表 4.2-69(8)　上乗せ排水基準（矢作川等水域）

工場又は事業場		業種	項目及び許容限度(mg/ℓ)								適用日 適用期間
			CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	ﾌｪﾉｰﾙ類	銅	
既設の工場又は事業	その他の地域	旅館業	－	90(70)	90(70)	90(70)	－	－	－	－	S58.1.1
		病院	－	40(30)	－	90(70)	－	－	－	－	
		と畜業	－	80(60)	－	80(60)	－	－	－	－	S48.6.24
		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(自動式車両洗浄施設を除く)を有するもの	－	50(40)	－	70(50)	－	－	－	－	S58.1.1
		自動式車両洗浄施設を有するもの	－	25(20)	－	70(50)	－	－	－	－	S48.6.24
		科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの	－	40(30)	－	90(70)	－	－	－	－	S58.1.1
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	－	40(30)	－	50(40)	－	－	－	－	
		産業廃棄物処理施設を有するもの	－	25(20)	－	30(20)	3	－	1	1	
		し尿処理施設を有するもの	－	(30)	－	(70)	－	－	－	－	S48.6.24
		下水道終末処理施設を有するもの	－	(60)	－	(120)	－	－	－	－	S48.4.1から規則で定める日まで
			－	(20)	－	(70)	－	－	－	－	規則で定める日

備考
1.「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理地域。
2.BODについての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用。
　CODについての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用。
3.この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。
(1) 既設
　ア 畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、染色整理業 20m³以上
　イ 窯業原料精製業 10m³以上
　ウ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
　エ 上記以外 50m³以上
(2) 新設
　ア 窯業原料精製業 10m³以上
　イ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
　ウ 上記以外 20m³以上
4.1の備考第1号(2)に掲げる工場又は事業場で、上乗せ排水基準の適用の日が「S48.6.24」とあるものは「S58.1.1」とする。
5.既設の工場又は事業場で上乗せ排水基準の適用の日後特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき(特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³未満であるときを除く。)は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SSについての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

　この算式において、A、a、B、bはそれぞれ次の値を表すものとする
　A　当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度
　a　当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量
　B　当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度
　b　当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量
6.1の備考第1、2、3、5、7、8号の規定は準用する。
＊（　）内は日間平均。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年3月29日愛知県条例第4号、最終改正：平成12年12月22日愛知県条例第66号）

表 4.2-69(9)　上乗せ排水基準（矢作川等水域）

工場又は事業場		業種		項目及び許容限度(mg/ℓ)								適用日適用期間
				CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	ﾌｪﾉｰﾙ類	銅	
新設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種		－	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	0.5	1	S48.4.1
	その他の地域	全業種(畜産農業及びｻｰﾋﾞｽ業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、食料品製造業(冷凍調理食品製造業を除く。)、繊維工業、繊維製品製造業、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水終末処理施設を有するものを除く。)		－	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	0.5	1	S48.4.1
		畜産農業又はｻｰﾋﾞｽ業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)		－	90(70)	90(70)	100(80)	－	－	－	－	S58.1.1
		食品製造業(冷凍調理食品製造業を除く。)	乳製品製造業	－	50(40)	50(40)	30(20)	－	10	－	－	S48.4.1
			でん粉製造業	－	50(40)	50(40)	50(40)	－	－	－	－	
			その他	－	50(40)	50(40)	50(40)	－	10	－	－	
		繊維工業、繊維製品製造業		－	50(40)	50(40)	40(30)		10	1	－	
		旅館業		－	40(30)	40(30)	70(50)	－	－	－	－	S58.1.1
		し尿処理施設を有するもの		－	40(30)	40(30)	80(60)	－	－	－	－	S48.4.1
		下水道終末処理施設を有するもの		－	25(20)	25(20)	70(50)	－	－	－	－	

備考
1.「下水道処理区域」とは、下水道法第２条第８号に規定する処理地域。
2.BOD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用。
　COD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用。
3.この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。
　(1) 既設
　ア 畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、染色整理業 20㎥以上
　イ 窯業原料精製業 10㎥以上
　ウ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
　エ 上記以外 50㎥以上
　(2) 新設
　ア 窯業原料精製業 10㎥以上
　イ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
　ウ 上記以外 20㎥以上
4.１の備考第１号(2)に掲げる工場又は事業場で、上乗せ排水基準の適用の日が「S48.6.24」とあるものは「S58.1.1」とする。
5.既設の工場又は事業場で上乗せ排水基準の適用の日後特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき(特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000㎥未満であるときを除く。)は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

　この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする
　A　当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度
　a　当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量
　B　当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度
　b　当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量

6.１の備考第１、２、３、５、７、８号の規定は準用する。
＊（　）内は日間平均

出典：「水質汚濁防止法第３条第３項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年３月 29 日愛知県条例第４号、最終改正：平成 12 年 12 月 22 日愛知県条例第 66 号）

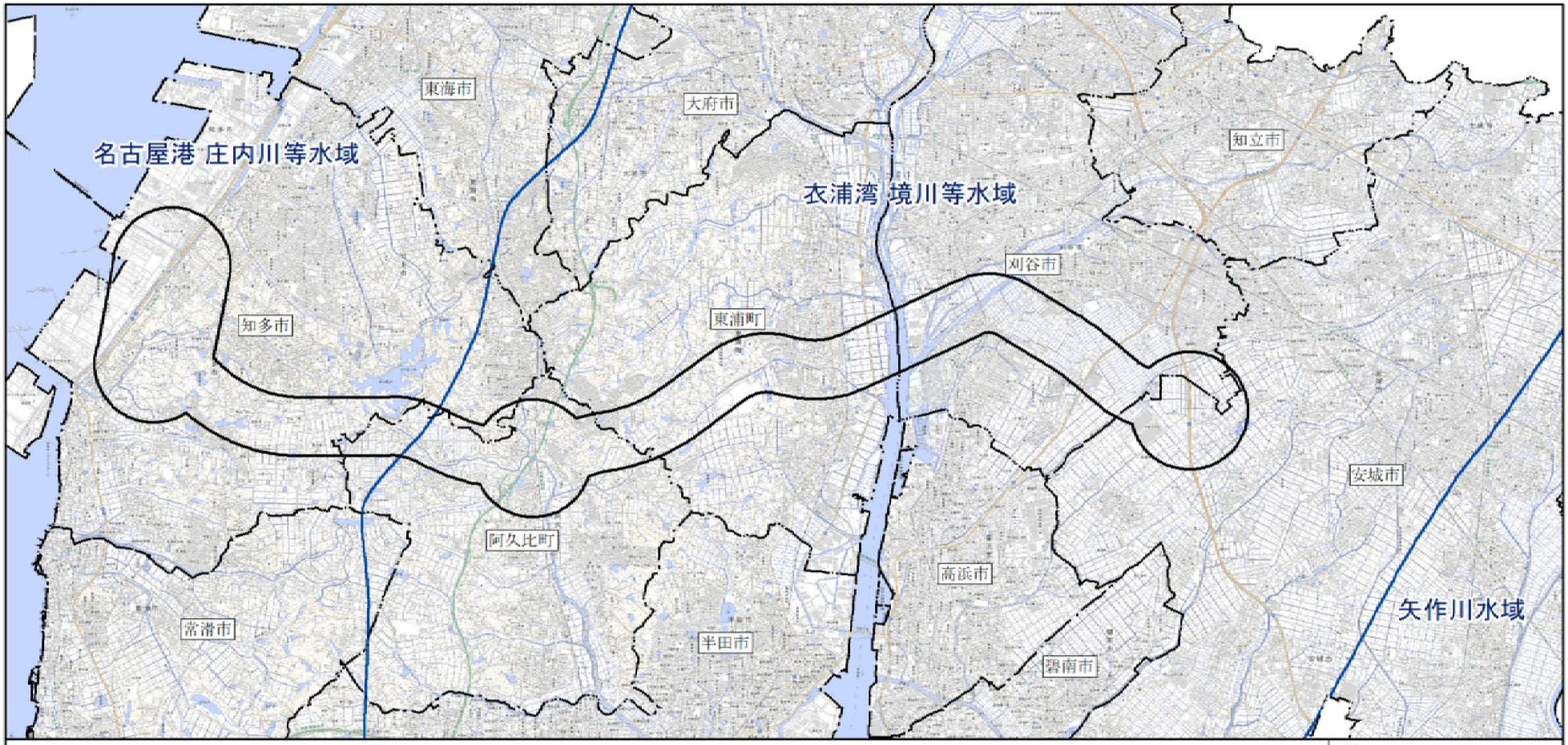

凡　例

都市計画対象道路事業実施区域

水域の区分

行政界

出典：「水質汚濁防止法第３条第３項に基づく排水基準を定める条例（水域の区分）」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）

図 4.2-36　水域の区分図

(22) 水質汚濁防止法に規定する指定地域

調査区域は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく汚濁負荷量の総量の削減に係る指定地域として定められている。

(23) 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年 7 月 27 日法律第 61 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された湖沼は存在しない。

(24) 土壌汚染対策法の規定により指定された指定区域

調査区域には、表 4.1-47、表 4.1-48 及び図 4.1-22 に示したとおり、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された要措置区域が刈谷市に 3 箇所、知立市に 1 箇所存在する。

(25) ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域

調査区域において、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域はない（令和 5 年(2023 年)度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について、環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧）。

(26) 農用地の土壌汚染防止等に関する法律の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域

調査区域において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はない。刈谷市恩田川は昭和 48 年 7 月 30 日に対策地域として指定されたが、昭和 53 年 3 月 20 日に「全部解除」となっている。（令和 5 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況について、環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧）。

(27)廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定された指定区域

調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第15条の17第1項の規定により指定された指定区域が知多市に3箇所、常滑市に4箇所、大府市に5箇所、東浦町に7箇所、半田市に6箇所、高浜市に4箇所、刈谷市に3箇所、知立市に1箇所、安城市に4箇所存在する。指定区域を表 4.2-70(1)～(2)に示す。

表 4.2-70(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域（令和5年10月20日現在）

番号	指定区域	埋立地の区分
1	半田市州の崎町2番35、2番203及び2番236の全部	政令第13条の2第2号
2	半田市州の崎町2番28の一部並びに知多郡東浦町大字藤江字南栄町1番82の全部及び1番28の一部	政令第13条の2第1号
3	大府市横根町箕手8番及び41番79から41番82までの全部並びに41番78及び41番196の各一部	政令第13条の2第2号
4	知多市新知字南新生5番から7番まで及び9番の全部並びに4番、8番、10番2、17番、18番、21番、137番及び159番の各一部	政令第13条の2第2号
5	知多郡東浦町大字藤江字南栄町1番83及び1番86の全部	政令第13条の2第1号
6	安城市安城町多門89番、90番1、90番2、91番1、91番2、95番、112番、114番から117番まで及び125番から129番までの全部並びに84番､88番､92番1、92番2、93番1､93番3、94番、96番、97番、106番、110番、 111番、113番、118番から120番まで、124番及び130番の各一部	政令第13条の2第2号
7	安城市安城町甲山寺70番から83番まで、84番1、84番2及び85番から91番まで並びに多門70番から83番まで、98番から105番まで及び107番から109番までの全部並びに多門84番、96番、97番、106番、110番、111番及び130番の各一部	政令第13条の2第2号
8	高浜市春日町一丁目7番10から7番13までの全部	政令第13条の2第2号
9	高浜市春日町一丁目8番3の一部	政令第13条の2第2号
10	高浜市芳川町四丁目6番1から6番4まで及び6番6から6番16までの全部	政令第13条の2第2号
11	知多市新舞子字姥山2番1、3番4、3番7、3番16、3番17、3番35及び3番36並びに日長台229番、398番及び399番の全部	政令第13条の2第1号
12	知多郡東浦町大字生路字5号地1番から17番まで及び36番から38番までの全部	省令第12条の31第2号
13	刈谷市泉田町下中割30番1、87番1、93番1、98番及び99番、西沖ノ川原2番2及び3番3並びに西割47番1、48番1、49番1、50番、51番1、52番、53番1、53番3、54番1及び54番3の全部	政令第13条の2第1号
14	安城市福釜町大洲91番から97番までの全部並びに98番から103番までの各一部並びに榎前町宮下71番から80番まで、83番及び86番の全部並びに82番、90番及び92番から96番までの各一部	政令第13条の2第1号
15	知立市山屋敷町板張1番、2番、4番から7番まで並びに見社1番、2番、4番1、5番から7番まで、8番1、9番1、10番1及び10番2の全部	政令第13条の2第1号
16	半田市潮干町1-1の一部	政令第13条の2第1号
17	知多市日長字赤坂25、28-1、28-2、29及び30、字原山8-1、8-2、9から14まで、15-1、15-2、16から19まで、20-1、20-2、21から25まで、112、113-1、113-2、117-1-1及び124-1の全部並びに字赤坂24-1、35及び97-1、字原山6、7、29、110-3、161、166及び167の各一部	政令第13条の2第1号
18	大府市朝日町六丁目10番1並びに知多郡東浦町大字森岡字葭野1番9、6番及び37番	政令第13条の2第1号
19	半田市州の崎町2-42、2-67及び2-215から2-217までの全部	政令第13条の2第1号
20	知多郡東浦町大字森岡字外新切 32-1、33-1、34-1、35-1、36-1、37-1、38-1、39-1、41-1及び42-1の全部	政令第13条の2第1号
21	知多郡東浦町大字藤江字亥子新田97-8の一部	政令第13条の2第1号
22	常滑市金山字西石田14番340から14番342まで、14番355、14番356及び14番378から14番381までの全部並びに6番、14番343及び14番357の各一部	政令第13条の2第2号

出典：「廃棄物が地下にある土地の区域指定」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

表 4.2-70(2)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域（令和5年10月20日現在）

番号	指定区域	埋立地の区分
23	常滑市金山字西石田14番344から14番346まで及び14番358から14番360までの全部並びに6番、14番343及び14番357の各一部	政令第13条の2第2号
24	常滑市金山字西石田6番の一部	政令第13条の2第2号
25	常滑市金山字西石田6番の一部	省令第12条の31第2号
26	半田市州の崎町2番17、2番21、2番45から2番48まで、2番77から2番79まで、2番164及び2番165の各一部	政令第13条の2第1号
27	大府市吉田町弥左ェ門脇1番3、1番55、1番77、3番1及び6番4の全部	政令第13条の2第1号
28	知多郡東浦町大字藤江字南栄町1-29及び半田市州の崎町2-234の全部並びに半田市州の崎町2-28の一部	政令第13条の2第1号
29	刈谷市泉田町下中割104番、105番及び107番の全部並びに50番1	政令第13条の2第1号
30	大府市宮内町七丁目93番及び135番の全部並びに94番及び136番の各一部	政令第13条の2第1号
31	大府市宮内町七丁目133番、134番、137番及び161番から165番までの全部並びに95番、131番、132番、166番、167番及び171番の各一部	政令第13条の2第1号
32	高浜市稗田町二丁目5番地2及び5番地3の各一部	政令第13条の2第3号
33	刈谷市泉田町下中割22番、25番、26番及び29番並びに西割38番から46番まで、47番3、48番2及び57番から59番までの全部並びに下中割20番1、21番1、23番、24番、27番、28番、30番2、100番及び101番並びに西割36番1、37番1、55番及び56番の各一部	政令第13条の2第1号
34	安城市和泉町大海古3番1の全部	政令第13条の2第3号

出典：「廃棄物が地下にある土地の区域指定」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

(28)森林法の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林

調査対象市町には、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和4年6月 17 日法律第 68 号）第 25 条の規定により指定された保安林が複数存在する。調査区域内における保安林の指定状況については、図 4.2-37 に示す。なお、事業実施区域内には一部保安林が存在する。

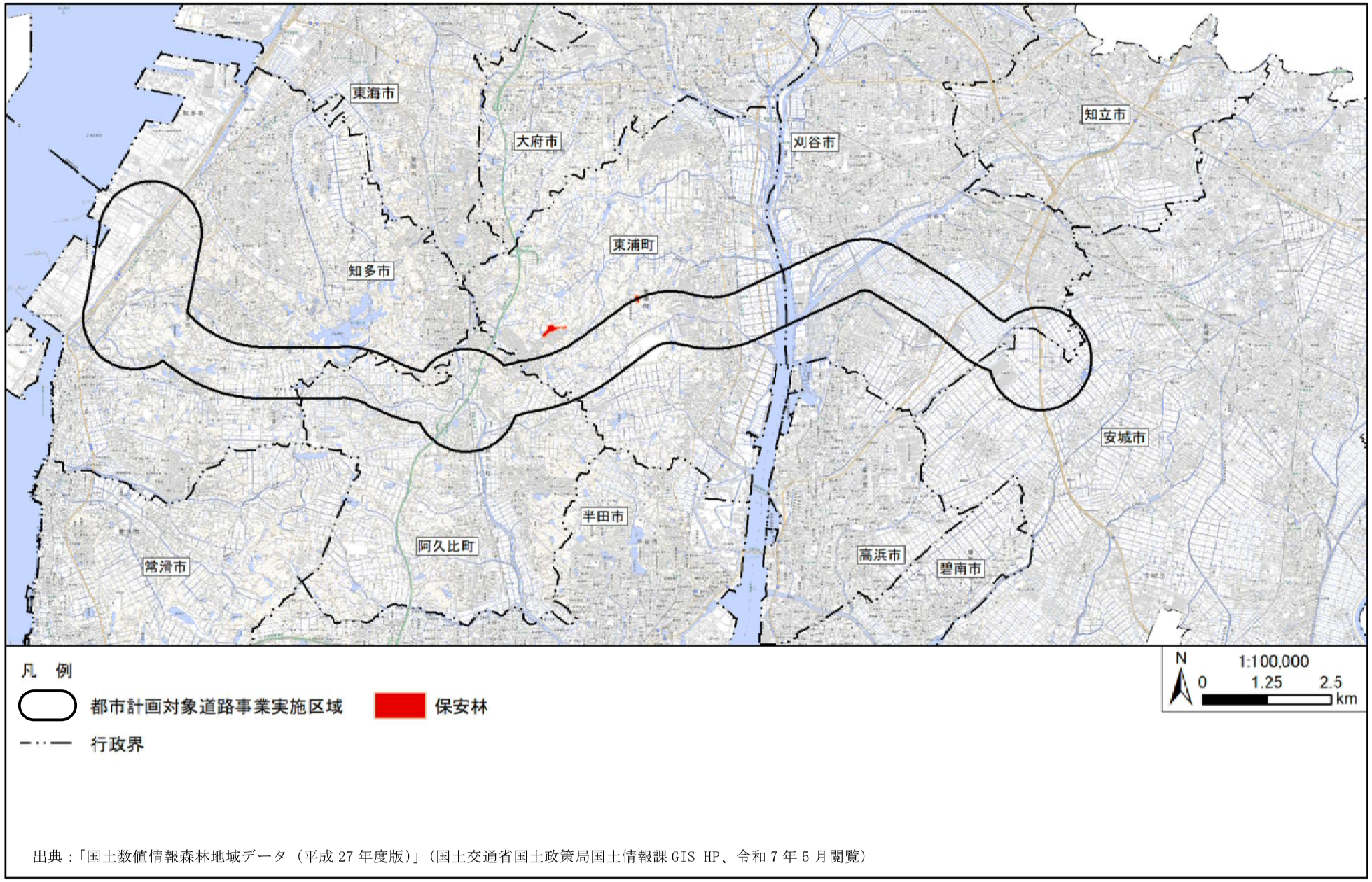

出典：「国土数値情報森林地域データ（平成 27 年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS HP、令和 7 年 5 月閲覧）

図 4.2-37　保安林位置図

(29)景観法の規定による指定区域

調査対象市町では、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく景観行政団体として半田市、常滑市、碧南市、東浦町が景観行政団体として位置付けられ、景観計画の策定と景観条例の制定が行われている。各市町が策定した景観計画では、新美南吉の生家等の景観重要建造物等や、緒川の「屋敷のまち並み」の景観等の重点区域の候補地区等が 15 箇所指定されており、建築物の建築や開発行為等を行う場合には、各自治体との事前協議や届出が必要となる。

重点区域の候補地区等の指定状況を表 4.2-71 及び図 4.2-38 に示す。

表 4.2-71　重点区域の候補地区等の指定状況

市町名	景観計画	指定区域	
		名称	種別
東浦町	東浦町景観計画	緒川の「屋敷のまち並み」の景観	重点区域の候補地区
		生路の「郷中のまち並み」の景観	重点区域の候補地区
		明徳寺川を軸とする《根》と《狭間》の景観	重点区域の候補地区
		森岡の「ぶどう畑」の景観	重点区域の候補地区
半田市	半田市ふるさと景観計画	新美南吉の生家	景観重要建造物
		旧藤友呉服店	景観重要建造物
		望洲楼	景観重要建造物
		公益財団法人かみや美術館分館南吉の家（養子先）	景観重要建造物
		成田家の本宅	景観重要建造物
		聖イオアン・ダマスキン聖堂	景観重要建造物
		常福院のソテツ	景観重要樹木
		亀崎地区	景観形成重点地区
		岩滑地区	景観形成重点地区
碧南市	碧南市景色づくり基本計画	無我苑	景観重要建造物の指定候補
		応仁寺	景観重要建造物の指定候補

注）景観重要建造物、景観重要樹木、景観形成重点区域は、指定候補先（今後指定されることが想定されるもの）も反映している。
出典：「愛知県及び県内市町村の景観施策・景観規制の概要」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「半田市ふるさと景観計画」（半田市、令和 4 年 3 月）
「碧南市景色づくり基本計画」（碧南市、令和 3 年 10 月）
「東浦町景観計画」（東浦町、平成 28 年 4 月）

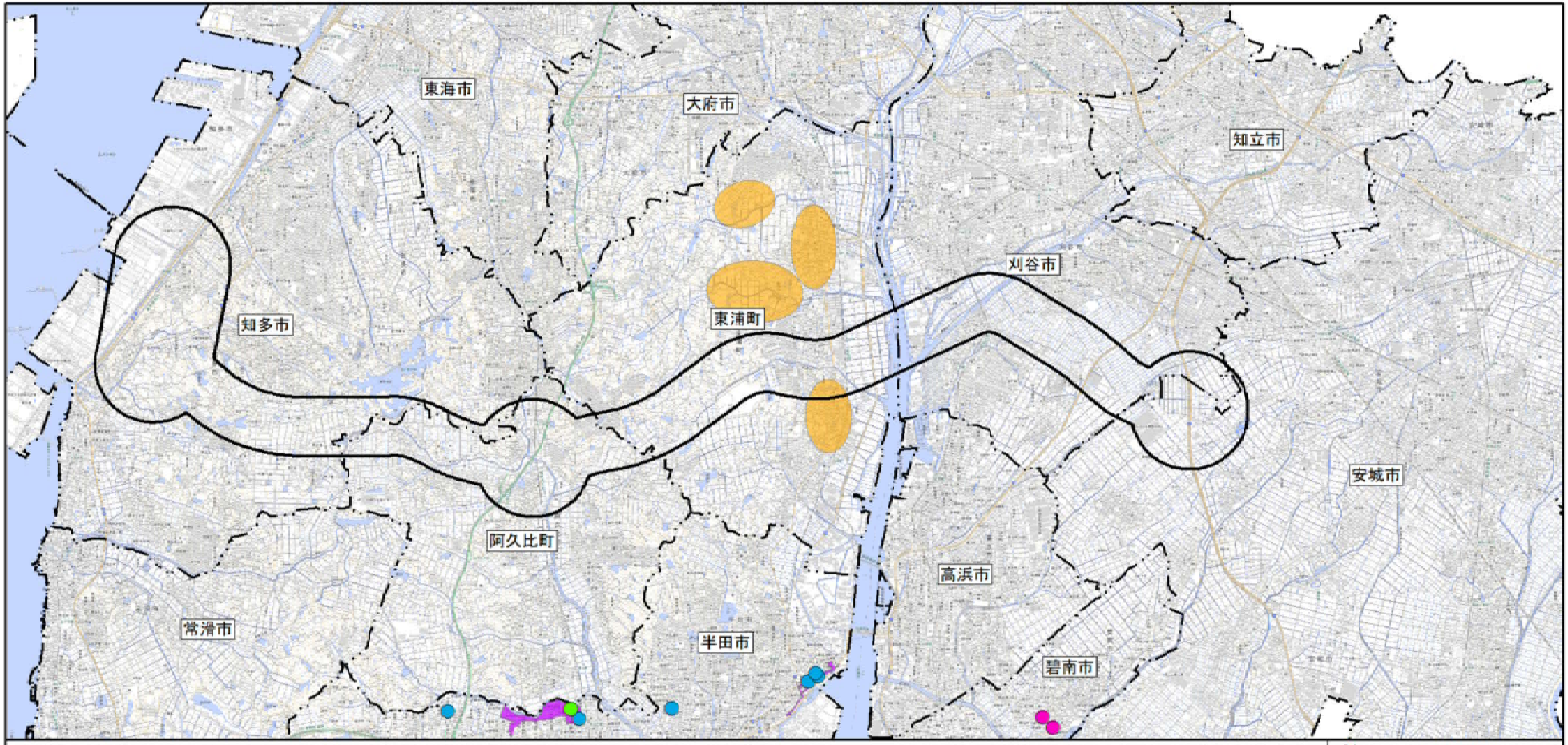

凡　例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 行政界
- 景観重要建造物
- 景観重要建造物の指定候補
- 景観重要樹木
- 重点区域の候補地区
- 景観形成重点地区

出典：「半田市ふるさと景観計画」（東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「碧南市景色づくり基本計画」（東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
「東浦町景観計画」（東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

図 4.2-38　重点区域の候補地区等の指定状況

(30)その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

1)「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域

調査区域において、「国有林野管理経営規程」（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）に基づき定められた保護林の区域は存在しない。

2)地方公共団体の景観の保全に係る条例等（景観条例等）

愛知県は、美しい愛知づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい愛知づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、美しい愛知づくりを推進し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年 3 月 28 日条例第 6 号）に基づき、「美しい愛知づくり基本計画」（平成 19 年 3 月、愛知県）を策定し、「広域景観資源」を抽出している。また、同条例に基づき「美しい愛知づくり景観資源 600 選」を指定している。

「美しい愛知づくり基本計画」に挙げられている広域景観資源を表 4.2-72(1)～(4)及び図 4.2-39 に示す。なお、「美しい愛知づくり景観資源 600 選」に挙げられている景観資源については、前項「4.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況」における表 4.1-81(1)～(3)及び図 4.1-39 に示すとおりである。

表 4.2-72(1)　美しい愛知づくり基本計画 広域景観資源一覧

No.	種別	景観資源名	主な特徴
1	自然景観	矢作川	豊田市、岡崎市などを流れ、碧南市と西尾市の間で三河湾に注ぐ河川。矢作川の水は明治用水などに使われ、西三河における農業、工業の産業基盤として重要な役割を果たしている。上流から下流域まで変化に富んだ景観を呈している。水質改善や流域の森林を守る取組みなどを通じた上下流の連携も行われている。
2		知多半島のため池群	知多半島では大河川等の大きな水源がなく、稲作等の農業用水の確保に大変苦労し、多くのため池が作られた。現在では半島全体で大小あわせて約1,300か所あるといわれ、農業用水の水源であるとともに、水草が生え、コイやフナなどが生息し、野鳥が集う自然環境をつくりだしている。また、住宅地に近いため池では、周辺に散歩道などを設けて親水空間として利用されているものもある。また、知多半島だけでなく、愛知県には、その他に西三河南部や渥美半島にも多数のため池がある。
3	歴史景観	美濃街道	江戸時代には幕府の道中奉行の管轄下にあった主要街道のひとつで、東海道の熱田宿から、濃尾平野を縦断して中山道の垂井宿を結ぶ全長約58kmの脇街道であった。県内の宿駅としては清洲(清須市)、稲葉(稲沢市)、萩原(一宮市)、起(一宮市)があった。
4		七里の渡し（佐屋街道）	東海道の脇街道で、宮宿から岩塚・万場・神守・佐屋の四宿を経て、佐屋からは川を下り、桑名宿へと至っている。宮から七里の渡しを経て桑名までの海路を避けて、陸路として開かれた。
5		岡田	知多市岡田という狭い地域に、木綿業で栄えた富の蓄積によって建てられた蔵が集中している。91棟ある蔵のうち、1棟を除いて戦前の建物で、中には江戸時代のものも11棟ある。
6		刈谷城跡	天文２年（1533年）水野氏が築いた城で、明治の廃藩置県まで刈谷藩の中心であった。今は総合公園として整備され、日本庭園と十朋亭との調和が美しい。春は桜まつりが開催され多くの市民でにぎわう。
7		三河三弘法遍昭院	知立市にあり、約1200年前弘法大師空海上人によって開創された。三弘法第一番根本霊場として当地方の弘法大師信仰の中心的存在をなす。毎月弘法大師の命日には東海地方各地から信徒が参詣に訪れる。

出典：「美しい愛知づくり基本計画」（平成19年3月　愛知県）

表 4.2-72(2)　美しい愛知づくり基本計画 広域景観資源一覧

No.	種別	景観資源名	主な特徴
8	生活景観	はんだ山車まつり	市内 31 台の山車が、5 年に 1 度集結する勇壮な祭り。31 台の山車が織りなす山車絵巻に半田の町は熱い興奮に包まれる。 また毎年開催される「春の山車祭り」は、3 月下旬から 5 月 3 日・4 日にかけて行われる。市内 10 地区で山車祭りが行われ、総勢 31 台の山車が続々と登場。精緻な彫刻や金・銀刺繍幕におおわれた豪華な山車が勇壮に曳きまわされる。からくり人形、獅子舞、三番叟など見所は多く、観客を魅了している。
9		からくりのある 山車祭り	愛知県下にはからくり人形をのせて曳きまわされる山車が 133 輌あり、全国でも最多である。 からくりのある山車の始まりは、元和 4 年（1618 年）、尾張初代藩主徳川義直が家康の菩提を弔う為に行った祭礼からとされている。当初は大八車 2 輌を組み合わせて能人形を飾り引き出すところから始まった。その後弁慶と牛若丸の立ち回り、さらにからくり仕掛けで動く人形となり、他町もこれを真似て全域に広がった。
10		万燈祭り	刈谷市、新城市、西尾市、豊田市で行われている祭礼。地域によりその目的が多少異なり、刈谷市の万燈祭りは町内安全と火難防除への祈願と感謝を込めて行われ、新城市や西尾市では、長篠の戦いなどでの犠牲者の霊を弔うためのものとされている。いずれもお盆の付近で行われ、夜空の中に浮かび上がる万燈の明かりなどは幻想的である。
11		棒の手	戦国時代、農民が自衛手段として武芸を身に付けたとされるもので、後に集落の祭事や公の慶祝の日に行い続け、受け継がれてきた。棒の手は、県内で 10 をこえる流派があり、棒や太刀（木太刀）を使う武術的な民俗芸能で、2 人から 4 人の演技者が型に従って対戦する。
12		尾張万歳	知多市に伝わる伝統芸能。祝福芸として古くから法華経万歳と御万歳の演目で諸国を回国していたが、江戸期に、娯楽的な演目を加え、明治期に完成した。はなやかな動きと豊富な演目は、後の寄席芸能の万才にも影響を与えたといわれ、芸能史上重要なものである。国の重要無形民俗文化財に指定されている。
13		三河万歳	三河地域の安城市、西尾市、幸田町に伝わる伝統芸能。もとは正月の祝福芸だが、現在は季節を問わず慶事の際などにも披露される。国の重要無形民俗文化財に指定されている。

出典：「美しい愛知づくり基本計画」（平成 19 年 3 月　愛知県）

表 4.2-72(3)　美しい愛知づくり基本計画 広域景観資源一覧

No.	種別	景観資源名	主な特徴
14	産業景観	知多半島道路	延長 20.9km の知多半島道路と延長 19.6km の南知多道路は、知多半島の中央の丘陵地を縦断する自動車専用道であり、セントレアからの主要なアプローチとして利用される道路である。
15		国道 23 号 (名豊道路)	豊明市から豊橋市を結ぶ地域高規格道路であり、県東部の広域交通を担う。刈谷市内などは高架構造が中心で周囲の景観が見渡せる。
16		国道 155 号 (名古屋環状 3 号線)	名古屋市の外側で環状線を形成している一般国道。県内 19 市町を通過している。各都市の市街地近傍を通過している部分も多く、都市間を結び、生活・産業を支える重要な路線として位置づけられている。
17		鉄道	県内各都市へのアプローチとして、あるいはあるいは都市内移動の重要な役割を担う鉄道は、県内交通の骨格を形成している。また車窓からの風景は、それぞれの地域特性を強く印象付けるものとなっている。(JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、JR 中央本線、名古屋鉄道本線、東部丘陵線リニモ、豊橋鉄道路面電車(東田本線)
18		鉄道駅	鉄道駅は都市の玄関口としての役割を担い、第一印象を形成する上でも駅前の景観は重要である。(名古屋、尾張一宮、高蔵寺、千種、鶴舞、金山、刈谷、岡崎、豊橋)
19		名古屋港	名古屋市、東海市、知多市、弥富市、飛島村にまたがる海港で、国指定の特定重要港湾。自動車関連の輸出が半数以上を占める貿易港で、輸出入総額国内第 1 位。日本三大貿易港の一つに数えられる。ガーデンふ頭には名古屋港水族館や名古屋港イタリア村などの観光・娯楽スポットがある。
20		衣浦港	三河湾西部に面した碧南市、半田市、高浜市、武豊町にまたがる海港で国指定の重要港湾。西三河および知多地域の物流の拠点港である。古くから栄えた港で、明治期には、名古屋港よりも武豊港の方が大型船舶の寄港に有利であったため、武豊線が東海道本線に先んじて建設された。
21		名古屋港周辺の 工業地帯	特定重要港湾である名古屋港の周辺の名古屋市、東海市、知多市、弥富市、飛島村に広がる工業地帯。木材、鋼材、燃料、製鉄、自動車、運輸などの産業が集積している。
22		衣浦港周辺の 工業地帯	重要港湾である衣浦港の周辺の碧南市、半田市、刈谷市、高浜市、武豊町、東浦町に広がる工業地帯。鉄鋼、機械、自動車部品、車両、化学、窯業、金属などの産業が集積している。

出典：「美しい愛知づくり基本計画」(平成 19 年 3 月　愛知県)

表 4.2-72(4)　美しい愛知づくり基本計画 広域景観資源一覧

No.	種別	景観資源名	主な特徴
23	産業景観	内陸の工業地帯	豊田市、岡崎市、刈谷市、安城市、西尾市周辺は、輸送機器産業を軸に一大内陸工業地帯を形成しており、近年における発展が著しい愛知県の産業集積を代表するエリアである。また、小牧市、春日井市、犬山市周辺は、内陸工業地帯として、機械・電気機器等の高い集積がみられる。
24		窯業	窯業は古くからの愛知の主要産業であり、瀬戸や常滑は陶磁器の産地、高浜は三州瓦の産地として栄え、現在、瀬戸市の「窯垣の小径」や高浜市の「鬼の道」など、陶磁器などの素材を活かしたまちづくりが行われている。また瀬戸の陶土採掘場はグランドキャニオンと呼ばれ、特徴ある景観を呈している。
25		鋳造業	鋳物業は、古い歴史を持つ産業で、現在は碧南市を代表に盛んに生産されるようになっている。特に、太平洋戦争後は、自動車や機械産業等の飛躍的な発展に支えられ、大きく進展し、鋳造のための工場が各地で見られる。
26		農業	農業も盛んな愛知県では、各地においてその地域特性に合った作物が栽培され、地域の個性を生み出しているとともに、季節感を感じさせる景観を見せている。(電照菊（田原市)、キャベツ畑（田原市、豊橋市、美浜町)、田園（安城市)、レンコン（愛西市)、植木（稲沢市)、銀杏（稲沢市))
27		愛知用水 (愛知池、佐布里池等)	木曽川から取水し、尾張東部から知多半島にかけての一帯に、農業用、工業用、上水用の水を供給する用水として昭和 36 年（1961 年）に開かれた。 ため池に頼っていた尾張東部や知多半島の農業、また井戸に頼っていた地域住民の日常生活を著しく向上させた。また、工業用水としてこの地域の産業の発展に大きく貢献した。
28		明治用水	矢作川から取水し、安城市を中心に、岡崎市、豊田市、知立市、刈谷市、高浜市、碧南市、西尾市の 8 市にまたがる地域に、農業用と工業用の用水として開かれたもので、明治 18 年（1885 年）までにほぼ現在の姿となった。 明治用水の計画は江戸時代に始まる。碧海郡和泉村(現在の安城市和泉町)の豪農都築弥厚(つづきやこう)の碧海台地に矢作川の水を引き開墾を行うという計画が始まりである。

出典：「美しい愛知づくり基本計画」（平成 19 年 3 月　愛知県）

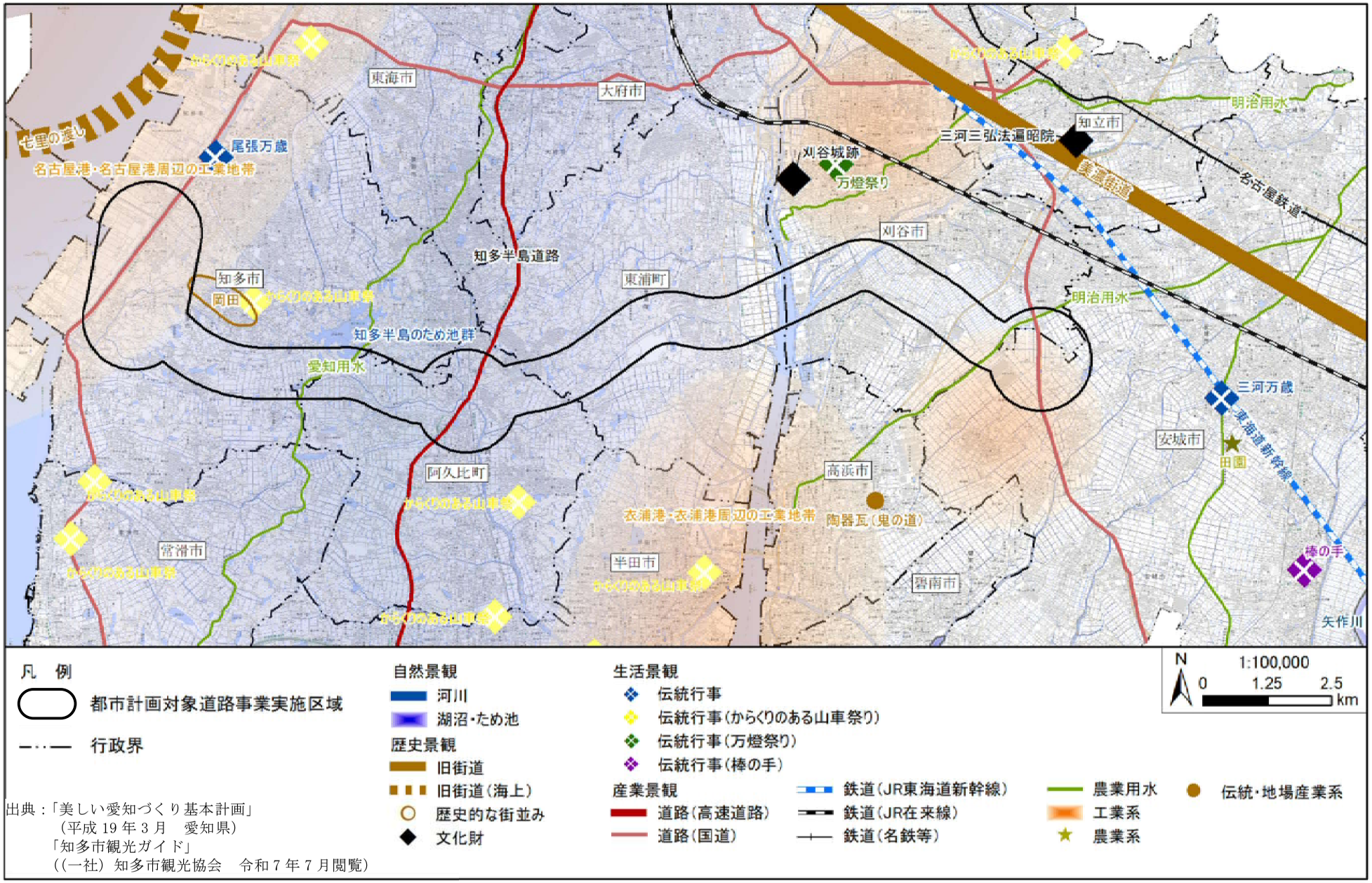

出典：「美しい愛知づくり基本計画」
（平成 19 年 3 月　愛知県）
「知多市観光ガイド」
（(一社) 知多市観光協会　令和 7 年 7 月閲覧）

図 4.2-39　広域資源の分布状況

3)「工業用水法」に基づく指定地域

調査区域は、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項に基づく指定地域には該当しないが、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、最終改正：令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号）第 63 条に基づく水量測定器設置義務区域に該当する。

水量測定器設置義務区域では、揚水設備の揚水機の吐出口の断面積が 19 平方センチメートル（ふたつ以上ある場合はその断面積の合計）を超える揚水設備を設置している場合は、水量測定器を設置して地下水の揚水量を測定し、その結果を知事に報告することとなっている。

4)「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」の対象地域

調査区域は、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」（昭和 60 年 4 月 26 日地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定、平成 7 年 9 月 5 日改正）の対象地域に含まれていない。

5)「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に指定された重要湿地の区域

環境省はラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的として「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（重要湿地）を選定している。

調査区域においては、重要湿地は存在しない。

6)「生物多様性保全上重要な里地里山」により選定された重要里地里山の区域

環境省は、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山」（重要里地里山）を選定している。

調査区域においては、重要里山里地は存在しない。

7)地方公共団体の条例等、自然環境の保全を目的に指定された区域

調査区域には、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日条例第 3 号、最終改正：令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号）に基づく「愛知県自然環境保全地域」及び「生息地等保護区」は存在しない。

8)「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域及び農用地区域

調査区域における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく「農業振興地域」の指定状況は、表 4.2-73 に示すとおりである。

また、「農用地区域」の指定状況は、前掲の図 4.2-7 に示すとおりである。

表 4.2-73　農業振興地域の状況

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
知多地域 (知多市)	知多市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 2,426ha (農用地面積 1,228ha)
常滑地域 (常滑市)	常滑市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 3,603ha (農用地面積 1,500ha)
阿久比地域 (阿久比町)	阿久比町のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 1,867ha (農用地面積 906ha)
東海地域 (東海市)	東海市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 1,131ha (農用地面積 562ha)
大府地域 (大府市)	大府市のうち、市街化区域を除いた区域	総面積 2,028ha (農用地面積 850ha)
東浦地域 (東浦町)	東浦町のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 2,191ha (農用地面積 933ha)
半田地域 (半田市)	半田市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 1,820ha (農用地面積 852ha)
高浜地域 (高浜市)	高浜市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 218ha (農用地面積 162ha)
刈谷地域 (刈谷市)	刈谷市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 2,554ha (農用地面積 1,382ha)
知立地域 (知立市)	知立市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 525ha (農用地面積 332ha)
碧南地域 (碧南市)	碧南市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 1,469ha (農用地面積 795ha)
安城地域 (安城市)	安城市のうち、市街化区域を除いた区域	総面積 6,443ha (農用地面積 3,461ha)

出典：「愛知県農業振興地域整備基本方針」（令和 3 年 12 月、愛知県）

9)「砂防法」の規定に基づき指定された砂防指定地

調査区域には、「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地が存在する。調査区域における砂防指定地の位置は図 4.2-40 に示すとおりである。主に調査区域の西側地域に砂防指定地が分布しており、河川周辺や佐布里池周辺に広く分布している。また、事業実施区域内についても砂防指定地が存在する。なお、衣浦湾より東側地域では、砂防指定地は存在しない。

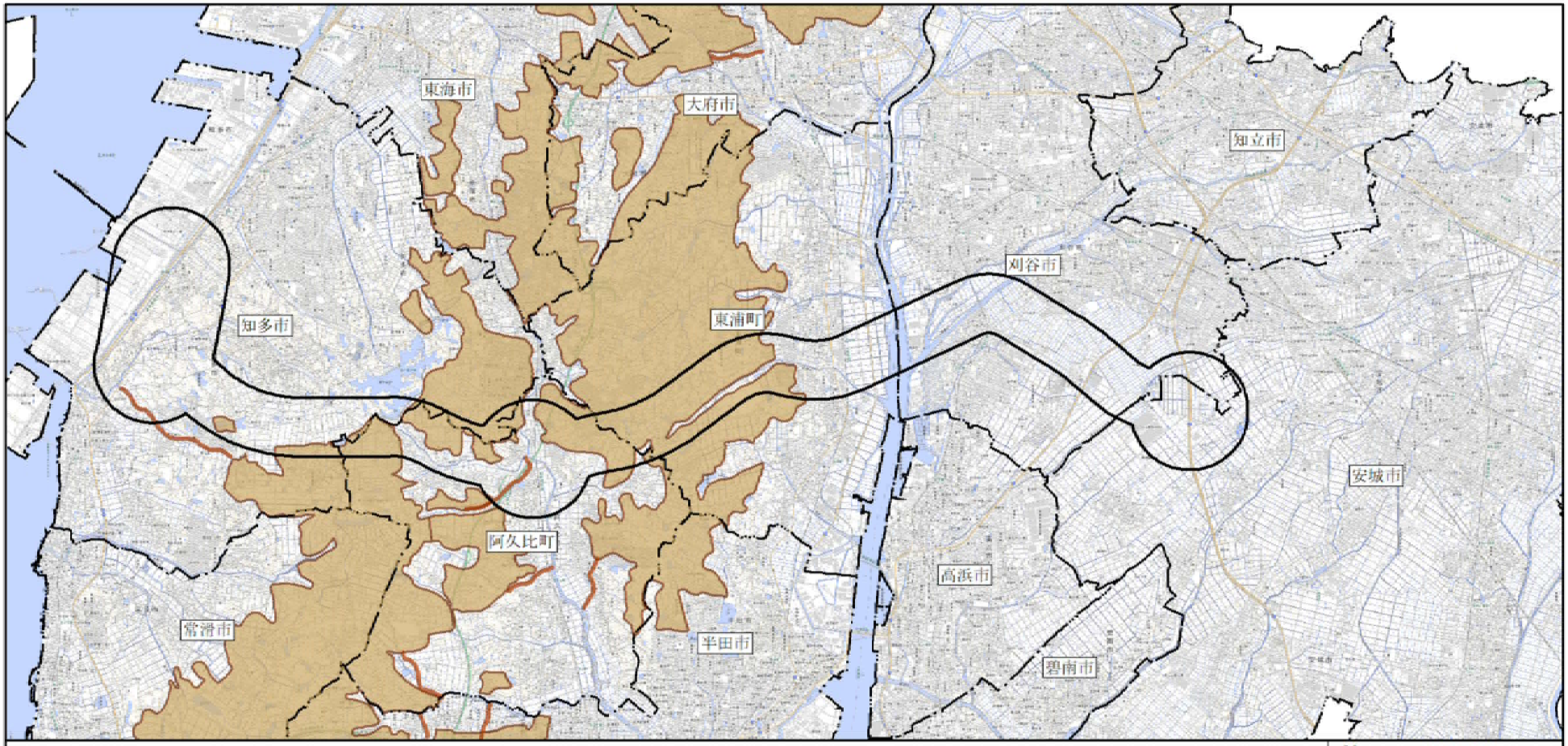

凡　例

都市計画対象道路事業実施区域

行政界

砂防指定地（面指定）

砂防指定地（線指定）

出典：「知多建設事務所管内図 河川・砂防・海岸・港湾」（平成 31 年 3 月、愛知県知多建設事務所）

図 4.2-40　砂防指定図

10)「地すべり等防止法」の規定に基づき指定された地すべり防止区域

調査区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条の規定に基づき指定された地すべり防止区域は存在しない。

11)「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域

調査区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域が存在する。

調査区域における急傾斜地崩壊危険区域の位置は図 4.2-41 に示すとおりである。事業実施区域においては、知多市沿岸部付近に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

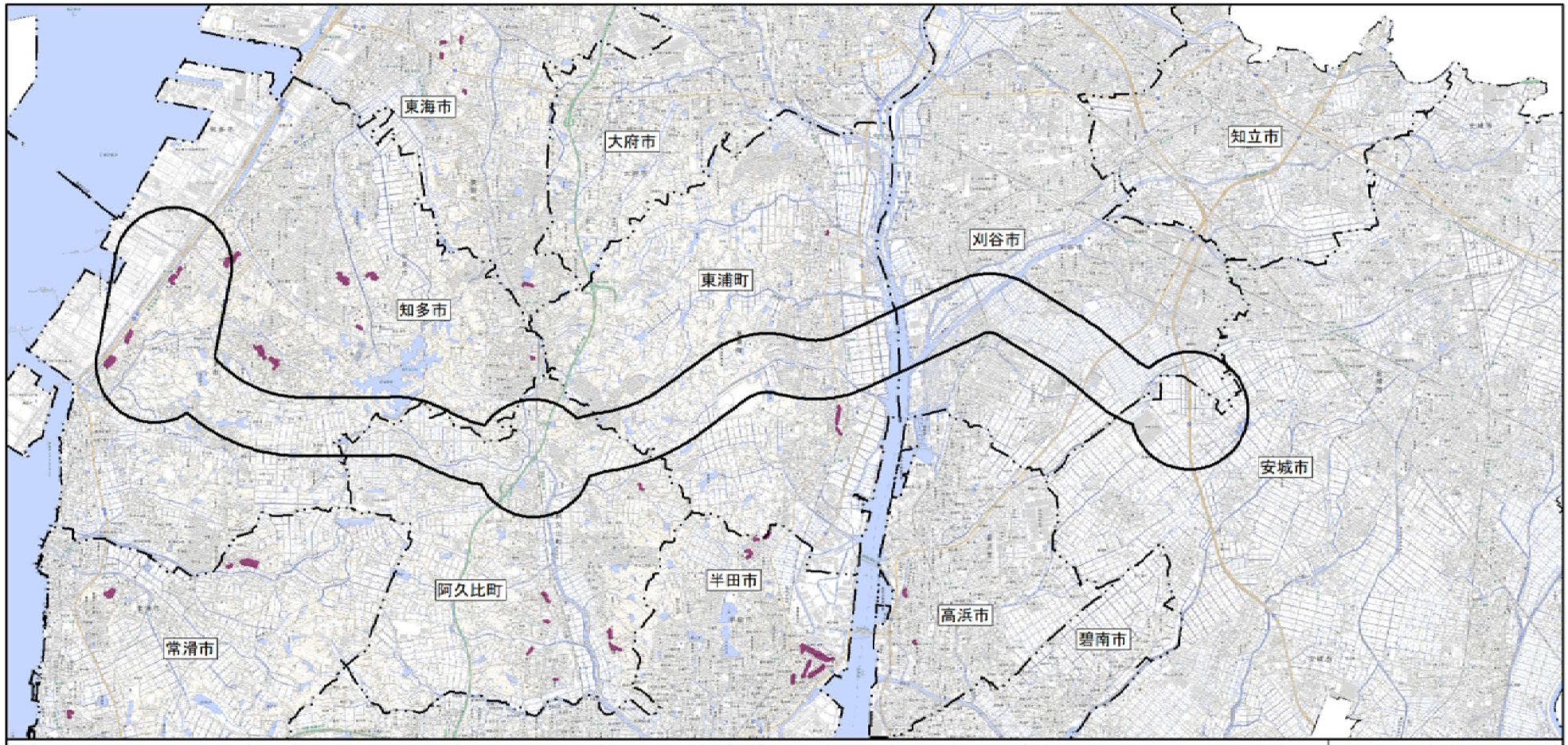

凡　例

都市計画対象道路事業実施区域

急傾斜地崩壊危険区域

行政界

出典：「マップあいち地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

図 4.2-41　急傾斜崩壊危険区域位置図

12)「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された土砂災害警戒区域

調査区域には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 69 号）第 7 条に基づき指定された土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項により指定された土砂災害特別警戒区域が存在する。

調査区域における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の位置を図 4.2-42 に示す。事業実施区域においては、西側沿岸部におけるグリーンベルト周辺等に土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が存在する。

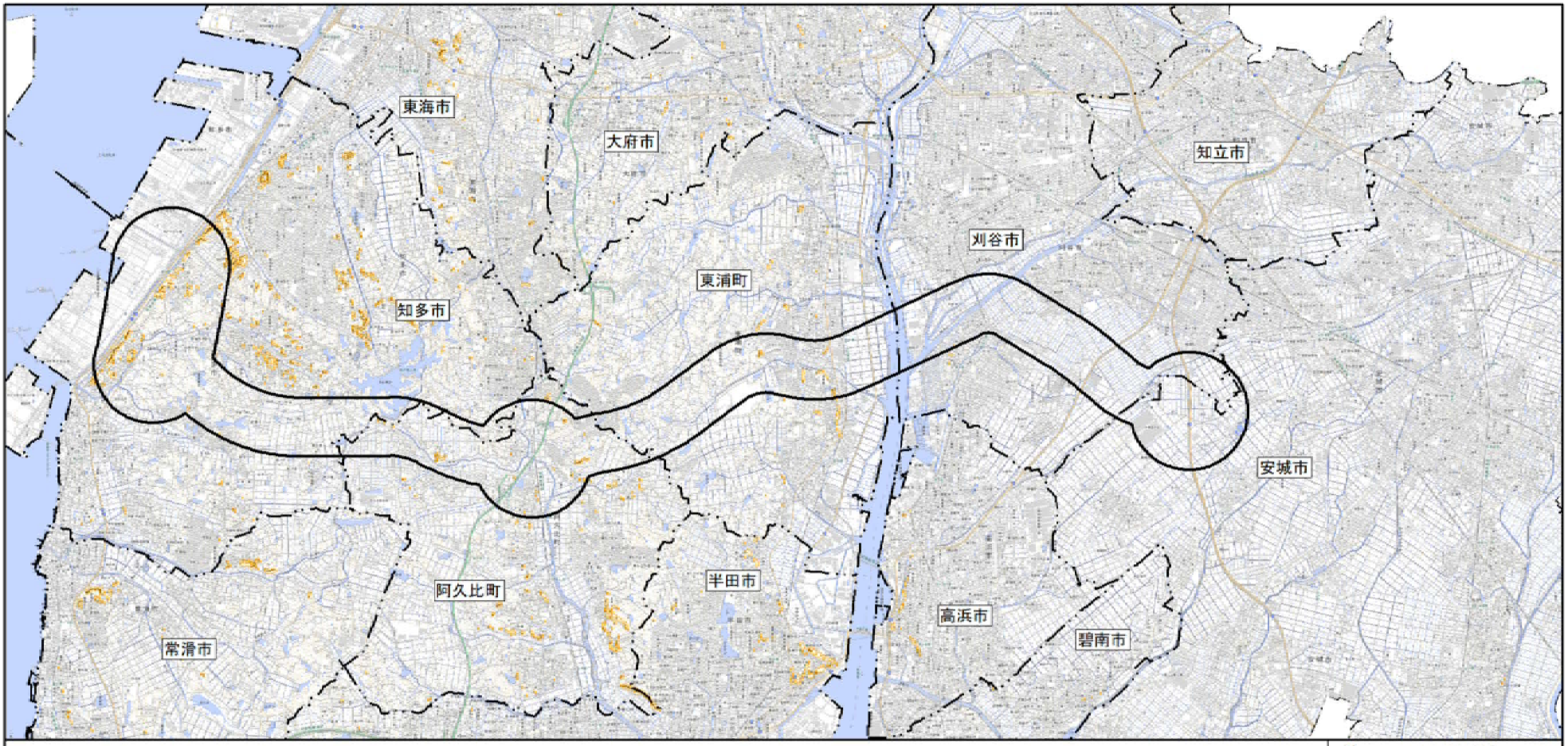

凡　例

都市計画対象道路事業実施区域

行政界

急傾斜地崩壊区域（土砂災害警戒区域）

急傾斜地崩壊区域（土砂災害特別警戒区域）

出典：「マップあいち　土砂災害情報マップ」（愛知県 HP、令和７年５月閲覧）

図 4.2-42　土砂災害警戒区域（急傾斜の崩壊）位置図

4.2.10　その他の状況

(1)温室効果ガス等の状況

愛知県の温室効果ガス総排出量は、表 4.2-74 に示すとおりである。

愛知県では、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指し、2030 年度までに県内の温室効果ガス総排出量を 2013 年度比で 46%削減するという目標を掲げている。また、「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」（2022 年 12 月、愛知県）を策定し、地球温暖化対策の推進に関する計画を進めている。

なお、愛知県における温室効果ガス排出量は森林吸収量も見込んで 70,097 千 t-CO2 となっており、基準年度である 2013 年度と比較して 14.9%削減している。

表 4.2-74　愛知県内の温室効果ガス総排出量の推移

単位：千 t-CO2

部門等＼年度		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022年度対2013年度比
CO_2 注1 エネルギー起源	産業部門	40,153	39,827	39,512	40,198	40,880	40,395	37,628	34,882	34,816	33,938	▲15.5%
	業務部門	12,072	11,336	10,881	9,829	9,688	9,811	9,144	8,431	8,407	9,058	▲25.0%
	家庭部門	8,584	8,000	7,376	7,463	7,569	6,893	6,577	6,388	6,271	6,687	▲22.1%
	運輸部門	13,327	12,941	13,387	13,400	13,541	13,308	13,344	11,330	11,643	12,188	▲8.5%
	エネルギー転換部門	2,435	2,341	2,303	2,364	2,337	2,270	2,183	1,989	2,265	2,325	▲4.5%
非エネルギー起源 CO_2		2,225	2,186	2,163	2,216	2,336	2,451	2,306	2,257	2,192	2,109	▲5.2%
メタン		450	429	424	407	406	462	430	431	428	412	▲8.5%
一酸化二窒素注2		978	939	913	910	919	916	871	819	866	905	▲7.5%
代替フロン等 4 ガス		2,159	2,380	2,540	2,863	2,923	3,025	3,196	3,159	3,326	2,874	+33.1%
総排出量		82,384	80,379	79,499	79,647	80,600	79,530	75,679	69,686	70,215	70,495	▲14.4%
森林吸収量		－	▲436	▲437	▲414	▲415	▲409	▲373	▲352	▲371	▲398	－
総排出量（森林吸収量控除後）		82,384	79,943	79,062	79,233	80,185	79,120	75,306	69,334	69,844	70,097	▲14.9%

注1）電力の CO_2排出係数は調整後排出係数により算出。
注2）代替フロン等 4 ガスは、HFC_S、PFC_S、SF_6、NF_3の合計。また、2012年度までは、HFC_S、PFC_S、SF_6の3ガスの合計であり、1990年度の排出量は1995年度の排出量で代用した。
注3）四捨五入により総排出量とその内訳が一致しない場合がある。
出典：「2022年度温室効果ガス総排出量について」（愛知県 HP、令和7年5月閲覧）